

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
1	拠点・市街地整備	都市計画総務事務	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市施策の立案に必要な各種調査を実施し、常に現況や課題等を把握し、地域の実態に即した都市施策を実施していく。 また、都市施策を決定していく過程においては、法定諮問機関である笠間市都市計画審議会に審問・審議し、決定していく。 その他、開発行為及び建築確認等に必要となる都市計画制限等の照会・申請等に対する対応を行う。	義務的事業	都市計画に関する各種調査事務 都市計画審議会議事	回 件	10 2	10 1	10 2	県補助	289	283	9,457	都市計画課		
2	拠点・市街地整備	都市計画情報管理事業	都市計画図は、都市計画法第14条に定める「都市計画図書」や、同法第6条に規定する基礎調査を行うに当たって必要となる基図であり、庁内各課においても各種図面作成の基本図として使用していることから、住民サービスの向上や業務の効率化を図るため、都市計画図情報として管理を行う。 また、合併後の平成21年1月に作成したが、土地利用・建築及び道路等の新設により変化があることから、定期的な更新を行う必要がある。直近は、平成27年度に更新した。	維持管理事業	都市計画図の頒布 (H29新規指標) 基本図の貸し出し(H29新規指標)	件 件	0 0	0 0	215 25	市単独	66,035	467	427	都市計画課		
3	拠点・市街地整備	土地情報管理事業	土地情報システムの管理(本庁及び支所) 地籍集成図の加除業務	義務的事業			0 0	0 0	0 0	市単独	4,333	5,273	5,108	管理課		
4	拠点・市街地整備	土地利用推進事業	国土は、現在及び将来における国民のための限られた資源であり、生活及び生産など諸活動の基盤である。健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図るため、国土利用計画法・都市計画法など土地利用関連法を遵守し、適正な運用を図る。 (平成22年度権限委譲)	義務的事業	土地取引届出処理件数 うち)違反(期限後届出)処理件数	件 件	38 10	26 8	22 11	市単独	0	0	0	企画政策課	見直し	国土利用計画法・都市計画法などの土地利用関連法を遵守し、適正な運用の実施については一定の事務水準を保っている。今後は、土地利用を含めた地域における課題に対して総合的に情報を収集し調査及び対応の強化を図ることから、政策調査事業への統合、見直しを行う。
5	拠点・市街地整備	都市計画基礎調査事業	都市計画法第6条第1項に規定された「都市計画に関する基礎調査」を実施するもので、土地利用、建築物の用途、都市施設等に関する状況、宅地開発の状況、建築の動態等について把握するための調査を目的とする。	政策的事業	成果品	式			1	県補助	0	0	8,478	都市計画課		
6	拠点・市街地整備	市街地活性化推進事業	笠間市市街地活性化対象区域内において、市民等が自主的・主体的に行う、地域の活性化及び地域の振興に資することを目的とした事業に対して「笠間市市街地活性化基金」を活用し、笠間市市街地活性化事業補助金を交付する。	政策的事業	関係事業への活用	事業	0 0	3 0	2		35	13,112	13,484	まちづくり推進課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。
7	拠点・市街地整備	市街地活性化基金事業	市街地活性化基金の繰入や、運用による利子の積立等適正に管理する。	政策的事業	関係事業への活用	事業	0 0	3 0	2	市単独	39	16	16	まちづくり推進課		
8	拠点・市街地整備	畜産試験場跡地活用促進事業	畜産試験場跡地は、効果的な活用による生活と経済活動両面を支える拠点となることが期待できることから、所有者である茨城県との協議等を通して、大学や企業等の進出意向調査や訪問、暫定的な利用などを行いながら利活用策の検討を進めてきた。 引き続き、茨城県との協力と連携を図りながら、当該跡地の全面的な利活用の実現に向け、各方面との協議調整および誘致活動を実施する。	政策的事業	跡地の利活用率	%	0	15	34	市単独	78,000	3,060	4,907	企画政策課		
9	拠点・市街地整備	駅前駐車場管理事業	市内の駅前にある駐輪場及び駐車場の管理業務(使用許可、使用料の徴収、施設の見回り)。 ・有料駐車場:3箇所(笠間駅北、稲田駅前、福原駅前) ・有料駐輪場:3箇所(笠間駅北、稲田駅前、友部駅北) ・無料駐輪場:4箇所(福原駅前、宍戸駅前、岩間駅西・東口)平成22年度より指定管理者制度導入 ・笠間駅北駐車場・駐輪場を笠間観光協会に委託 ・福原駅前駐車場、稲田駅前駐車場・駐輪場をJROB会に委託 ・無料駐輪場については、業務の一部をシルバー人材センターへ委託。 少子化と不況により年々利用者が減少している。また、駐輪場の使用料の有料、無料いずれかへの統一が課題となっている。	維持管理事業	定期1月当たりの自動車台数(貸付含) 定期1月当たりのバイク台数	台 台	80 9	68 20	62 11	市単独	10,610	8,120	9,370	市民活動課		
10	拠点・市街地整備	県道稲田停車場線歩行者空間整備事業	歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれた環境拠点として、人と環境にやさしい観光基盤整備を行う。 県道稲田停車場線歩行者空間整備 A＝730㎡ L＝180m C＝52,000千円 H26、H27 県道稲田停車場線歩行者空間整備(延伸部) A＝400㎡ L＝80m C＝43,000千円 H30、H31	建設・整備事業	石の百年館年間訪問者 稲田駅乗車人員	人 人	5000 183	0 0		市単独	44,422	0	0	都市計画課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
11	拠点・市街地整備	友部駅南北自由通路・駅前広場管理事業	友部駅南北自由通路、北・南口駅前広場維持管理費用 【施設概要】 友部駅南北自由通路 延長:80m 幅員:5m 延床面積:1,270㎡ 付帯施設:エレベーター2基、エスカレーター4基、電気室、公衆トイレ(南北2カ所) 北口駅前広場 面積:約5,000㎡ 付帯設備:駐車場管理システム	維持管理事業	利用者からの苦情件数	件	20	50	4	市単独	18,361	19,398	18,723	管理課		
12	拠点・市街地整備	笠間PA周辺事業	北関東自動車道笠間パーキングエリアと隣接した多目的広場の維持管理費	維持管理事業	物販イベント売上高	円	137391520	86863890		市単独	109	104	481	管理課		
13	拠点・市街地整備	駅前トイレ管理事業	JR水戸線の福原・稲田・宍戸の各駅前公衆トイレの維持管理業務 稲田駅前トイレ 木造瓦葺 15.0㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 福原駅前トイレ 木造瓦葺 15.0㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2 宍戸駅前トイレ 木造瓦葺 21.84㎡ 男子トイレ大1小1 女子トイレ大2	維持管理事業	施設の修繕	件	50	30	4	市単独	1,031	1,067	1,132	管理課		
14	拠点・市街地整備	岩間駅東西自由通路・駅前広場管理事業	岩間駅東西自由通路維持管理経費(施設)東西自由通路、東西駅前広場、駐車場、EV2基、公衆トイレ2カ所	維持管理事業	利用者からの苦情件数	件	00	20	1	市単独	6,750	6,688	6,828	管理課		
15	拠点・市街地整備	笠間稲荷周辺まちづくり拠点整備事業	笠間稲荷周辺地区の歴史・文化を生かしたまちづくりを推進するため、拠点となる旧井筒屋旅館の再生整備及び周辺整備を行い、交流人口の増加によるまちの賑わい創出を図る。	政策的事業	来館者数 関連団体の利用回数	人回	00	00	00		31,983	11,758	222,287	まちづくり推進課	廃止	井筒屋の整備が完了し、周辺整備については現在の計画で終了となるため。
16	拠点・市街地整備	笠間稲荷周辺まちづくり拠点管理事業	笠間稲荷周辺まちづくり拠点施設として取得し、耐震補強及び改修が完了した、旧井筒屋旅館(かさま歴史交流館井筒屋)の管理運営及び笠間稲荷周辺の活性化を図るためのイベント等の実施により、施設の活用を図る。	政策的事業	来館者数 関係団体等の利用回数	人回	1440	1440	00	市単独	888	859	410	まちづくり推進課	アウトソーシング	地域活性化に取り組む組織の自立に向け、事業を見直す。
17	拠点・市街地整備	笠間稲荷門前通りまちづくり推進事業	笠間市の観光の核である笠間稲荷神社を中心とした笠間稲荷門前通りの道路修景整備及び旧井筒屋周辺再開発等を契機として、商店主や地域住民が自らまちづくりに取り組む姿勢を醸成し、地区の特性を生かした永続的な観光拠点づくりを行うため、住民組織である「笠間のまちと通りのこれからをみんなで考える会(通称:かさまち考)」を中心とした協議を継続して実施する。	政策的事業	ワークショップ参加人数 景観整備実施店舗数	人件	1503	386	403	市単独	2,041	2,195	152	まちづくり推進課	見直し(縮小)	平成30年度までに目的がある程度達成できたため、31年度以降は縮小する。
18	拠点・市街地整備	駅周辺活性化推進事業	笠間市駅周辺整備活性化プランに基づき各施設の整備事業等を推進している中で、総合調整及び各整備事業の効果を促進する事業を展開する。	政策的事業	駅利用者数(岩間駅、友部駅、稲田駅の1日平均乗車人員)	人	51350	50960	48000	国補助	2,017	0	0	企画政策課		
19	拠点・市街地整備	笠間駅北区画整理整備基金事業	笠間駅北区画整理地区内の整備事業に要する資金に充てるため、笠間駅北区画整理整備基金を設置した。 笠間駅北区画整理事業終了後に、同組合からの寄附金をもって原資とする基金が創設された。	政策的事業	基金積み立て総額 基金取り崩し総額	円円	27730	11210	151215430	市単独	3	1	1	都市計画課		
20	拠点・市街地整備	友部駅橋上化及び自由通路整備基金事業	友部駅橋上化、自由通路及び友部駅周辺整備の充実を図るための資金に充てるため設置した基金である。 友部友部駅橋上化及び自由通路については、平成20年に完成した。 現在は、友部駅周辺整備(南友部地区地区計画内の地区施設(幹線区画道路の整備)のため基金を活用している。	政策的事業	基金積み立て総額 基金取り崩し総額	円円	518160	317240	1900311290	市単独	52	32	17	都市計画課		
21	拠点・市街地整備	岩間駅東土地区画整理事業繰出金事務	土地区画整理事業を行うために借り入れた合併特例債の元利償還金の特別会計への繰出金である。	内部管理事務	元利償還金の償還額	円	45190000	45179220	21889381	市単独	4,519	14,282	21,889	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
22	拠点・市街地整備	土地区画整理事業推進事務	保留地販売に係る事務で、保留地販売促進紹介料や、草刈委託料、販売促進のための広告料である。	維持管理事業	保留地販売	区画	0 0	0 0	1	市単独	306	28	53	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
23	拠点・市街地整備	一般会計繰出金事務(岩間駅東区画)	保留地処分金の一般会計への繰出金に係る事務である。	内部管理事務			0 0	0 0		市単独	4,784	0	0	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
24	拠点・市街地整備	地域開発事業債元金償還事務(岩間駅東区画)	土地区画整理事業のための借入金(地域開発事業債)の元金償還事務。	内部管理事務	元金返済総額	円	0 0	9720000 0	5970000 0		16,380	9,720	9,720	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
25	拠点・市街地整備	地域開発事業債利子償還事務(岩間駅東区画)	土地区画整理事業のための借入金(地域開発事業債)の利子償還事務。	内部管理事務	利子償還総額	円	0 0	136133 0	1980684	市単独	234	136	57	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
26	拠点・市街地整備	合併特例債元金償還事務(岩間駅東区画)	土地区画整理事業のための借入金(合併特例債)の元金償還事務。	内部管理事務	元金償還総額	円	4101103 0	4133453 0	6380000 0	市単独	4,101	4,133	46,305	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
27	拠点・市街地整備	合併特例債利子償還事務(岩間駅東区画)	土地区画整理事業のための借入金(合併特例債)の利子償還事務。	内部管理事務	利子償還総額	円	416819 0	384469 0	3538221	市単独	417	384	1,654	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
28	拠点・市街地整備	岩間地区まちづくり検討事業	本地区の都市整備基盤のうち、幹線道路については、都市計画道路3・4・28土師栄町線と3・4・33日吉町古市線が定められているが、本地区内での整備が行われていないまま長期間を経過し、いわゆる長期未着手路線となっており、本市が平成25年度～26年度に実施した「都市計画道路再検討委員会」における提言では「土地利用並びに既存市街地の主要集散街路の整備等を総合的に判断すること」とされた。 地域住民や土地所有者などの意向を踏まえながら、道路と密接に係る将来の土地利用の方向性を含めて、幹線道路や補助幹線道路、集散道路などの配置や整備の方向性を検討することで、まちづくりの方針や整備計画を作成するとともに、それにふさわしい整備手法や実現手法を検討する。	計画策定事務	まちづくり方針の決定 まちづくり整備計画(案)の作成	件 件	1 1	1 1	0 0	市単独	6,342	6,300	11	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
29	拠点・市街地整備	県道水戸岩間線歩行者空間整備事業	本路線は、笠間市駅周辺整備活性化プランに位置づけられており、岩間駅への通勤通学路であると共に愛宕山のハイキングコースのハイカーのアクセス道路でもあるため、歩行空間の高質化により歩行者の回遊性の向上が図れ、観光客が増大し、当該地区の活性化につながるため整備が必要である。 L＝300m W＝5.5/8.0m C＝100,000千円 H27 測量・設計 L＝300m 工事 L＝100m H28 工事 L＝200m 第1ポケットパーク整備 A＝200m2 H29 案内板設置工事 N＝1基 H30 多目的広場工事 A＝3,000m2 H31 第2ポケットパーク整備 A＝40m2	建設・整備事業	満足度 歩行者数	% 人	0 0	0 0	0 0	国補助	12,584	80,893	35,307	都市計画課		
30	拠点・市街地整備	開発指導事務	笠間市開発事業指導要綱に基づき、1,000㎡以上の宅地開発行為等について、指導を行う。 また、県から権限移譲を受けた都市計画法に基づく3,000㎡以上の宅地開発許可について、都市計画法の技術基準等に基づく審査、許可及び完了検査を行う。	義務的事業	開発行為の完了検査	件			19	市単独	32	105	59	都市計画課		
31	拠点・市街地整備	建築確認取扱事務	本市において建築確認申請に関する審査は、県が所管するが、県との委託契約に基づき、県に建築確認を申請する場合は、用途地域等の確認を行い、県へ経由する。 また、友部地区において設定されている住居表示区域内に新築された建築物について、建築主からの申請に基づき、住居表示を設定する。	義務的事業	住居表示設定件数	件			26	市単独	289	281	275	都市計画課		
32	拠点・市街地整備	木造住宅耐震化推進事業	防災(震災)対策の一環として、旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の建築確認申請)の木造住宅について、耐震化の促進を図る。 国、県においても、基本方針や耐震改修促進計画を策定し、耐震化の促進を図っている。(耐震化率の目標:95%(平成32年度末))	政策的事業	住宅の耐震化率(推計)	%		79.5		国・県補助	416	0	4,460	都市計画課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
33	拠点・市街地整備	宅地耐震化推進事業	過去の大規模地震において、谷や沢を埋めた盛土や斜面に腹付けした盛土等が滑動崩落を起こし、住宅等に被害が発生した。 このようなことから、国は、大規模盛土造成地変動予測調査及び大規模盛土造成地マップの公表を促進している。 市では、災害を未然に防止し、市民に防災意識を高めていただくために「大規模盛土造成地変動予測調査」を実施し、「大規模盛土造成地マップ」を公表する。	政策的事業	「大規模盛土造成地マップ」の公表	回			0	国・県補助	0	0	4,698	都市計画課		
34	拠点・市街地整備	被災住宅復興支援利子補給補助金交付事業	東日本大震災による被災者生活再建支援制度の補完を目的とし、被災者が金融機関等からの借入金を利用して自己用住宅の復旧(補修等)を行う場合の利子を補助することにより、被災者の負担軽減を図る。 県は、毎年、事業の延長を行っている。 利子補給率： 平成28年3月31日までに融資を受け、平成28年12月28日までに申請した場合 年2%(県1%，市1%) 平成28年4月1日以降に融資を受けた場合 年1%(県1%) 期間：5年間	政策的事業	補助件数	戸	60	68	55	県補助	3,749	3,999	3,352	都市計画課	見直し	補助期間5年が経過することで補助終了となる案件が増え、補助対象となる件数が減少してきている。また、新規申請が減少している(平成28年度 8件→平成29年度 2件)。
35	拠点・市街地整備	住宅管理事業	市営住宅13団地353戸の維持管理 入退去、家賃管理、修繕及び維持管理経費	維持管理事業	住宅使用料 入居戸数	円 戸	6359145 0 291	6225988 0 275	5822590 0 268	市単独	34,243	39,393	39,574	管理課		
36	拠点・市街地整備	市営住宅長寿命化事業	笠間市営住宅長寿命化計画に基づく修繕工事 H30年度 福原住宅【A棟】：外壁塗装・手摺改修工事 下市毛住宅：実施設計業務委託	維持管理事業	修繕棟数	棟	2 0	1 0	1	国補助	19,040	27,670	19,148	管理課		
37	拠点・市街地整備	住宅管理事業費臨時的事业	市営下市毛・石崎住宅の高架水槽撤去工事	建設・整備事業	入居戸数	戸	50 0	50 0	0	市単独	3,186	34,830	0	管理課		
38	公共交通	公共交通対策事業	茨城県公共交通活性化会議 広域的連携(同一生活圏の市町村及び交通事業者)による地域公共交通の調査研究及び維持・確保・改善に向けた事業の実施 常磐線・水戸線整備促進期成同盟会 各期成同盟会を通じた要望活動により、鉄道輸送力の増強、在来線の維持確保及び鉄道施設の利便性の向上 公共交通 地域内の効率的な移動性を確保し活性化を図るため、公共交通の現状と課題を把握したうえで、地域にあった公共交通全体の方向性を決定し、各公共交通の確保・改善を図る各種事業を展開する。	政策的事業	市内各駅の乗車人員 輸送人員数(補助対象路線)	人/ 日 人	7121 75688	7009 66773	75339	市単独	51	51	51	企画政策課		
39	公共交通	公共交通維持確保事業	路線バス運行対策費補助 既存公共交通(路線バス)の維持確保を図るため、以下、3路線の運行に伴う損益に対し、補助金を交付する。損益額を抑制するため、広報周知活動により利用を促進する。 ・岩間駅～下安居酒屋前間 ・友部駅～中央病院間 外2路線 稲田・福原駅乗車券類簡易販売業務委託 稲田・福原駅の無人化防止(防犯・安全対策)及び鉄道施設の機能確保(乗車券類販売)による周辺住民の利便性を確保する。 高速バス「益子・笠間～秋葉原線」PR 平成19年10月に廃止となった高速バスについて、震災時の臨時運行を契機に再開への気運が高まり、平成24年6月に運行が再開された。また、平成25年4月には益子町まで延伸された。以来、順調に利用者が増加している。	政策的事業	維持路線数 市内各駅の有人化率	路線 %	5 100	4 100	4 100	県補助	11,187	14,953	15,803	企画政策課		
40	公共交通	デマンドタクシーかさま運行事業	公共交通空白地域の解消や高齢者を中心とした交通弱者の医療・福祉・商業施設等へのアクセス強化、地域の活性化、市民福祉の向上を図るために、平成20年2月から運行を開始している。 ○平成21年度：デマンドタクシーかさまの運営業務の委託を実施 ○平成22年度：運行当初の7エリアを3エリアに統合 ○平成24年度：運行支援システムの更新 ○平成27年度：土曜日試験運行の実施 ○平成28年度：土曜日本格運行の開始	政策的事業	1日当たり利用者数 (H27年度から土曜日運行含む) 年間乗車券販売額	人 千円	189 17064	199 18242	211 19336	市単独	49,908	58,930	58,001	企画政策課		
41	公共交通	デマンドタクシーかさま運行エリア再編事業	「デマンドタクシーかさま」は、市内を3つのエリアに分けて運行しており、エリアをまたいで目的地に向かう場合には、指定の場所(笠間市役所、笠間SC)で乗り継ぎが必要となっている。乗り継ぎの場合は目的地までの所要時間が長くなるため合理化が求められている。エリア再編により乗り継ぎを最小限に抑え、利用者の利便性の向上を図る。	政策的事業	利用者数(旧エリアで乗換を必要とした方の人数)	人	1512 0	2580 0	2879 0	市単独	56	0	0	企画政策課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
42	公共交通	デマンドタクシーかさまシステム更改(構築)事業		政策的事業							0	0	0	企画政策課		
43	空家・空地対策	空家政策推進事業	適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特措法及び条例に基づき空家等所有者に行政指導をする。「空家バンク制度」を通して、空家物件登録者には、「空家バンク登録物件流通促進事業補助金」を活用し、バンク制度の普及促進と利用率の向上を図る。また、空家利用登録者へ物件情報を積極的にPRするとともに、「空家活用支援補助金」を活用し、修繕費や購入費、家賃の補助により、本市への移住、定住人口、二地域居住人口増加を目指す。除却した空家等の跡地や空地の有効活用の施策として、空地バンク制度を立ち上げる。	政策的事業	管理不全状態空家等改善件数 空家バンク制度成約件数	件 件			25 21	国補助	0	0	20,297	まちづくり推進課		
44	道路・河川	国県補助事業調整事務	笠間市内を通る国道や県道・河川の整備・充実を早期に図るため国や県と連携を密にし、国県事業の事業調整・整備促進を図る。 また、都市建設部が主となる国庫補助事業の庁内各課を調整し、とりまとめて申請する。	内部管理事務	整備促進	箇所	13 0	14 0	13	市単独	587	576	571	建設課		
45	道路・河川	市道(笠)2111号線整備事業	安心な通学空間を創るみちづくり(防災・安全) 全体計画L=460m 幅員W=4.0/6.0m 事業期間H29～H32 道路新設改良工事費:歩道整備工事 L=460.0m 委託料:用地測量 A=400㎡、工作物補償調査 N=5件 不動産鑑定業務委託、土地評価調書作成業務委託	建設・整備事業	歩行者の安全確保 排水機能の確認	m m	0 0	0 0	90 90	国補助	0	0	7,500	建設課		
46	道路・河川	市道(笠)3592号線整備事業	安心な通学空間を創るみちづくり 全体計画L=210m 幅員 W=6.5/12.0m 事業期間H29～H30(H30完了) 道路新設改良事業費:歩道整備L=210m	建設・整備事業	歩道段差解消 排水機能の確認	m m	0 0	0 0	140 140	国補助	0	3,600	11,870	建設課		
47	道路・河川	来栖本戸線整備事業	社会資本整備総合交付金(計画17) 地域経済・活力の向上と安全快適なみちづくり 国道50号の渋滞緩和及び、北関東自動車道へのアクセス強化を図る幹線道路の整備事業。 全体計画L=3,200m 幅員W=6.0/10.0m 事業期間 H19～H32 ・消耗品費:用地買収契約収入印紙 ・道路新設改良工事:道路改良工事 L=360m ・委託料:用地測量(不動産調査報告書作成)、補償調査業務(単価見直)、時点修正業務、埋蔵文化財発掘調査A=52㎡ ・公有財産購入費:事業用地取得面積 A=1179.30㎡(N=6筆) ・補償・補填及び賠償金:工作物(物置)N=1件、就業不能補償N=2人、電柱移転補償N=6件	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	0 0	53 14	59 1	国・県補助	43,822	75,491	79,819	建設課		
48	道路・河川	南友部平町線整備事業	社会資本整備総合交付金(計画17)地域経済・活力の向上と安全快適なみちづくり 旧笠間地区と旧友部地区とを結ぶ合併支援道路の認定を受けた幹線道路の整備事業。 道路改良舗装工事 全体計画 L=2,030m W=6.0/11.0m 橋梁(上部)鋼単純少数主桁 橋長54m 橋梁(下部)逆T字橋台(直接基礎)事業期間 H19～H32 測量設計等委託料 :地質調査業務委託(盛土の安定性)N=4.0箇所 橋梁設計業務委託L=54m 道路新設改良工事費:道路改良工事 L=400m	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	34 0	40 0	44	国・県補助	41,066	98,515	65,941	建設課		
49	道路・河川	笠間小原線整備事業	防災・安全社会資本整備交付金(計画5)安心な通学空間を創るみちづくり 道路改良舗装工事 全体計画 L=2,300m W=6.0/10.0m 1工区 L=740m (供用済) 2工区 L=1,560m 笠間市街地から友部駅北口及び、笠間芸術の森公園周辺の交通形態の確立を図るための幹線道路の整備事業。 供用済 L=1,240m(No.16～No.78(E.P))	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	83 0	90 0	100 0	国補助	53,718	50,659	113,974	建設課	-	平成30年度で事業完了。
50	道路・河川	市道(友)2級5号線整備事業(随分附)	防災・安全社会資本整備交付金(計画5 安心な通学空間を創るみちづくり)による道路整備事業 延長 1,630m 幅員6/10m 県道水戸岩間線と県道友部内原線を結ぶ幹線道路	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	30 0	35 0	45 2	国補助	37,305	55,796	73,476	建設課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
51	道路・河川	街路事業促進事務	毎年、茨城県街路事業促進協議会が国の関係機関へ行う要望活動へ参加するための経費と、同協議会開催の先進地視察等を含む現地研修会への参加及び街路に関する様々な情報の提供を受けるための負担金である。	政策的事業	要望参加回数 研修参加	回 回	0 0	1 4	1 1	市単独	160	44	44	都市計画課		
52	道路・河川	市道(笠)1251号線整備事業(池野辺)	社会資本整備総合交付金 住環境整備事業 狭あい道路整備等促進事業 道路改良舗装工事 全体計画 L=220m W=5.0m 地区の生活道路として、拡幅工事を行い車両や歩行者の安全を確保する。 概算事業費 33,668千円(27見直) 内訳 委託費 6,228千円 用地費 2,340千円 補償費 2,100千円 工事費 23,000千円	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	0 0	36 9	100 1	国補助	0	6,700	25,131	建設課	-	平成29年度で事業完了。
53	道路・河川	市道(笠)0218号線整備事業(日沢)	社会資本整備総合交付金 住環境整備事業 狭あい道路整備等促進事業 道路改良舗装工事 全体計画 L=210m W=5.0m 地区の生活道路として、拡幅工事を行い車両や歩行者の安全を確保する。 概算事業費 37,923千円(27見直) 内訳 委託業務 6,033千円 用地費 1,290千円 補償費 1,600千円 工事費 29,000千円	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	0 0	50 6	100 0	国補助	0	8,812	18,767	建設課	-	平成29年度で事業完了。
54	道路・河川	市道(岩)西277号線整備事業(大網)	道路改良事業 延長 307m 幅員 5m 地区の生活道路として、拡幅改良を行い車両や歩行者の安全を確保する。	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	0 0	75 0	100	国補助	8,236	14,957	8,326	建設課	-	平成29年度で事業完了。
55	道路・河川	市道新設改良事業(笠間地区)	市道(笠)3502号線, 市道(笠)3420号線, 市道(笠)1136号線, 市道(笠)1101号線, 市道友部池野辺線(H30完了), 市道(笠)2202, 2187線(H30完了), 市道(笠)4131号線(H30完了) 普通旅費:用地交渉(東京都/行方市), 災害復旧全国大会 消耗品費:用地買収契約収入印紙代(2路線), 土地積算基準等の参考図書購入費用 食糧費 :生活道路整備説明会飲物代(1路線) 登記事務委託料:契約事務処理後の登記事務手数料 測量設計等委託料:要望道路(生活道路整備)用地測量及び工作物補償調査(1路線) 道路新設改良工事:池野辺地区(市道友部池野辺線)L=120m他5路線 公有財産購入費:市道(笠)3502号線他 A=3760㎡(31筆) 補償補填及び賠償金:市道(笠)3502号線他 路線工事支障電柱移転料(16件)	建設・整備事業	実施率 交渉件数	% 件	0 0	100 23	100 4	市単独	30,154	81,421	121,207	建設課		
56	道路・河川	市道新設改良事業(友部地区)	各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。	建設・整備事業	執行率 交渉件数	% 件	0 0	100 29	100 2	市単独	561	5,795	5,309	建設課		
57	道路・河川	市道新設改良事業(岩間地区)	各地区からの整備要望について、緊急性の高い路線や未改良路線などを整備し、生活道路網の整備を図る。	建設・整備事業	執行率 交渉件数	% 件	0 0	99.3 0	100 11	市単独	36,512	59,402	45,906	建設課		
58	道路・河川	友部駅周辺整備事業(地区道路)	友部駅周辺の道路整備(南友部地区2路線)及び浸水対策(美原地区)を実施し、住み良い環境作りを図る。	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	42 0	76 0	67 4	国補助	23,821	98,074	89,274	建設課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
59	道路・河川	市道認定事業	道路法第8条により市町村道は市町村の营造物であり、その管理、費用負担の主体は市町村であるので、市町村長が市町村道の路線を認定する場合には前もって市町村の議決機関である市町村の議会の議決を経なければならないこととして、充分に市町村の意思が反映されるよう措置している。	義務的事業	認定率	%	100 0	100 0	100 0	市単独	0	0	0	管理課		
60	道路・河川	道路台帳更新事業	道路法第28条に基づき、道路管理者がその管理事務を円滑に遂行するためにも、道路の区域はもちろん道路の構造等、兼用工作物、占用物件その他に関し道路管理上の基礎的な事項を総括して把握しておく必要がある。 道路台帳の制度は、この制度に基づき設けられたものである。	義務的事業	修正路線延長	m	20000 0	20000 0	12957 0	市単独	11,556	11,340	15,735	管理課		
61	道路・河川	道路管理総務事務	道路法による各種承認・許可業務 法定外道路に係る各種承認、許可業務 公共用財産の払い下げ業務 占用料の賦課徴収業務 境界復元測量委託業務 国土調査の修正業務 土地賃借料支払業務 道路用地買収業務	維持管理事業			0 0	0 0	0 0	市単独	17,693	13,078	13,704	管理課		
62	道路・河川	市道(友)3206号線整備事業(旭町)	狭あい道路整備等促進事業(社会資本整備総合交付金)による、道路整備事業 延長 470m 幅員 5m 拡幅改良を行い、車両や歩行者の安全を確保する。	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	% 件	7 0	22 0	49 16	国補助	5,658	11,729	9,927	建設課		
63	道路・河川	市道(笠)2237号線整備事業	国道355号線道路改良工事に伴う市道取付道路改良工事負担金 道路改良舗装工事 全体計画 L=208m W=6.0/10.0m 全体事業費 85,900千円 茨城県負担 39,857千円 笠間市負担 46,043千円	建設・整備事業	市道の安全確保	m	0 0	208 0	208	市単独	0	39,420	6,623	建設課	-	平成29年度で事業完了。
64	道路・河川	友部駅周辺整備事業(公共施設誘導サイン設置)	都市再生整備計画(友部駅周辺)区域内の公共施設に誘導する案内標識を笠間市サイン計画に基づき設置し、効率的な誘導を図る。	建設・整備事業	設置数	基			6	国補助	0	0	8,035	建設課	-	平成29年度で事業完了。
65	道路・河川	道路水路維持補修受付事務(笠間支所)	道路、水路、河川等は、常時良好な状態で維持して機能を発揮することができる。よって道路の維持、修繕、改良は、重要である。よって、市民の利便性を図るため、各課への申請書、要望書等を経由し、緊急性の高いものや簡易なものは、安全管理や修繕対応を行い担当課へ緊急対応を依頼する。また、集成図、一筆図等の交付を行う。 道水路、河川等の修繕等や集成図等の交付は、管理課所管 道水路、河川等の新設、改良は、建設課所管 交通規制に関する標識(速度規制、横断歩道、信号機等)は、市民活動課所管	維持管理事業	修繕要望等の受付	件	152 0	157 0	90	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
66	道路・河川	道路水路維持補修受付事務(岩間支所)	道路・水路・河川等は、常時良好な状態に保持されて、その機能を発揮することができるように維持補修は、その建設と並び重要な事業である。市民の利便性を図るため、安全管理や修繕対応に関して関係各課への申請書、要望書等を経由する。	維持管理事業	要望等の受付数	件	92 0	122 0	150	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
67	道路・河川	道路維持事業(笠間地区)	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務といえる。	維持管理事業	要望達成率、不良箇所解消率	%	80 0	80 0	43	市単独	109,288	100,317	106,920	管理課		
68	道路・河川	道路維持事業(友部地区)	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは常時良好な状態に保持されて、始めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務といえる。	維持管理事業	要望達成率、不良箇所解消率	%	80 0	80 0	76.6	市単独	80,393	92,895	92,194	管理課		
69	道路・河川	道路維持事業(岩間地区)	道路法第42条により、道路はもともと一般交通の用に供することを目的とする。それは常時良好な状態に保持されて始めてその機能を十分発揮することができる。この意味において道路の維持、修繕は、その建設とならんで重要な道路管理者の責務といえる。	維持管理事業	要望達成率、不良箇所解消率	%	80 0	80 0	66.2	市単独	47,618	54,179	57,617	管理課		
70	道路・河川	道路ストック総点検事業	トンネル天井板の崩落事故をはじめとする道路ストックの老朽化問題が深刻となる中、老朽化が進む道路ストックを的確に維持管理・更新し、次世代に引き継ぐためには、点検による健全度の把握と予防保全対策等を早急に実施する必要がある。また、平成26年7月の道路法改正により、5年に一度のトンネル、構造物の定期点検が義務付けされたことから、安全を確保するため、定期点検を実施する必要がある。	維持管理事業	コスト縮減額	円	0	0		国補助	2,020	0	0	管理課	廃止	トンネル(たまたれトンネル)は廃止する計画であり、市道認定路線から外す。 また、その他構造物の個別修繕計画の策定時に、再度、事務事業を計画作成し、実施する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
71	道路・河川	橋梁定期点検事業	平成26年7月の道路法改正により、5年毎の橋梁の定期点検が義務付けされたことから、定期点検のサイクルを確立し、点検結果を基に修繕及び計画的な架替を行い橋梁の適切な維持管理に努め、修繕費等の縮減を図る。 対象橋梁は2m以上15m未満の橋梁 N＝271橋	維持管理事業	修繕費の縮減	円	0	0		国補助	12,139	28,178	20,520	管理課	廃止(統合)	平成29年度に橋長2m以上15m未満の橋梁(N=271橋)の定期点検を終えた。 平成25年度に橋梁長寿命化修繕計画(橋長15m以上)を策定した橋梁と合わせて、平成30年度に橋長2m上の橋梁(N=347橋)の橋梁長寿命化修繕計画の計画を更新するため、「橋梁長寿命化修繕事業」に統合する。
72	道路・河川	橋梁長寿命化修繕事業	従来の対処療法型から予防保全型管理を行うことを目的に平成25年度に策定した橋梁長寿命化修繕計画にもとづき、橋梁の修繕を行うものである。 なお、5年に一度の定期点検後に修繕計画を見直すことから、橋梁修繕の優先順位は5年毎に変動となる。 橋梁修繕 N＝6橋	維持管理事業	コスト縮減額	円	0 0	0 0		国補助	20,153	1,685	12,204	管理課		
73	道路・河川	橋梁長寿命化修繕計画策定事業	笠間市が管理する道路橋について、今後老朽化する橋梁数の増大に対応する必要があることから、道路法の改正により5年に一度の定期点検が義務付けされた点検結果を踏まえて橋梁長寿命化修繕計画を策定することにより、従来の事後的な架替えから予防的な修繕及び計画的な架替えへの転換を図るとともに橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減を図る。 橋梁定期点検 N＝76橋 橋梁長寿命化修繕計画策定 一式	維持管理事業	コスト縮減	円	0	0		国補助	0	26,516	22,560	管理課	廃止(統合)	平成30年度に橋長2m上の橋梁(N=347橋)の橋梁長寿命化修繕計画の計画を更新するため、「橋梁長寿命化修繕事業」に統合する。
74	道路・河川	道路橋りょう災害復旧事業	災害発生に伴う、道路等の復旧事業を行う。	維持管理事業			0 0	0 0			0	0	0	建設課		
75	道路・河川	友部地区(八雲)浸水対策事業	宅地化が進み、近年の集中豪雨等により、冠水等の浸水被害が発生している友部地区(八雲)において、被害を減少を図る。 延長 L=1,200m	建設・整備事業	執行率	%	3 0	15 0	40	市単独	0	16,740	70,351	建設課		
76	道路・河川	河川管理事業(笠間地区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。	維持管理事業	不良箇所解消率	%	1 0	3 0	100	県補助	1,308	3,325	2,972	管理課		
77	道路・河川	河川管理事業(岩間地区)	河川法第100条(準用河川)、笠間市法定外公共物管理条例(普通河川、水路)に基づき、流水の正常な機能が維持され、河川環境の保全がされることを目的とする。 準用河川 瀬戸の川 準用河川 軍勢川 準用河川 巴川	維持管理事業	不良箇所解消率	%	1 0	4 0	100		788	1,987	982	管理課		
78	公園・緑地	愛宕山管理事業	地域との連携を深めた「通年型観光拠点施設」として、指定管理者制度を活用し、スカイロッジ及び愛宕山周辺一帯を維持管理し、稼働率の向上を図る。 また、定期的に施設の修繕を施し施設の長寿命化と利用者のサービス向上を図る。	維持管理事業	宿泊額稼働率(宿泊人数／64人×365日))	千円％	37001 37.7	34216 34.3	32589 32.5	市単独	25,826	27,317	58,464	商工観光課		
79	公園・緑地	北山公園管理事業	多くの市民や観光客が北山公園の自然環境に親しみながら、観光レクリエーション及びスポーツ活動、健康増進に安全かつ満足して活用できるように園内の維持管理を行う。また、指定管理者のもつ専門知識や技術を生かし、管理運営に努めていく。 H30事業計画 ・北山公園管理業務委託(指定管理) ・園内修繕 ・指定管理者との定期的な協議と連携	維持管理事業	入園者数	人	157495 0	172660 0	177123	市単独	17,421	17,919	21,104	商工観光課		
80	公園・緑地	つつじ公園管理事業	笠間の春を代表するつつじまつりの開催地であるつつじ公園内のつつじの剪定・伐採、消毒、除草等の植栽管理について年間を通して行う。 H30年度計画 ・管理業務委託 ・屋外トイレ改築工事設計業務	維持管理事業	入園者数	人	40,836	42,819	38,606	市単独	32,724	34,128	36,199	商工観光課	アウトソーシング	つつじ公園管理事業及びつつじまつり事業について、平成31年度から指定管理者制度を導入する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
81	公園・緑地	桜の再生計画事業	地域住民及び観光客のレクリエーション地域である愛宕山・北山公園・佐白山周辺の桜を剪定等を行うことにより再生させ、賑わいのある観光地域としての観光振興を図る。 H30事業計画 ・桜の植栽管理を定期的に行うことにより、維持管理と景観を保つ	維持管理事業	愛宕山桜まつり入込客数	人	24150 0	24300 0	24400	市単独	968	962	870	商工観光課		
82	公園・緑地	公園事業促進事務	毎年、茨城県公園緑地推進協議会が国の関係機関へ行う要望活動へ参加するための経費と、同協議会から都市公園に関する様々な情報の提供を受けるための負担金である。	政策的事業	要望活動参加回数	回	1 0	0 0	0	市単独	48	51	6,692	都市計画課		
83	公園・緑地	公園施設長寿命化事業	平成25年度に策定した公園施設長寿命化計画に基づく事業で、都市公園施設の維持管理費の軽減と、平準化を図るための施設整備事業である。 H27～H31 都市公園 N=23公園 C=165,000千円	建設・整備事業	整備進捗率 計画に基づく整備費	% 円	20 33000	27 20000	31 19332	国補助	16,372	19,044	27,496	都市計画課	-	平成30年度で事業完了。
84	公園・緑地	公園施設管理事業	下記施設の維持管理に係る事務費 ・都市公園23公園の内管理課所管18公園 ・管理緑地13箇所 ・ポケットパーク4箇所 ・フレンドリーパーク ・岩間工業団地(緑地・調整池) ・自治会管理(緑地・調整池)	維持管理事業	修繕件数	件	5 0	18 0	5	市単独	16,379	21,202	34,094	管理課		
85	公園・緑地	笠間芸術の森公園管理事業	「県営笠間芸術の森公園」(計画面積54.6ha)において、開園区域35.9haの内陶芸美術館管理区域(1.79ha)を除いた34.11haを笠間市が指定管理者となり、公園使用許可等の業務を含めた公園管理業務・樹木植栽管理業務・電気施設管理業務・水道施設管理業務を行なう	維持管理事業	入園者数	人	813330 0	838914 0	820000	県補助	121,391	123,065	122,140	管理課		
86	公園・緑地	総合公園整備事業	以前より要望のあるグラウンドゴルフ場を整備し、公園を利用する市民の憩いの場と癒しの空間づくりを行い、利用促進を図る。 H28～H29 C=22,000千円	建設・整備事業	グラウンドゴルフ利用者数 多目的広場利用回数	人 回	0 0	0 0	0 0	市単独	0	8,716	13,305	都市計画課	-	平成29年度で事業完了。
87	公園・緑地	都市緑化推進事業	〇いばらき都市緑化フェスティバル 笠間芸術の森公園内イベント広場に於いて行う緑化推進を目的としたイベント(県・市などの共催)。インテリアグリーン教室やガーデニング教室、球根のつかみ取り、風船の無料配布などを行い、緑に親しんでもらう。	政策的事業	イベント参加者数	人	4590 0	4370 0	1500	市単独	125	125	111	管理課		
88	上水道	上下水道諸届出受付事務(笠間支所)	市民の利便性向上のため、上下水道及び小型合併浄化槽の各種申請、届出、納付書等の発行、受付等を支所で行う。 義務事業は、平成26年4月1日から上下水道課が上下水道お客様センター(常陽メンテナンスに業務委託)したことから、業務に関しての問い合わせは、一本化され、緊密に連絡を取りながら行う。 上下水道の業務以外や浄化槽に関することは、上下水道各課が所管。	義務的事业			0 0	0 0		市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
89	上水道	上下水道諸届出受付事務(岩間支所)	市民の利便性向上のため、上下水道 課に代わり上下水道諸届出の受付事務を行う。 平成26年4月から上下水道課が上下水道お客様センター(業務委託)を設置し、問い合わせについては一本化されている。	義務的事业	上水道届出件数 下水道届出件数	件 件	142 57	174 70	207 83	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
90	上水道	量水器(メーター)修繕・購入	水道量水器は、計量法に基づき使用期限が8年とされており、使用状態に関わらず8年で交換(平成29年度より民間事業者へ委託)を行う。交換し回収した量水器は最大2回まで修繕(内部計測器の交換)可能であり再利用する。また、不足した量水器及び新規加入分は新たに購入する。量水器の交換が困難な場所にあつては改善の指導等をしている。故障については随時交換を行い、適正な使用水量の把握ための量水器の管理を行う。	維持管理事業	交換件数 修繕個数	件 個	4568 2106	2632 2264	1794 0	市単独	43,411	23,537	7,992	水道課	-	本事務事業の内、量水器交換業務については、平成29年度から「水道料金徴収等業務委託事業」の業務の一部として民間事業者に委託しており、「量水器(メーター)修繕・購入」として継続していく。
91	上水道	水道料金徴収等業務委託事業	平成26年度から水道料金等における窓口・電話受付業務、開閉栓業務、検針業務、水道料金等請求業務、収納業務等を民間事業者に包括的に委託し、民間事業者の知識や技術の活用により、事務の効率化及びお客さまサービスの一層の向上を図ってきた。平成29年度からは、更なる事務の効率化を目指し、検満量水器の交換業務、給水装置工事の受付・検査、浄水場施設等の管理業務、水質検査業務を追加した。また、今後においても業務委託を拡大し、将来においては地域連携を目指す。	政策的事業	現年度水道料金徴収率 過年度水道料金徴収率	% %	4905 162769	4863 166576	98.6 28.9	市単独	51,319	51,012	82,620	水道課	-	・平成26年度から「【統合】未納金対策業務」を本事業の業務の一部として民間事業者へ委託している。 ・平成29年度から「量水器(メーター)交換及び修繕・購入」の内、量水器交換業務、「施設維持管理事業(水質検査)」,「水道災害対応事業」,「給水装置工事設計審査等事務」を本事業の業務の一部として民間事業者へ委託している。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
92	上水道	水道情報管理システム保守・修正業務	市内全域の給配水管情報を網羅した水道情報管理システムの保守業務と、新設及び更新された給配水管情報をデータ化し、管路の維持管理及び市民サービスの向上、更に災害時のライフラインの早期復旧等を支援する。	維持管理事業	給配水管台帳の発行	枚	1000 0	980 0	1945 0	市単独	4,300	4,249	8,763	水道課		
93	上水道	上下水道諸届出受付事業	市民の利便性向上のため、上下水道課に代わり上下水道諸届出の受付事務を行う。	義務的事业	上水道届出件数 下水道届出件数	件 件	50 400	50 400		市単独	0	0	0	環境保全課		
94	上水道	漏水修繕・漏水調査事業	平成29年度末 配水管総延長855km 給水人口63,321人 給水戸数25,636件 漏水箇所を早期発見し、安全安心な水道水を届ける。漏水調査 H21年度 390km H22年度 140km 漏水修繕 発生時速やかに実施	維持管理事業	有収率	%	85 0	83.5 0	81.3 0	市単独	21,000	15,170	14,760	水道課		
95	上水道	井戸浚渫事業(水源の確保)	笠間市の水源である地下水の取水用井戸を浚渫することにより適正水量を確保する。また、適正水量を確保することにより県からの受水量を削減する。井戸内訳 友部地区8箇所 岩間地区2箇所	維持管理事業	井戸水浄水水量 1日平均 県水購入量 1日平均	m ³ m ³	9700 11500	9234 12485	8956 12881	市単独	36,000	13,544	6,442	水道課		
96	上水道	施設維持管理事業	水道事業者は、安全な水道施設の管理運営を行うことによって事故、異常事態等の早期発見に努め、安全な水を供給していくことが必要である。また、災害時の給水の確保が必要である。配水池容量 箱田配水池2,500m ³ ×2池 飯田配水池800m ³ 穴戸浄水場1,500m ³ ×2池 南友部高区配水池3,000m ³ 南友部低区配水池2,000m ³ 吉岡浄水場1,300m ³ 愛宕配水池2,000m ³ 安居配水池600m ³	維持管理事業	委託の発注 修繕発注	件 件	4 20	6 15	3 16	市単独	63,000	134,278	39,247	水道課		
97	上水道	石綿管更新事業(老朽管更新事業)	笠間地区、友部地区の石綿管更新 老朽化による漏水の防止 安全, 安心な飲料水の提供 石綿管の現況 平成26年度末 笠間地区 配水管 L=3,047m 友部地区 配水管 L=3,947m 導水管 L=2,230m 平成32年度完了予定で、年間1～2kmを更新する。	建設・整備事業	石綿管更新進捗率 更新区間の給水人口	% %	70 3	76.8 1	82.5 1	市単独	115,788	106,016	106,371	水道課		
98	上水道	鉛製給水管解消事業	平成21年度より友部地区に布設してある鉛製給水管の解消を実施 鉛製給水管の現況(平成27年度末把握数)友部地区3,305件 平成26年度までは、1箇所の給水管を複数年(2年)に分けて解消していたが、使用者の負担軽減のため、平成27年度下半期からは単年毎に完全解消する。平成33年度完了予定で、年間200箇所前後を実施する。	政策的事業	整備進捗率 改修により、鉛管が解消した市民	% 人	67 0	74.5 582	83 912	市単独	13,523	26,310	33,423	水道課		
99	上水道	水道建設改良事業	道路改良工事等に伴う布設及び布設替 未普及地域からの要望等による配水管布設 水道水の安定供給に伴う布設及び布設替	建設・整備事業	布設延長 工事箇所の給水者戸数	m 戸	1000 0	1666 41	1700 67	市単独	61,196	63,664	85,990	水道課		
100	上水道	補償工事等に伴う水道管布設替事業	下水道事業, 農業集落排水事業等の工事に伴い、水道管が支障となる場合、補償工事として布設替を実施する。	計画策定事務	布設替延長 工事箇所周辺の給水者率	m %	0 0	666 1	304 1	市単独	30,650	29,290	11,794	水道課	廃止 (統合)	本事業は、下水道事業等の工事を実施する際に水道管等が支障となる場合、原因者が経費を負担して水道課が布設替をする事業である。また、「水道建設改良事業」の中には、道路改良事業等で原因者の経費負担なしで水道課が布設替をする事業が含まれている。経費負担の有無の違いだけで同様な事業であるので、平成31年度から「水道建設改良事業」と統合する。
101	上水道	水道施設整備事業	平成22年度に、計画給水人口77,800人 一日最大給水量30,400m ³ /日で新市における笠間市水道事業(創設)が認可された。平成23年度 浄水施設等の耐震及び機能診断を実施。平成25年度 施設更新に係る水道施設整備計画を策定。平成26年度水道料金統一に伴う財政計画を策定。平成28年度 水道事業を安定的に継続するための経営戦略を策定した。平成30年度を目標に水道施設整備計画等に基づいた変更認可を申請し、平成31年度からは新たな水道施設整備事業を展開する。	計画策定事務	施設整備計画	式	0 0	0 0		市単独	0	0	0	水道課		
102	生活排水	水洗化普及促進事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁防止を啓発し、公共下水道整備区域内の接続工事の促進を図る。	政策的事業	接続率(世帯)	%	83 0	84 0	85.5	市単独	1,110	2,181	1,050	下水道課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
103	生活排水	接続支援事業	森林湖沼環境税を原資とする、茨城県湖沼水質浄化下水道接続事業の開始に伴い実施。 公共下水道へ接続するための工事費の一部を補助し、接続率の向上を図る。 供用開始から3年以内に接続する場合に限り、支援策として4万円の補助を交付している。	政策的事業	接続率(世帯)	%	840	850	85.5	県補助	4,220	3,480	2,780	下水道課		
104	生活排水	都市下水路管理事業	笠間市の都市下水路の役割は、主に雨水を排出する幹線として使用されており、ゲリラ豪雨時などにおいて、浸水を防止する重要な役割を担っていることから、常に流水の障害を取り除くための維持管理を必要としている。	政策的事業	事故障害	件件	01	00	00	市単独	124	55	462	下水道課		
105	生活排水	不明水調査・修繕事業	下水道供用開始から20年を経過する管路は、経年劣化により不明水が増加傾向にあることから、不明水進入箇所を把握し修繕していくことが急務とされる。	維持管理事業	管渠調査(調査済区間/総延長270km) 管渠修繕(修繕済区間/総延長270km)	% %	53	54	66	市単独	16,600	29,534	35,000	下水道課		
106	生活排水	公共下水道維持管理事業	常時稼働を続ける下水道施設は、停止させることなく健全に運転していくことが必須条件となる。また、供用区域内の道路に埋設された管及びマンホールについては、地震による管路の不具合や道路維持管理上の形状の変化等に対し柔軟な対応が必要となっている。	維持管理事業	故障事故	件件	00	190	10	市単独	41,424	85,530	372,478	下水道課	-	本業務のうち、施設の運転管理業務については、平成22年度から包括的民間委託を実施しており、今後も継続していく。
107	生活排水	下水道施設長寿命化計画推進事業	国では、下水道に関する事故の未然防止並びにライフサイクルコストの最小化を図るため、平成20年度に下水道長寿命化支援制度を創設した。笠間市は、制度に基づき供用開始から20年を経過する公共下水道事業に対し下水道長寿命化計画を策定し、下水道の延命を図るとともに、トータルコストの削減を実施することとした。	計画策定事務	改築工事 改築工事	% %	1720	1620	1720	国補助	156,701	327,822	427,072	下水道課		
108	生活排水	公共下水道整備事業	生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、公共下水道を整備する。 ○管渠布設工事 ○公共柵設置工事 ○浄化センターともべ水処理施設増設工事	建設・整備事業	整備済面積の割合	%	840	840	88	国・県補助	264,860	429,016	246,000	下水道課		
109	生活排水	下水道料金・受益者負担金未納者対策事務	滞納の長期化、高額化に対する取組みを行う。 下水道使用料金については、民間委託を実施。	政策的事業	受益者負担金徴収率(過年分) 下水道使用料徴収率(過年分)	% %	9521	9523	12.826	市単独	824	749	669	下水道課	-	・下水道使用料未納分については、平成26年度から水道課に併せて民間事業者へ委託しており、将来的にも継続していく。 ・受益者負担金未納分については、嘱託徴収員による徴収を行っており、将来的にも継続していく。
110	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務(使用料)	公共下水道供用開始区域において、公共下水道に接続した家庭に対し、下水道使用料を賦課徴収する。 水道課を経由して、民間委託。	義務的事业	使用料徴収率(現年度分)	%	563000000	563000000	99.4	市単独	16,409	16,354	18,443	下水道課	-	・下水道使用料については、平成26年度から水道課に併せて民間事業者へ委託しており、将来的にも継続していく。
111	生活排水	公共下水道供用賦課徴収事務(分担金・負担金)	公共下水道工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。 また、対象地積に公共下水道事業受益者負担金を賦課する。	義務的事业	受益者負担金徴収率(現年度分)	%	390000000	395000000	97.80	市単独	6,641	5,868	4,541	下水道課		
112	生活排水	地方債元金償還事務(公共下水道)	公共下水道事業債及び資本平準化債借入に伴う元金償還。	内部管理事務	起債(元金)残高	千円	00	00	15428411	市単独	1,018,345	1,065,943	1,128,523	下水道課		
113	生活排水	地方債利子償還事務(公共下水道)	公共下水道事業債及び資本平準化債借入に伴う利子償還。	内部管理事務	起債(利子)残高	千円	00	00	1930384		312,395	292,715	274,348	下水道課		
114	生活排水	予備費管理事務(公共下水道)	公共下水道事業会計の会計年度中に予算外や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行う。	内部管理事務			00	00			0	0	0	下水道課	-	平成30年4月からの法適用化で特別会計から企業会計となり、予備費管理事務がなくなったため、平成29年度で事業終了。
115	生活排水	公共下水道特別会計繰出金事務	公共下水道事業会計への繰出金	義務的事业			00	00		市単独	779,837	818,143	842,630	下水道課	-	平成30年4月からの法適用化で特別会計から企業会計となり、予備費管理事務がなくなったため、平成29年度で事業終了。
116	生活排水	地方公営企業法適用準備事業	地方公営企業法の適用により企業会計方式を導入するため、固定資産評価、企業会計システム構築及び関連条例の改編作業等を実施する。	政策的事業	固定資産調査・評価 企業会計システム構築	% %	00	3838	100100	市単独	0	20,070	10,755	下水道課	-	平成29年度で事業完了(平成30年4月法適化)。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
117	生活排水	浄化センターともべ管理棟管理事業	浄化センターともべ庁舎管理, 各種保守点検	維持管理事業			0 0	0 0		市単独	6,379	6,333	7,182	下水道課		
118	生活排水	下水道総務事業	職員給料, 負担金, 積立金及び公課費等の総務事業全般	内部管理事務						市単独	135,287	80,348	74,188	下水道課		
119	生活排水	農業集落排水整備事業	農業地域における農業用用水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成を図る。友部北部地区(Ⅰ期地区H20～H25Ⅱ期地区H26～H32)処理計画人口2,730人処理計画戸数594戸管路施設30,029m	建設・整備事業	整備進捗率 接続率	% %	62 76	74 79	76 85	国補助	92,918	98,784	392,729	下水道課		
120	生活排水	【統合】水洗化普及促進事業(農業集落排水)	生活排水による農業環境の悪化及び公共用水域の水質汚濁防止を啓発し、供用を開始している地域内の接続工事の促進を図る	政策的事業	接続率	%	77 0	79 0	81	市単独	0	0	0	下水道課		
121	生活排水	農業集落排水維持管理事業	平成6年度から生活環境の改善また、農業用水路、公共水域の水質改善を目的に整備を行ってきました。平成19年度には5地区を供用開始し、平成20年度からは、処理施設及び排水施設の維持管理を包括的に民間業者に委託している。また同年から事業開始した友部北部地区は、25年度にⅠ期地区の管路整備及び処理場も完成し供用開始した。現在は、6地区の維持管理を行っている状況である。	維持管理事業	接続率	%	77 0	78 0	80	市単独	88,196	86,966	108,447	下水道課	-	本業務のうち、施設の運転管理業務については、平成20年度から包括的民間委託を実施しており、今後も継続していく。
122	生活排水	農業集落排水使用料賦課徴収事務	農業集落排水事業における工事が完了した地域に対し、排水区域の供用開始の告示を行う。また、排水設備工事を終了した受益者から、使用料を賦課徴収する。	義務的事业	収納率(現年度) 収納率(過年度)	% %	99 38	98.7 42.4	99 35	市単独	2,895	2,869	3,249	下水道課	-	・農業集落排水使用料金については、平成26年度から水道課に併せて民間事業者へ委託しており、将来的にも継続していく。
123	生活排水	地方債元金償還事務(農業集落排水)	農業集落排水事業に係る地方債(長期)元金償還の事務を行う業務	内部管理事務	起債(元金)残高	千円	4057377 0	3912790 0	3920320		189,792	193,387	208,070	下水道課		
124	生活排水	地方債利子償還事務(農業集落排水)	農業集落排水事業に係る地方債(長期)利子償還を行う事務	内部管理事務	起債(利子)残高	千円	693491 0	626418 0	576822		75,413	72,313	68,855	下水道課		
125	生活排水	予備費管理事務(農業集落排水)	農業集落排水事業特別会計の会計年度中に、予期できなかった緊急を要する予算外の支出や予算超過の支出が生じた場合において、地方自治法217条第1項に基づく予備費を充当することの適否を判断するとともに、予備費充用額の管理を行う。	内部管理事務	予備費充用額	円	0 0	0 0	0	市単独	0	0	0	下水道課		
126	生活排水	農業集落排水事業特別会計繰出金事務	農業集落排水事業特別会計への一般会計からの繰出金	義務的事业			0 0	0 0		市単独	275,045	271,290	304,212	下水道課		
127	生活排水	合併処理浄化槽整備事業	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置者に対し補助金を交付します。	政策的事業	普及率	%	0 0	0 0	21.7	国・県補助	125,581	109,456	103,795	下水道課		
128	景観	屋外広告物適正化事務	茨城県屋外広告物条例に基づく事務の一部を権限移譲された事務であり、屋外広告物の表示の許可及び違反に対する措置を実施している。 平成29年度に、屋外広告物管理システムを構築し、申請許可の効率化及び屋外広告物の適正管理を促進する。	義務的事业	許可広告数 除却等届出受理広告数	点点	1349 112	1250 118	1235 116	市単独	87	89	2,249	都市計画課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
129	景観	都市景観形成事業	地域の個性を生かした笠間らしい都市景観の形成に向け、仕組みやルールを整え、実践していくとともに、緑の街なみづくりなど、市民が主体的に取り組む都市景観づくりを推進する。平成27年度に実施している「門前通り街並みづくりガイドライン」に基づき地区計画の都市計画決定を受け、門前通りを重点景観地区と想定した「景観計画」の策定を行うとともに景観条例を制定し、平成30年度に「景観形成団体」移行を目指す。 ※平成30年度から景観計画策定事業として実施	政策的事業			0 0	0 0		市単独	0	0	0	都市計画課	-	平成30年度から景観計画策定事業として実施している。
130	防災・危機管理	地域防災計画策定事業	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう「自助」「共助」「公助」の理念に基づき、地域防災計画の見直しを行い、これまでの想定を超える災害や原子力災害にも対応できる災害に強いまちづくりを強力に推進する。	政策的事業	広域避難計画	回	3	0	3	市単独	0	3,744	5,383	総務課		
131	防災・危機管理	国民保護事業	武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本方針及びこの計画に基づき、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。	政策的事業	市民数	人	76739	76160	75260	市単独	0	0	0	総務課		
132	防災・危機管理	東日本大震災支援金に関する基金事業	東日本大震災に際し、笠間市の災害復旧等を目的とする支援金の使途を明確にするため、笠間市東日本大震災支援金に関する基金を設置する。	政策的事業	活用事業数 基金残高	事業 円	1 0	1 0	0 0	市単独	27	29	0	総務課		
133	防災・危機管理	自主防災組織育成事業	大規模な災害発生時には、建物の崩壊、道路の寸断や交通渋滞、通信手段の混乱などから、公的な防災関係機関だけの力では十分な防災活動が出来ないことが考えられ、「共助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図るとともに、地域における防災組織の育成強化を図る。	政策的事業	結成組織率 組織数	% 団体	57.73 136	60.4 143	61 144	市単独	2,277	1,036	248	総務課		
134	防災・危機管理	自主防災組織結成事務(笠間支所)	大規模な災害に備えて、行政区や町内会が自発的な防災活動を行う。自主防災組織の防災活動によって、生命や財産の安全を確保し、被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県、笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	政策的事業	組織率	%	32	32	55	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
135	防災・危機管理	自主防災組織結成事務(岩間支所)	大規模な災害に備え、行政区や町内会等が自発的防災活動を行う。自主防災組織の防災活動が、災害による被害の軽減に大きく寄与していることから、茨城県・笠間市とも自主防災組織の育成に取り組んでいる。	政策的事業	組織率の向上	%	58	58	58	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
136	防災・危機管理	防災訓練事業	防災関係機関相互の連絡体制の強化を図り、市民の防災意識を高めることを目的として関係機関のほか、自主防災組織、ボランティア団体、事業所、地域住民等の協力を得て総合的な訓練を実施する。	政策的事業	防災訓練参加人数	人	0	1200	300	市単独	135	100	100	総務課		
137	防災・危機管理	防災・災害対策事務(笠間支所)	①防災訓練を、年1回実施する。②洪水・土砂ハザードマップを作成し、危険地区に指定された区に配布した。	政策的事業	参加率	%	100	100	100	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
138	防災・危機管理	防災・災害対策事務(岩間支所)	災害時に備え、防災訓練を年1回開催する。	政策的事業						市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
139	防災・危機管理	防災無線管理事業(本所)	災害に強い都市機能の整備強化などだれもが安心・安全に暮らせるよう、防災情報の伝達手段である防災行政無線の管理を行う。	義務的事业	保守点検	業務	1	1	1	市単独	7,032	8,481	6,745	総務課		
140	防災・危機管理	防災士育成事業	防災士の資格が取得できる、茨城県が実施する「いばらき防災大学」の受講者を募集し、資格取得後に日本防災士機構に登録した者に対し受講経費の一部を補助する。資格取得に対して支援をすることで、防災活動に十分な知識と技術を持った防災士が育成され、市の防災力を向上させる。	政策的事業	受講者数	人	7	7	20	市単独	30	35	10	総務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
141	防災・危機管理	防災無線管理事業(笠間支所)	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合に対応する放送施設として設置している。固定系親局1、遠隔制御局1局、屋外子局84局で構成されており、難聴地区については戸別受信機を貸与して対応している。	維持管理事業	防災無線が確実に聞こえるようにする	%	100	100	100	市単独	4,425	4,810	5,200	地域課(笠間支所)		
142	防災・危機管理	防災無線管理事業(岩間支所)	災害時及び行政連絡の緊急を要する場合、対応する放送施設として設置している。固定系親局1、屋外子局9局、戸別受信機約4,000台を貸与して対応している。	維持管理事業	防災無線の確実な運用					市単独	1,496	1,326	1,832	地域課(岩間支所)		
143	防災・危機管理	災害対策事業	災害発生時において迅速かつ適切な活動が行えるよう、笠間市防災会議での検討や拠点避難所開設訓練の実施、災害対策本部緊急参集訓練の実施、また、非常用食料の備蓄や拠点避難所における資機材の確保など、災害時の活動体制の強化を進める。	政策的事業	備蓄食料	食	0	0	7360		1,930	6,540	2,079	総務課		
144	防災・危機管理	防災無線更新検討事業	防災行政無線(同報系)を更新するにあたり方法を検討する。電波法関係審査基準では、現在使用しているアナログ方式の無線設備について、使用期限は定められていないものの無線設備の耐用年数等を考慮した上で、できる限り早期にデジタル同報通信系に移行することと規定されている。3地区を統括操作する、総合操作卓は平成24年度整備したところであるが、旧市町が整備した屋外子局・個別受信機について現在の課題を整理しデジタル化に向けた更新について検討を行う。	政策的事業						市単独	0	0	8,785	総務課		
145	消防・救急	常備消防事務	消防本部全体の予算を管理・執行し適正で効率的な運用を図る。 事務内容については、複雑多様化する災害に対応し市民のニーズに的確に対応するため、職員の教養として、消防大学校や消防学校での各種専科教育、更には、消防に関する各種研修会や講習会を受講させ、効果的に人材育成を図り災害対応能力を向上させ消防体制を充実させる。	内部管理事務	①予算執行事務 ②負担金	回件	999 22	731 38	742 37	市単独	24,430	24,666	25,003	消防本部総務課	見直し(一部廃止)	災害時に署に残留する職員(残留職員)は、友部署及び岩間署に各1名配置しているが、この残留職員を廃止する。残留職員を廃止することで、災害現場により多くの人員を出勤させることができ、スムーズな現場活動が可能となる。また、非番者招集が減るため、働き方改革にもつながる。 なお、消防署が無人状態となる場合があるが、モニターインターホンの設置や電話転送等により、笠間署が市民への対応を行う。
146	消防・救急	消防庁舎管理事業	消防本部及び各消防署の庁舎施設の維持管理をすることで、消防職員に安定した消防体制を保持させ消防業務を円滑に実施させる。	維持管理事業	1消防本部庁舎 2消防署庁舎	施設施設	1 2	1 2	1 2	市単独	20,788	20,686	20,561	消防本部総務課		
147	消防・救急	非常備消防運営事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。	義務的事业	団員数 団員充足率	人%	790 96	740 90	720 88	市単独	56,059	55,020	54,399	消防本部総務課		
148	消防・救急	非常備消防施設管理事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。こうした消防防災活動の拠点となる消防団機械器具置場兼詰所が市内には43施設(平成29年4月1日現在)あり、消防団車両の車検及び車両並びに消防施設等の修繕等、資機材の配備を適切に行うことにより、安定した消防体制を保持する。また、消防団の効率的な運用を図るため、消防団組織の見直しを検討する。	維持管理事業	車両台数 詰所数	台棟	50 46	51 46	51 43		9,676	4,393	34,937	消防本部総務課		
149	消防・救急	非常備消防車両等更新事業	消防団は、地域住民の生命及び財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。年数の経過のため、老朽化した消防団のポンプ車等を更新及び整備することにより、災害時における迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。また、更なる効率的な運用を図るため、消防団組織の見直しを検討する。	政策的事業	小型ポンプの更新 ポンプ車等の整備・更新	台台	1 2	0 4	0 4	市単独	1,534	17,047	17,141	消防本部総務課		
150	消防・救急	非常備消防車両・資機材管理事業	各分団の資機材を計画的に整備することにより、災害時における消防団活動を迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図るとともに、団員の安全性の向上を図る。	政策的事業	発電機 ホースカー	台台	1 1	1 0	1 0		10,730	82,840	11,625	消防本部総務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
151	消防・救急	消防団ほう賞基金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。優れた消防団員を育成するため、成績優秀なる者に対し笹目賞、滝野賞、長谷川賞、石井賞を授与する資金として笠間市消防団ほう賞基金を設置する。 この基金は、故笹目宗兵衛氏、故滝野淳一郎氏、故長谷川仙彦氏、故石井一夫氏の遺志による篤志寄附をもってそれぞれ原資とする。 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 基金の運用から生じる益金は、一般会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものとする。	義務的事業	団員数 団員充足率	人 %	790 96	740 90	720 88	市単 独	1	1	1	消防本部総務課		
152	消防・救急	退職消防団員報償金事業	消防団は、地域住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。長年にわたり、消防団活動に従事した消防団員の功績に報いるため支給するものである。	義務的事業	団員数 団員充足率	人 %	790 96	740 90	720 88	市単 独	19,341	12,504	15,197	消防本部総務課		
153	消防・救急	常備消防車両更新事業	消防車両の性能を十分に発揮できるよう常日頃から性能の維持、保持に努めているが、消防車両の老朽化に伴い、年々修繕回数が増加している。 消防活動に万全を期するため整備計画に基づいて更新する。	政策的事業	消防車両更新 その他の車両更新	台 台	0 0	2 0	2 0	市単 独	37,795	47,486	96,763	警防課		
154	消防・救急	防火水槽整備事業	消防水利不足地域への防火水槽(耐震性貯水槽)の設置を進める。 また、老朽化した防火水槽の更新及び消防水利の基準に満たない防火水槽(40立方メートル未満)の撤去を行い、有効的な整備を実施する。 ※国庫補助金有り	建設・整備事業	新設・更新 撤去	基 基	4 2	3 2	6 6	市単 独	33,086	26,410	40,483	警防課		
155	消防・救急	消火栓整備事業	消火栓の修繕、維持管理及び水道管敷設替えに伴う更新。 新たに水道管が整備される地域への整備は、周辺の水利状況を精査したうえで、継続して行っていく必要があるため、水道課と協議しながら事業を推進していく。 平成30年度中に不要なホース収納庫を撤去する。	建設・整備事業	新設、更新 ホース収納庫撤去	基 個	3 0	5 0	7 0	市単 独	3,553	3,888	4,990	警防課		
156	消防・救急	常備消防車両・資機材管理事業	・車両の定期車検、修繕、消防活動に必要な装備等の整備、修繕や特定医療機器(除細動器、心電図モニター、人工呼吸器)等の保守点検など、人命救助や隊員の安全を最優先に考慮し実施する。車両の定期車検。 ・車両の予期せぬ不具合に対し迅速に修繕を行う。	維持管理事業	車検 保守点検	回 器	17 68	19 108	12 24	市単 独	14,368	18,706	15,206	警防課		
157	消防・救急	火災・救急・救助関連事務	正確な消防業務の実態を把握することにより、消防体制の改善・対策に繋がる。	義務的事業	火災出動件数 救急出動件数	件 件	53	41 3045	49 3288	市単 独	0	0	0	警防課		
158	消防・救急	災害対策・警防計画・各種訓練実施計画事業	市民の生命・身体・財産を災害から守るため各地区の危険区域に対する警防戦術の確立、各種訓練により消防職員の更なる技術の習熟、練磨を図る。	計画策定事務	警防計画作成、修正 各係担当者会議	回 回	1 2	1 2	6 6	市単 独	0	0	0	警防課		
159	消防・救急	消防応援協定・受援計画等事務	単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に備え、その災害規模に応じた消防力の投入を確立するため、各関係機関との協力応援体制を構築し、災害時の迅速な対応及び円滑な災害活動を目指す。	政策的事業	全国の消防本部 茨城県高速自動車道等連絡協議会	団体 団体	1 1	4 1	5 3	市単 独	40	40	35	警防課		
160	消防・救急	防火委員会事業	笠間市における防火防災意識の啓蒙、徹底を図るため、幼少年防火クラブ及び婦人防火クラブ(以下「幼少年婦人防火クラブ」という。))に対する育成指導及び活動の助長を図り、もって安全な地域社会の実現に資することを目的とする。	政策的事業	幼年消防隊防火パレード参加数 婦人防火クラブ研修会参加数	人 人	1838 35	277 28	517 34	市単 独	467	1,366	458	警防課		
161	消防・救急	緊急消防援助隊派遣事業	・単独消防本部では対応困難な広域的かつ大規模な災害に対し、その災害規模に応じた消防力を確立するため、関係機関との協力体制を確実なものにし、迅速な応援、受援体制を構築する。	政策的事業	緊急消防援助隊の派遣、受援 関東ブロック訓練参加	回 回	0 0	2 0	0 0	市単 独	50	50	142	警防課		
162	消防・救急	県央地区消防広域化推進事業	人口減少、高齢化社会が進む中、ますます役割が高まる消防行政力を維持強化し、住民が安心して暮らしていくことのできる社会を構築していくためには、より効率的で効果的な運営が求められる。このようなことから、平成26年度から県央ブロックにおける消防広域化に向けた取り組みを積極的に進めていくため、水戸市、笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町の7市町により消防組織の広域化の実現に向けた研究会を設置し様々な方策を検討しているが、具体案が出ていないのが現状、今年度中には今後の方向性が示される予定である。	政策的事業			0 0	0 0			0	1,094	0	消防本部総務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
163	消防・救急	茨城消防救急無線・指令センター運営事業	茨城消防救急無線, 指令センター運営に関する事業	政策的事業	保守点検実施機器数 地図データ等の更新数	式件		5663	1570		0	21,471	12,157	警防課		
164	消防・救急	情報通信事務	・指揮支援活動により、指揮統制及び情報の集約、安全、確実、迅速な現場活動の実現を目指す。 ・安全、確実、迅速な現場活動の実現のため訓練の企画立案, 実行。 ・適切な受付事務 ・地図メンテナンスの定期更新	内部管理事務	出動 訓練企画立案、実行	回数		1040	13232		0	0	0	警防課		
165	消防・救急	民間救急ボランティア育成・啓発事業	笠間市の救命率・社会復帰率の向上を目的として、応急手当の重要性を訴え 応急手当普及員の養成を行う。 応急手当普及員資格取得者の中から希望者に民間救急ボランティア(KHS)に登録を依頼し、救急講習会やイベント等で活動していただく。	政策的事業	社会復帰者数 トータルの民間救急ボランティア登録数	人人	100	744	084	市単独	193	146	140	警防課		
166	消防・救急	救急高度化推進事業	救急隊員の資質、技術の向上を図りながら、救命率の向上を目指し救急体制の強化を構築する。	内部管理事務	社会復帰 資格取得した救急救命士	人人	5310	119420	010	市単独	568	1,208	1,274	警防課		
167	消防・救急	応急手当普及啓発事業	住民の救命率の向上を目指し、バイスタンダー(その場に居合わせた者)としての応急手当の重要性についてPRし、普通救命講習会等を通じて市民に理解と手当ての習熟を目指す。	政策的事業	社会復帰 普通、上級救命講習会受講者数	人人	1000	1000	0954	市単独	364	524	513	警防課		
168	消防・救急	立入検査、違反処理事務	消防法及び笠間市火災予防条例に基づき防火対象物・危険物施設等に対し、笠間市火災予防査察規程により計画を立て(年間・月間・その都度)検査を実施する。また、火災予防に関する違反の処理を笠間市火災予防違反処理規程により適切に実施する。	義務的事业	立入検査実施率(防) 立入検査実施率(危)	% %	100100	110110	107146	市単独	0	0	0	予防課		
169	消防・救急	消防同意、許認可事務	管内施設等の防火に対する事前打合せ及び書類審査等を実施。適正に建設、工事等が行われることにより、火災、漏洩事故等の発生による被害を軽減する。また無届出、無検査及び無許可施設における指導も行う。	義務的事业	防火対象物使用開始届出 危険物施設、変更完成検査	件件	6050	5256	5458	市単独	0	0	0	予防課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、他事業に統合した。
170	消防・救急	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	防火管理者の講習会を実施し重要性、役割についての育成に努め、防火管理者、危険物保安監督者不在事業者等については立入検査等で指摘選任を促し、防火管理業務の適正な遂行を指導。また自衛消防訓練において各事業所で実施することにより、訓練の必要性の再認識及び責務の重要性を指導している。	義務的事业	防火管理者育成 消防訓練指導	人回	88110	150142	62127	市単独	0	0	0	予防課		
171	消防・救急	防火管理協会、危険物安全協会事務	防火管理協会・危険物安全協会会則を基に年度ごとに事業計画、予算等を決め各会員との連絡調整を図り、危険物、防火管理に関する知識向上と各事業所において防火思想の普及、高揚を図る。	内部管理事務	研修会 救命講習会	人人	133105	13397	5163	市単独	0	0	0	予防課		
172	消防・救急	火災予防条例規制事務	笠間市火災予防条例関係の届出・不備事項の改修, すべての住宅に設置義務の住宅用火災警報器設置促進, 普及率の向上	義務的事业	住宅用火災警報器普及率 条例届出	%件	7387	7483	7581	市単独	0	0	0	予防課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、他事業に統合した。
173	消防・救急	防火対象物、危険物施設規制事務	防火対象物及び危険物施設等において法的根拠に基づき、消防用設備等を含め、関係者との事前打合せ及び書類審査(消防同意・許可申請等)を実施。適正に建設工事等及び設置維持管理状況を検査し、無届出、無検査及び無許可施設における指導も行い違反是正を図る。	義務的事业	完成検査(防火対象物) 完成検査(危険物施設)	件件	4040	3047	11458	市単独	0	0	0	予防課		
174	消防・救急	啓発広報事業	市民等に対し広報誌やホームページの利用及び各種イベント、訓練等において、防火思想の啓発また住宅用火災警報器の設置を促し、火災等による被害の軽減を図る。	政策的事業	防火リーフレット作成 掲載 住宅用火災警報器設置率	世帯%	273	274	2865675	市単独	0	0	0	予防課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
175	防犯	防犯意識啓発事務(笠間支所)	防犯キャンペーン等地域安全運動の実施、青色パトロール車の貸し出しなどにより防犯活動を推進し安心、安全な街づくりをめざす。 市民活動課が所管	政策的事業	刑法犯罪発生件数	件	6930	5560	400	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
176	防犯	防犯意識啓発事務(岩間支所)	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。空き巣や車上狙い等の被害防止を訴える横断幕・のぼり旗を掲示するとともに、通行人等に防犯の広報チラシ・啓発物を配布しながら被害防止を呼びかけ、防犯意識の高揚を図る。近年、官民一体となった防犯対策の普及により、犯罪発生は減少傾向にあるが、振り込め詐欺、空き巣やひったくりなど、老人を狙った狡猾な犯罪が増えており、従来にも増して自己防衛の必要性が高まっている。	政策的事業	刑法犯罪認知件数	件	00	00	0	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
177	防犯	防犯活動推進事務(笠間支所)	地域犯罪を抑止するため、防犯連絡協議会、防犯ボランティア等が自主活動を行っているほか、夜間のパトロールを業務委託し安全な街づくりを行う。防犯連絡員は、地区防犯協会長と警察署長が協議して委嘱します。 市民活動課が所管	政策的事業	刑法犯罪件数(市全体)	件	6930	5560	600	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
178	防犯	防犯活動推進事務(岩間支所)	防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員(防犯連絡所)が任命(設置)されている。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。	政策的事業	犯罪率人口1,000人当たりの刑法犯認知	件/年	00	00	0	国・県補助	0	0	0	地域課(岩間支所)		
179	防犯	防犯活動推進事業	茨城県安全なまちづくり県民運動推進要綱に定める地域安全運動や犯罪抑止活動の実施。防犯連絡員を中心に、防犯パトロールや児童の見守り隊など地域の防犯活動の普及・推進を図る。住民の協力により防犯活動の普及・推進を図るため、警察署ごとに防犯協会が設置され、そこから防犯連絡員(防犯連絡所)が任命(設置)された。この行政主導の組織とは別に、近年、少子高齢化とインターネットによる情報の国際化により、犯罪の多様化、巧妙化の進行により、住民自ら防犯活動に取り組む姿勢が広がりを見せるようになった。平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等へ施策が講じられる。被害者の心のケアなどの被害者支援事業がますます重要視される。	政策的事業	犯罪率(人口1000人当たり)の刑法犯認知件数 人口1,000人当たりの刑法犯認知件数のランキング	件位	1020	718	711	市単独	2,561	2,273	2,319	市民活動課		
180	防犯	民間交番運営管理事業	地域の防犯力を高めることで、犯罪を減らし、子どもから高齢者までが安心して暮らせるよう防犯連絡員や防犯ボランティアが積極的に防犯パトロール等の活動を展開している。 地域の防犯力の推進する施策として、民間交番を設置する動きが全国的に広がった。民間交番は警察官や地域住民の立ち寄り所として、地域における犯罪、事故等に関する情報の交換の場として、警察署から犯罪情報等により、地域住民へ注意喚起を行うなど地域安全活動の発信拠点となるものです。	建設・整備事業	犯罪率(1千人当たりの刑法犯認知件数)	件/年	100	70	7	国補助	3,198	3,108	3,145	市民活動課		
181	防犯	防犯灯補助受付事務	行政区が設置する防犯灯については、設置費用の一部を助成している。防犯上不安がある場所に区が防犯灯を設置する際、工事費を助成する。前年度10月に行った設置要望により、本年度の設置数を決定し、設置申請は、予約受付となる。 市民活動課が所管	政策的事業	刑法犯罪件数	件	6930	5560	400		0	0	0	地域課(笠間支所)		
182	防犯	防犯灯補助受付事務	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラを設置し、市民の安全と安心を確保する。駅前駐輪場での自転車盗難が増え、犯罪の増長が懸念されることから、駐輪場を中心に駅前の犯罪発生を未然に防止する必要性が高まった。また、他市町村の駅前での犯罪発生等により、駅利用者から治安の保全が指摘されるようになった。 LED化に関しての助成については、平成27～31年度の5カ年計画である。	政策的事業	犯罪率(人口1,000人当たりの刑法犯認知人口1,000人当たりの刑法犯認知件数順位	件/年位	00	00		市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
183	防犯	駅前等防犯カメラ管理事業	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラを設置し、市民の安全と安心を確保する。駅前駐輪場での自転車盗難が増え、犯罪の増長が懸念されることから、駐輪場を中心に駅前の犯罪発生を未然に防止する必要性が高まった。また、他市町村の駅前での犯罪発生等により、駅利用者から治安の保全が指摘されるようになった。	政策的事業	犯罪率(1千人当たりの刑法犯認知件数)1千人当たりの刑法犯認知件数の順位	件/年位	1020	718	711	市単独	1,901	987	1,456	市民活動課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
184	防犯	防犯灯管理事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1,100基をLEDに交換した。	維持管理事業	市所有防犯灯数	基	1530 0	1575 0	1648	市単独	3,863	3,812	4,963	市民活動課		
185	防犯	防犯灯整備事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より市管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し市の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、市が管理している防犯灯1,100基をLEDに交換した。また、行政区が管理する防犯灯約5,500基をLEDに交換した。防犯灯は、犯罪対策を目的として設置及び補助をして防犯施設の整備を図ることで、防犯力を高める。	政策的事業	市所有防犯灯数	基	1520 0	1575 0	1648	市単独	4,226	5,993	5,173	市民活動課		
186	防犯	行政区防犯灯管理事業	安心・安全なまちづくりの一環として、平成20年度より行政区管理の防犯灯をより明るいコンパクト型の設置を推進するため設置助成を行って来たが、東日本大震災に起因する、東京電力福島第一原子力発電所の発電施設の被害により、電気料金が高騰し行政区の財政の大きな負担となっています。より消費電力の少ないLED化にすることで、電気料金の軽減を図ることができ、維持管理費及び温室効果ガスの削減にもつながるため、行政区が管理している防犯灯約5,500基をLEDに交換した。	政策的事業	犯罪率(1千人当りの刑法犯認知件数)	件/年	10 0	7 0	7	市単独	4,670	4,670	4,670	市民活動課		
187	防犯	まちなか犯罪抑止事業	犯罪の発生を抑止する防犯灯や防犯カメラ等を設置し、市民の安全と安心を確保する。刑法犯が増加、犯罪の多種多様化により、犯罪の増長が懸念されることから、駅前に限らず街中に対しても犯罪を抑止する環境を整備することが必要となっている。	政策的事業	犯罪率(1千人当たりの刑法犯認知件数) 1千人当たりの刑法犯認知件数の順位	件/年 位	10 20	7 18	7 11	市単独	146	21, 140	3, 782	市民活動課	見直し (縮小)	平成30年度に茨城国体開催に向けた県の補助金を活用し、防犯カメラを設置整備することで市内の主要箇所への設置はほぼ網羅できたと思われることから、今後はその維持管理に努める。
188	交通安全	交通安全啓発事務(笠間支所)	警察、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室、立哨、高齢者運転免許自主返納支援を行なっている。 県民交通災害共済の加入を促進し、不慮の事故の備えとするため、交通災害共済の加入事務を行う。 市民活動課が所管	政策的事業	事故件数(市全体) 交通事故死亡者数(市全体)	件人	1 289	4 245	230 0	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
189	交通安全	交通安全啓発事務(岩間支所)	笠間市交通安全計画の交通安全思想の普及徹底の実現に向けた各種事業(交通安全運動やキャンペーン等)を交通ボランティア等との協働で推進する。 笠間警察署・交通安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通事故撲滅に向け、交通安全教室・高齢者運転免許自主返納支援等を行う。 不慮の交通事故の備えとして、県民交通災害共済の加入を促進するとともに加入事務を行う。	政策的事業	県民交通災害共済加入件数 県民交通災害共済加入者数	件人	296 657	303 640	244 531	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
190	交通安全	交通安全啓発事業	第10次笠間市交通安全計画の第3節2「これからの取り組み」の(2)「交通安全思想の普及徹底」の実現にむけた各種事業(交通安全運動やキャンペーン含む)を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	政策的事業	小学生の交通事故件数 中学生の交通事故件数	件件	8 10	13 6	9 7	市単独	1,772	2,306	2,989	市民活動課		
191	交通安全	自動車臨時運行許可業務	運行条件を満たしていない自動車でも、新規登録や車検期間が満了した自動車が検査審査をうける場合に、自動車臨時運行許可番号票を貸与して運行できるようにする。 市民活動課が所管	義務的事业	交付件数	件	264 0	290 0	201	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
192	交通安全	自動車臨時運行許可事務	道路運送車両法第34条の規定に基づく臨時運行の許可(仮ナンバー)の貸出事務。少子高齢化により、自動二輪車、自動車の利用者は減少傾向にある。近年、改造車マニアによる仮ナンバーの不正申請が横行しているが、実際に車を見せる必要がないため防止が難しい。	義務的事业	許可件数	件	746 0	695 0	787	市単独	24	39	29	市民活動課		
193	交通安全	交通安全活動推進事業(岩間支所)	交通事故防止活動として、安全協会・交通安全母の会等関係機関の協力の下、交通安全への啓発キャンペーンや街頭立哨活動、小中学校等の交通安全教室、交通指導車による広報パトロール活動等を行う。	政策的事業	交通事故減少率 仮ナンバー受付件数	%減 件	0 187	0 160	202	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
194	交通安全	交通安全活動推進事業	第10次笠間市交通安全計画の「講じようとする施策」の実現にむけた各種事業を交通ボランティア等との協働で推進する。高度経済成長期の交通戦争と言われる時代を経て、昭和45年交通安全対策基本法の制定を機に、安全で安心できる交通社会の実現に向け、交通事故撲滅の合言葉のもと、国県市町村が一体となって、総合的に交通安全施策に取り組むようになった。	政策的事業	交通事故死亡者数 交通事故発生件数	人件	3 300	5 245	3 260	市単独	1,010	979	953	市民活動課		
195	交通安全	交通ボランティア等活動支援事業	交通安全協会や交通安全母の会(交通ボランティア等)に対する補助金等の交付事務。協働による交通安全対策の中心的役割を成す。近年、新しい公共の理念の普及により、市民とともに交通マナーの普及、向上を図る必要性が高まり、住みよいまちづくりの一翼を担っている。今後、地域ポイント制度による参加者の増員が期待できる。	政策的事業	交通安全教育指導者育成講座の受講率 (受講者数/市の交通安全母の会役員総数) 交通安全教育指導者育成講座の受講者数	%人	0 27	14 14	14 2	市単独	2,200	2,200	2,200	市民活動課		
196	交通安全	交通安全対策事務(笠間支所)	交通事故防止活動として、安協笠間支部笠間分会、母の会笠間支部によるドライバー向け啓発キャンペーンや街頭啓発活動、児童生徒の新入学に於ける立哨活動、小中学校の交通安全教室や交通指導車による広報パトロールや催事等の警螺活動を行う。交通規制標識等の新設・更新・変更要望相談、受付を行う。市民活動課が所管	政策的事業	交通災害共済加入件数 交通災害共済加入人数	世帯人	0 602	0 549	500 1024	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
197	交通安全	市道(友)1級11号線整備事業(矢野下)	防災・安全社会資本整備交付金(計画5 安心な通学空間を創るみちづくり)による歩道整備事業 延長 450m 幅員8.0m 歩道整備を行い、利用者の安全を確保する。	建設・整備事業	進捗率 交渉件数	%件	5 0	16 12	67 10	国補助	5,775	12,137	47,327	建設課	-	平成30年度で事業完了。
198	交通安全	交通安全対策事業	道路法第29、42条に基づき安全で利用しやすい道路を目指し、交通安全施設の整備を行う。	建設・整備事業	解消率	%	95 0	94 0		市単独	15,064	22,231	21,981	管理課		
199	消費者行政	消費者行政推進事業	近年、消費者トラブルが多様・複雑化しており、大人も子供も消費者トラブルの被害者になっている。消費者の自己防衛力(自己責任による消費者力)の向上を図るため、消費生活講座などの機会を通して、被害防止に関する情報提供などの啓発活動を推進していく。なお、平成25年度から消費生活相談業務、出前講座および消費生活講座等の業務をNPO法人へ委託している。	義務的事业	受講者数(合計)	人	500 0	666 0	860	県補助	545	135	310	市民活動課		
200	消費者行政	消費生活啓発活動事業	消費者問題に適切に対応できるよう、消費者団体の育成に努める。団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元することができる消費者団体を育成することに努め、合わせて活動の支援を図る。	政策的事業	団体活動参加延人数	人	670 0	609 0	547	市単独	194	185	189	市民活動課		
201	消費者行政	消費生活相談事業	消費生活に係る相談は、時代を反映して複雑、多岐、高度化している。さまざまな消費者問題の解決や被害救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関と連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の整備を図っていく。なお、平成25年度から消費生活相談事業、出前講座および消費生活講座の業務をNPOへ委託している。	義務的事业	被害防止金額	千円	9300	5700	30547	市単独	10,756	10,856	10,756	市民活動課		
202	消費者行政	販売事業者への立入検査事業	平成24年度から第2次一括法により家庭用品品質表示法及び消費生活用製品安全法に係る事務が市に移譲された。地域の小売店等の立ち入り検査を実施し、販売業者に対する表示事項の指示等及び消費生活用製品販売業者からの報告の徴収等を行う。	義務的事业	適正表示品目数	種類	8 0	5 0	8		0	0	0	市民活動課		
203	斎場・墓地	笠間地方広域事務組合事業	笠間市・水戸市(旧 内原町)・城里町(旧七会村)で構成する「笠間地方広域事務組合」は、火葬場、セレモニーホールをあわせ持つ総合的施設である。負担金については各市町村の均等割合、人口割合及び利用実績割合により決定され笠間市から運営費として負担金を支出をしている。利用希望者に埋火葬許可証及び斎場使用許可証の発行をする。	維持管理事業	地区別利用割合「笠間市」 地区別利用割合「水戸市」	% %	84 11	83 11	84 9	市単独	172,414	146,944	121,846	市民課		
204	斎場・墓地	墓地管理事務	市内の墓地は、民営の霊園墓地や各地区の寺院墓地、点在する小規模墓地が利用されており、これらの変更又は新設の相談や申請を受け、許可や指導を行う。	義務的事业	許可件数	件	1 0	1 0	0	市単独	0	0	0	環境保全課		
205	環境保全・公害防止	環境基本計画推進事業	環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって良好な環境形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。	政策的事業	確認植物数 環境審議会実施数	種類回	0	0	3	市単独	471	816	717	環境保全課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
206	環境保全・公害防止	環境対策事業	公害の防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。	義務的事業	苦情対応割合 立入検査基準適合率	% %	100 100	100 92.9	100 100	市単独	3,229	3,441	3,482	環境保全課		
207	環境保全・公害防止	地球温暖化対策推進事業	地球温暖化防止を目的とし、6つの温室効果ガスすべてを対象とした取り組みを総合的に推進するため、国・地方公共団体・事業者・国民それぞれの主体の温暖化防止に向けた責務を明らかにし、各主体の取り組みを促進する法律「地球温暖化対策法」に基づき温暖化防止に対する事業を実施する。	政策的事業	市役所温暖化ガス削減(基準年に対し)	%	7	4.5	3	市単独	161	178	68	環境保全課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、スマートムーブかさま事業とゴーヤの種の配布を廃止した。平成30年度から、地球温暖化対策については「環境アクションプラン促進事業」の中で実施している。
208	環境保全・公害防止	動物愛護事業	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、鳥獣の捕獲許可等、鳥獣の保護と管理に関する事業と、狂犬病予防法に基づく、飼い犬の登録と狂犬病予防注射の促進等に関する事業 市民の動物愛護意識の高揚や飼い主への適正飼養の啓発及び市内犬猫収容頭数削減に向け「動物愛護条例」を制定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す。	義務的事業	狂犬病予防接種頭数 予防接種実施率	頭 %	4600 0	3689 62.2	3569 62.5	市単独	571	644	544	環境保全課		
209	環境保全・公害防止	市民環境活動促進事業	市民が中心となって環境に関する基本理念を実現するため、将来に向かって、良好な環境形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進する。	政策的事業	環境フェア参加者数 自然観察会参加者数	人 人	300 84	423 100	312 97	国・県補助	724	1,066	1,687	環境保全課	見直し(縮小)	昆虫の観察会や里山ウォークなど、他部署と類似のイベントを合同で開催する。
210	環境保全・公害防止	公害防止に関する事務(岩間支所)	公害防止について必要な基本的事項の定めにより、公害の防止策の推進を図り、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 近年は、公害とまではいかないが、野焼きや空き地の雑草等に関する苦情が増えている。	義務的事業	公害等苦情・相談件数	件	34 0	88 0	102	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
211	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務(岩間支所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と、年1回の狂犬病予防注射の義務。 生後91日以上が該当。	義務的事業	狂犬病予防接種頭数	頭	966 0	867 0	810	市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
212	環境保全・公害防止	犬の登録・狂犬病予防・動物愛護事務(笠間支所)	狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録と年1回の狂犬病予防注射の義務 生後91日以上が該当	義務的事業			0 0	0 0			0	0	0	地域課(笠間支所)		
213	環境保全・公害防止	公害防止に関する事務	公害防止に向けた普及啓発、未然防止の促進、苦情処理 最近は管理不全状態空き家や空き地が増えている。 公害とまではいかない、焚火や悪臭等が主 環境保全課が所管	義務的事業			0 0	0 0		市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
214	廃棄物対策	分別収集事業	循環型社会の構築に向けて、市民や事業者が一体となつてごみの減量化・再資源化・廃棄物の適正処理に取り組む。併せて更なる資源循環を促進する。 ・市指定ごみ袋、不燃物・資源物回収コンテナの作成 ・新住民への不燃ごみ回収用コンテナ、資源物回収用コンテナの交付 ・一般家庭からごみ集積所に出された可燃・不燃ごみ及び資源物の回収・運搬 複数年事業(H28～H30年度)	義務的事業	1日1人あたりのゴミの排出量	g	681 0	666 0	661	市単独	224,012	182,952	188,032	環境保全課		
215	廃棄物対策	資源物集団回収等補助事業	ゴミの減量化を図るための事業 ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。 ・廃棄物の減量、再資源化を図ることにより、資源の有効活用を促進し、循環型社会の形成に寄与する。 ・子供会などの廃品回収に対する補助事業 ・廃食用油の回収についても対象とする。 ・補助額 1kgあたり5円 廃食用油 1リットルあたり5円	政策的事業	ごみの再資源化率 資源物回収団体の回収量	% t	21	24	24 77.9	市単独	4,562	4,183	3,894	環境保全課		
216	廃棄物対策	笠間・水戸環境組合事業	友部・岩間地区の家庭から出る一般廃棄物の収集運搬及び処理。可燃物、不燃物、粗大ごみ等の一般廃棄物は笠間水戸環境組合において処理している。 ・一般廃棄物のうち、可燃ごみ焼却施設や不燃ごみ処理施設等に係る負担金 人口割 分担金合計×50%×(前年度の各市の人口／人口合計) 均等割 分担金合計×20%×1／2 搬入割 分担金合計×30%×(一昨年度の各市のごみ搬入量／搬入量合計)	義務的事業	ごみの資源化率	%	21 0	30 0	24		357,730	339,337	412,266	環境保全課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
217	廃棄物対策	笠間地区塵芥処理事業	笠間地区の家庭から出る一般廃棄物の収集運搬及び処理に関すること。 ・笠間地区で発生する一般廃棄物(可燃物、不燃物、粗大ゴミ等)のエコフロンティアかさまへの処理委託費 ・使用済み乾電池処理委託費 ・びん不燃物分別処理業務委託費	義務的事業	ごみの資源化率	%	210	300	24	市単独	268,980	231,371	232,984	環境保全課		
218	廃棄物対策	環境不法行為監視事業	廃棄物の不法投棄事案や不適正残土事案は、悪質かつピンポイントで廃棄物等を投棄していくなど、一般行政職による対応には限界がある。そのため専門的な知識を有する者の配置が必要となる。また、地元警察署との告発も見据えた連携を円滑に図るうえでも、警察OB又は現職警察官の配置が有用となる。また、道路敷きなど、市が管理する土地に不法投棄された廃棄物で、環境センター等で処理できない廃棄物について、許可業者による処理を委託するもの。民間の開発等の事業による周辺環境の影響や不適切事業の未然防止を図るため、残土条例等に基づき適正事業の誘導を行う。なお、新たに土採取事業に係る規制条例を制定する。	政策的事業	不法投棄通報件数	件	800	750	49	市単独	8,365	8,256	10,514	環境保全課		
219	廃棄物対策	茨城地方広域環境事務組合事業	市民が住み良い生活環境の保全、及び安心できる公衆衛生の向上のための施設の運営・維持管理に対するの分担金の支出。 ・一般廃棄物のうち、友部地区岩間地区のし尿処理等に係る負担金均等割30%+実績割70%(実績割は一昨年度の実績で算出)	義務的事業	水質環境基準達成率	%	870	850	87.4		65,108	58,927	68,191	環境保全課		
220	廃棄物対策	エコフロンティアかさま対策事業	エコフロンティアかさまの事業運営に伴い、市民生活環境への影響防止並びに施設の維持管理に対する信頼性の確立を図るため、月1回の監視委員会を実施する。また、エコフロンティアかさま福田地区対策協議会へは四者協定に基づき地域振興等を実施している。 ・監視委員会に係る報償費、消耗品等 ・エコフロンティアかさま福田地区対策協議会に係る経費	義務的事業	監視結果広報掲載回数	回	120	120	12	市単独	2,421	2,243	2,194	環境保全課		
221	廃棄物対策	筑北環境衛生組合事業	市民が住みよい生活環境の保全、及び安心できる公衆衛生の向上のための施設の運営・維持管理に対するの分担金の支出	義務的事業	水質環境基準達成率	%	870	850	87.4		84,608	89,628	86,303	環境保全課		
222	廃棄物対策	福田地区地域振興整備基金事業	エコフロンティアかさまの設置に伴い、福田地区の生活環境の保全及び地域振興を図るため、笠間市福田地区地域振興整備基金に積立てをする。	内部管理事務	充当事業数	件	80	50	6	市単独	200,465	110,327	100,756	環境保全課		
223	廃棄物対策	福田地区地域振興整備事業	エコフロンティアかさまの建設に伴い、地元還元として地域振興事業を行う。	建設・整備事業	浄化槽補助世帯割合 上水道補助世帯割合	% %	7884	7884	7985	市単独	80,768	24,317	12,816	環境保全課		
224	廃棄物対策	清掃総務事務	ゴミ対策及び環境美化にかかる奨励と普及	内部管理事務	クリーン作戦 クリーン作戦回収量	回 t	30	30	32.3	市単独	211	241	211	環境保全課	-	平成29年度から業務の一部のアウトソーシングを実施している。
225	廃棄物対策	清掃センター跡地対策事業	大郷戸清掃センター跡地での環境対策事業 大郷戸清掃センター跡地における観測用井戸及び隣接する鍋田池の水質等についてモニタリング調査を実施し、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全に寄与する。 ・跡地(隣接の鍋田池及び周辺地域の地下水検査含む)の水質検査委託経費	維持管理事業	環境基準達成率	%	100	100	100	市単独	1,257	1,336	1,315	環境保全課	廃止(統合)	本事業の主な業務であった観測井戸及び鍋田池の水質等のモニタリング調査について、より専門的かつ効率的な業務執行が図れるよう平成31年度からは、清掃総務事業に統合して行う。
226	廃棄物対策	地球温暖化防止等事業基金事業	温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に資する事業の推進を図るなど、笠間市の環境政策を積極的に展開するため、笠間市地球温暖化防止等事業基金に積み立てをする。	内部管理事務	事業費	千円	400000	400000	39119	市単独	31,243	38,304	39,119	環境保全課		
227	廃棄物対策	一般廃棄物処理基本計画策定事業	市の将来展望を見据えた「廃棄物処理基本構想」を定め、より効率的・効果的な処理体制の強化を図る。 一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進(ごみ処理のみ)、収集・運搬、中間処理及び最終処分に至るまでの全てを含む。	計画策定事務	計画の策定	式	00	0	1		0	6,800	6,000	環境保全課	-	本計画の策定業務は平成29年度で完了した。平成30年度以降は、本計画に基づく各施策を展開する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
228	廃棄物対策	分別収集事務(笠間支所)	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別事務 ごみ集積所の変更・補助申請受付完了検査を行う 環境保全課が所管	義務的事業			0 0	0 0		市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
229	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業(笠間支所)	ごみの減量化と再資源化を図るため、市民団体が行う資源物分別回収に対し奨励金を交付する 環境保全課が所管	政策的事業	ごみの再資源化率	%	0 0	0 25	25	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
230	廃棄物対策	古布回収事務(笠間支所)	笠間市環境基本計画に基づき、資源の循環型社会を推進する事業の一環として衣類のリサイクルを行う。 環境保全課が所管	政策的事業	古布収集量	kg	4280 0	3090 0	1500	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
231	廃棄物対策	使用済乾電池収集事務(笠間支所)	今後の自然環境を見据え、住環境向上のため資源の循環型社会をめざす 乾電池の分別収集を3、10月末に実施し適正に処分する 環境保全課が所管	政策的事業	回収量	Kg	0 11890	0 9660	8000	市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
232	廃棄物対策	分別収集事務(岩間支所)	一般家庭から排出される廃棄物の減量化とごみ分別処理 ごみ集積所の新設・変更及び補助申請に関する事務。	義務的事業			679 0	679 0		市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
233	廃棄物対策	資源物集団回収に対する補助事業(岩間支所)	ごみの減量化と再資源化を図るため、市内の市民団体等が行う資源物分別回収に対し、奨励金を交付する。	政策的事業	ごみの再資源化率 資源物分別回収参加団体	% 団体	21 19	21 19	25 18	国補助	0	0	0	地域課(岩間支所)		
234	子ども・子育て支援	保育所入所事務	・保育料の徴収事務児童福祉法に基づく公立保育所・民間保育所への入所事務全般を行う。 国、県への補助金申請事務、補助金の要綱改正、私立保育所へ運営費などの支払い事務 公立保育所・民間保育所・認可外保育所の指導監査 保育所等の設置認可等事務、保育料徴収事務 社会福祉法人に関する事務 ・入所受付、利用調整、入所結果の連絡、発送	義務的事業	待機率	%	2 0	3 0	6	市単独	242	230	655	子ども福祉課		
235	子ども・子育て支援	障害児保育対策事業	障害児を受け入れることにより、保育士の加配が必要となった民間保育所に対し、加配保育士の人件費に対する補助をする。 月額80,000円×加配保育士数×加配月数	政策的事業	障害児受入児童数	人	6 0	6 0	6	市単独	4,800	4,800	3,600	子ども福祉課		
236	子ども・子育て支援	一時預かり事業	・市内の民間保育所に対し、一時預かり保育の充実強化を図るため、事業内容に応じた補助金を交付する。 ・家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所において一時的に預かり、必要な保育を行う事業。 補助率:国1/3、県1/3、市1/3 ・補助金対象施設の把握 ・補助金交付決定 ・事業実績確認 ・施設へ補助金交付 ・国県補助金申請	政策的事業	事業実施保育園数	園	6 0	6 0	3	国・県補助	4,629	4,526	3,434	子ども福祉課		
237	子ども・子育て支援	認可外保育施設立入調査事務	市内の認可外保育施設5園に対し、児童福祉法第59条第1項の規定に基づき、保育施設の設備、運営状況について、定期的に立入調査を行う。 笠間市内認可外保育施設 ○ベビーホテル 1園 ○その他の認可外保育施設 2園 ○事業所内保育施設 2園	義務的事業	立入調査実施率	%	100 0	100 0	100	市単独	0	0	0	子ども福祉課		
238	子ども・子育て支援	民間保育所運営事業	・内閣府から示される公定価格に基づき、民間保育所等へ施設型給付費を支払う。 ・負担割合 基本額の1／2が国負担、1／4が県負担、1／4が市負担 ・各園から請求書の提出 ・毎月初めの入所数に応じた給付費の支払 ・年度末に支払額の確認 ・国県補助金申請	義務的事業	延入所人員(市内民間・市外保育園)	人	6105 0	6105 0	6140	国・県補助	499,295	490,563	533,720	子ども福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
239	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務(笠間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務・保育所入所受付事務・子育てサポート事業・家庭児童相談事業・要保護児童対策事業・児童クラブ入所受付事務・児童手当事業・児童扶養手当事業・地域子育て支援拠点事業・母子生活支援施設入所措置事務(各事業の詳細については子ども福祉課参照)	義務的事業	サービス支援件数	件	1800 0	2200 0	サービス受付件数 2800件相談件数	市単独	0	0	0	福祉課(笠間支所)		
240	子ども・子育て支援	児童福祉にかかる申請受付相談事務(岩間支所)	児童福祉の総合的な相談及び各種受付事務・保育所入所事務・子育てサポート事業・家庭児童相談事業・要保護児童対策事業・児童クラブ推進事業・児童手当事業・児童扶養手当事業・地域子育て支援拠点事業・母子生活支援施設入所措置事務(各事業の詳細については子ども福祉課参照)	義務的事業	相談・受付件数	件	2000 0	2000 0	1800 0	市単独	0	0	0	福祉課(岩間支所)		
241	子ども・子育て支援	ともべ保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。 ・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して 保育する。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。 ・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	政策的事業	保護者の満足度 一時保育・育児相談利用者	% 人	85 12	85 33	85 489	市単独	44,616	16,236	54,826	子ども福祉課		
242	子ども・子育て支援	いなだ保育所運営管理事業	・平成28年3月末でいなだ保育所は閉園となったが、園舎及び園庭の維持管理を行う。	政策的事業						市単独	31,501	11,371	535	子ども福祉課	廃止	平成30年8月時点で利活用事業者の公募を実施しており、事業者が決定された場合には管理が不要となる。
243	子ども・子育て支援	くるす保育所運営管理事業	・日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童(0～5歳)を保育する。 ・乳児・幼児等の保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス 保護者の都合により一時的に保育に欠ける児童を保育所を活用して 保育する。 ・延長保育 保育所を19:15まで開所し、延長保育を実施する。 ・障害児保育 障害児に専任の保育士を配置する。	政策的事業	保護者の満足度 一時保育・育児相談利用者	% 人	85 90	85 60	85 160	市単独	56,381	18,850	47,526	子ども福祉課		
244	子ども・子育て支援	民間保育所等乳児等保育事業	民間保育所等における保育内容の充実強化を図るため、「民間保育所等乳児等保育事業」として、1人以上の1歳児を保育士、かつ事業に従事する職員として非常勤保育士を配置した市内民間保育所・市外保育所に対し、月額3,900円×1歳児数の基準額により補助する。 平成27年度までは、「児童福祉施設(保育所)子育て支援体制緊急整備事業」として各市内民間保育園で新規雇用した保育士の人件費に対する支援策として、委託料を県10/10の補助率で支払っていたが、平成28年度より上記のとおり変更となった。	政策的事業	乳児等保育実施園乳児の数	園 人		10 1450	18 2012	県補助	0	5,475	78,460	子ども福祉課		
245	子ども・子育て支援	子ども・子育て支援事業計画推進事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの5ヶ年事業計画として策定した「笠間市子ども・子育て支援事業計画」について、学識経験者・子育て支援関係団体・教育関係者・保育関係者・保護者等の委員で構成された「子ども・子育て会議」において、事業の進捗や利用状況、整備状況などの点検・評価を行い計画の修正等を行う。 また、平成30年度から2ヶ年かけて、平成32年度からの5ヶ年計画(第2期)の作成に入る予定	政策的事業	評価・点検の項目	項目	13 0	13 0	13	市単独	122	161	161	子ども福祉課		
246	子ども・子育て支援	認定こども園入所事務	子ども・子育て支援法に基づき、認定こども園・幼稚園の入園処理業務。 希望者の審査等を行い入園者を決定し、認定証(利用資格のある証明)の交付及び保護者の所得に応じた階層区分(保育料)の処理・決定を行う業務。 【階層区分】 ・年2回発行(4月・9月)及び随時(途中入園者)	義務的事業	認定証 保育料決定	人 人	1088 1088	1353 1353	1510 2967	市単独	136	49	70	子ども福祉課		
247	子ども・子育て支援	認定こども園一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき平成27年度に創設された補助事業。認定こども園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間外)に在園児(1号認定)もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。	政策的事業	補助額	千円	3687500 0 0	0 0	0	国・県補助	0	0	0	子ども福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
248	子ども・子育て支援	民間認定こども園運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間認定こども園)は「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は、内容の点検・確認を行い、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間給付実績を基本に国・県に補助金申請。 ・補助率 国:1号公定価格×73.4%-利用者負担(国基準)×2/4 2号・3号公定価格-利用者負担(国基準)×2/4 県:1号公定価格×73.4%-利用者負担(国基準)×1/4 1号公定価格×26.6%×1/2(地単分) 2号・3号公定価格-利用者負担(国基準)×1/4 ※公定価格＝国で定めている運営費用 ・施設数 市内:7園 市外:16園 平成29年度より2園増築により利用定員が増え、それに伴い給付費も増。 (さくら幼稚園:210人→240人・岩間第1幼稚園:145人→164人)	政策的事業	支出額	千円	4998950	6089470	731042	国・県補助	555,573	608,947	731,042	子ども福祉課		
249	子ども・子育て支援	かさまこども園運営管理事業	・保育の認定を受けた0歳から就学前の園児の一人ひとりの状況に応じて教育・保育をする。 ・乳児・幼児の教育・保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス…保護者の都合により一時的に保育に欠ける子どもを子ども園を活用して保育する。 ・延長保育…子ども園を19:15まで開園して実施する。 ・障害児保育…障害児に専任保育士を配置して保育する。 ・子育て支援…地域の子どもと子育て家庭の保護者を支援する。 ・病後児保育…病後登園出来る様になるまで保育する。 ・大学との連携事業…保育の質の向上を図り、よりよい教育・保育を利用者に提供する。	義務的事业	保護者の満足度 一時保育・育児相談利用者	%人	00	902170	217173		0	24,595	62,900	子ども福祉課	アウトソーシング	平成31年度から学校法人大成学園と公私連携による運営を実施する事となっており、いなだこども園と併せた管理事業とする。
250	子ども・子育て支援	多子世帯保育料軽減事業	子育て家庭への経済的負担の軽減策として、2人以上子どもがいて、三歳未満児が保育所等に入所している世帯に対し、三歳未満児の保育料を第2子が半額、第3子が無償化とする。 平成27年度までは、すこやか保育事業として2人以上保育所に入所している場合、保育料を軽減していた。平成28年4月より低所得者の保育料が軽減となったため、該当しない保育料階層4. 5階層の一部が対象となった。(県事業 県補助1/2)	政策的事业	受給率	%		100	100	県補助	0	0	17,104	子ども福祉課		
251	子ども・子育て支援	延長保育事業	就労形態の多様化等に伴い、やむを得ない理由により保育時間を延長して児童を預かる事業。延長保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えることができる。 補助率:県1/3 国1/3 市1/3	政策的事业	サービス利用者数	人			4774	国・県補助	0	0	1,356	子ども福祉課		
252	子ども・子育て支援	病児保育事業	病児病後児の保育を実施することにより、安心して子育てができる環境を整えるための事業。 【病後児対応型】 病気の回復期であり、集団保育が困難な児童を病院・診療所・保育所等に付設された専用スペースで一時的に保育する事業。 【体調不良児対応型】 児童が保育中に熱を出すなど「体調不良」となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において安全な体制を確保し、緊急的な対応を図る事業。 補助率:県1／3 国1/3 市1/3	政策的事业	サービス利用者数	人			894	国・県補助	0	0	14,689	子ども福祉課		
253	子ども・子育て支援	赤ちゃん・ほっと！ルーム事業	乳幼児を持つ保護者の子育てを応援する新たな取組みとして、授乳室やおむつ替えコーナーを設置している施設を赤ちゃん・ほっと！ルーム(子育て応援施設)として認定し、広くPRを行う。認定施設にのぼり旗を設置するほか、屋外イベント用として移動式テント、授乳いす、おむつ交換台の市民貸出しを実施する。	政策的事业	認定施設登録件数	件			37	市単独	0	0	805	子ども福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
254	子ども・子育て支援	地域医療センターかさま病児保育事業	「地域医療センターかさま」に病児保育室を開所。病児保育室の開設準備までは、子ども福祉課で行うが、市立病院での事業実施となる。 【病児保育室】 児童の保護者が就労等により、病気の児童を自宅で保育が困難な場合、「病児保育室」で病気の児童を一時的に保育することにより安心して子育てができる。 重点・拡充 子ども子育て支援交付金・県子ども・子育て支援交付金 補助率:国1/3 県1/3 市1/3	政策的事業	サービス利用者数	件			0	国・県補助	0	0	2,333	子ども福祉課		
255	子ども・子育て支援	病後児保育事業	0歳～5歳までの未就学児で、病気、怪我等からの回復期にあり、集団又は家庭での保育をすることが困難な児童について、当該児童を一時的に預かり保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な発達に寄与する。 事業実施場所ー笠間市立かさまこども園 ベット数ー3床	政策的事業	利用者数	人			10人	国・県補助	0	0	0	子ども福祉課		
256	子ども・子育て支援	いなだこども園運営管理事業	・保育認定を受けた0歳から就学前の園児の一人ひとりの状況に応じて教育、保育をする。 ・乳幼児の教育、保育に関する相談及び助言を行う。 ・一時保育サービス…保護者の都合により一時的に保育に欠ける子どもを預かり教育、保育をする。 ・延長保育…こども園を19:15まで開園して実施する。 ・障害児保育…障害児に専任保育士を配置して保育する。 ・子育て支援…地域の子どもと子育て家庭を支援する。 ・利用定員123名(0歳9名・1歳12名・2歳12名・3歳～5歳…各30名)	義務的事业	保護者の満足度 一時保育・育児相談利用者	% 人			87 5		0	0	48,225	子ども福祉課	アウトソーシング	平成31年度から学校法人大成学園と公私連携による運営を実施する事となっており、かさまこども園と併せた管理事業とする。
257	子ども・子育て支援	実費徴収給付事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より生活保護世帯で幼稚園・認定こども園・保育所等に入所している児童の保護者に対し、施設で必要な日用品・給食費・文房具等の購入に要する費用の一部を補助する事業。 ・給食費(副食材料費相当額)4,500円/月限度(1号認定児のみ) ・教材費と行事費等 2,500円/月限度(1号～3号認定児) ・補助率 国1/3・県1/3	政策的事業	補助額	千円	300000 0	173810 0	56	国・県補助	125	174	56	子ども福祉課		
258	子ども・子育て支援	保育対策総合支援事業	市内の民間保育所・認定こども園に対し、保育士資格を有しない保育支援者の配置に要する費用の一部を補助する。 【保育体制強化事業】 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付けといった保育に係る周辺業務(用務員業務)を行う短時間勤務者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ることを目的とする。 補助単価:1施設あたり月額90,000円×実施月数 補助率 :保育所 国1/2 県1/4、市1/4 認定こども園 県1/2、市1/2	政策的事業	園の数 保育支援者の数	園 人			2 2	国・県補助	0	0	1,108	子ども福祉課		
259	子ども・子育て支援	岩間地区福祉振興基金事業	合併前に岩間地区で所有していた基金の管理業務。基金の活用目的としては、岩間地区における子育て支援及びボランティア活動施設資金に充当する。平成29年度末残高、原資・利息を合わせて34,668,694円となっている。	政策的事業	検討会等の実施 基金活用事業	回 件	1 2	0 0	0 0	市単独	9	7	3	子ども福祉課		
260	子ども・子育て支援	ファミリーサポートセンター事業	仕事と育児を両立し、安心して子どもを育てることのできる環境づくりを推進し、地域における子育てを通じて児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を受けたい人(利用会員)と援助したい人(提供会員)とにより会員組織をつくり、地域の人が子育て家庭を支援する。保育所・幼稚園・学校の送迎や託児等を行う。会員の交流会や知識向上のための講習会の実施。	政策的事業	年間利用件数	件	171 0	83 0	68	国・県補助	2,646	3,159	3,159	子ども福祉課		
261	子ども・子育て支援	地域子育て支援拠点事業	核家族化、地域の繋がり希薄化等による子育てに対する不安感や負担感の軽減を図るため、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供や講座等を行う子育て支援センターを各地区に設置する。 ・笠間地区:みつばち(かさまこども園内)毎週月～金曜日(9時30分～16時) ・岩間地区:くりのこ(市民センターいわま内)毎週月・水・木・金曜日(10時～16時) ・補助率:国1/3・県1/3 【参考】 ・友部地区:かんがるー(児童館内 指定管理者)毎週月～金曜日(9時～16時)	政策的事業	利用者数(延)	人	26,000	26,606	10,129	国・県補助	7,046	7,654	8,390	子ども福祉課	見直し(一部アウトソーシング)	こども園公私連携に伴い、かさまこども園内にある「支援センターみつばち」の運営について、公私連携先である大成学園に委託する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
262	子ども・子育て支援	子育て支援等広報事業	子育て家庭の不安解消を図るため、市ホームページや広報かさまの「かさまぼけっと」等により子育て支援事業の周知やその他の情報を提供する。 平成27年度より、携帯電話用アプリを構築し単なる情報の提供だけでなく登録者に対しては、子育てに関する必要な情報の配信も行っている。	政策的事業	かさまぼけっとホームページアクセス数 かさまぼけっとアプリ登録者数	件 件	4698 3555	4744 3877	134023 1404	市単独	278	278	554	子ども福祉課		
263	子ども・子育て支援	子育て短期支援事業	児童の保護者が疾病等の理由により一時的に養育が困難になった時、児童養護施設等において児童を養育・保護する。	政策的事業	保護を実施した延べ人数 利用延べ日数	人 日			28 95	国・県補助	0	0	522	子ども福祉課		
264	子ども・子育て支援	児童手当事業	児童の健全な育成及び資質の向上を図るため手当を支給する。【1月当たり支給額】0～3歳まで:15,000円 3歳以上～小学校修了前まで 第1・2子:10,000円 第3子:15,000円 中学生:10,000円【定期払い】6月、10月、2月	義務的事业	受給率	100 %	100 0	100 0	100	国・県補助	1,183,016	1,142,287	1,116,468	子ども福祉課		
265	子ども・子育て支援	家庭児童相談事業	核家族化の進行、家庭環境の複雑化により、養育困難な18歳未満の子どもの育児、しつけ、非行等に関する悩みについての相談、支援、援護を行う。	政策的事业	生活改善に向け前進した件数	件	20 0	109 0	52	市単独	3,033	3,035	3,035	子ども福祉課		
266	子ども・子育て支援	要保護児童対策事業	児童福祉法に規定する要保護児童の早期発見やその適切な保護及び要支援児童または特定妊婦への適切な支援を図る。	政策的事业	生活改善に向け前進した件数	件	10 0	4 0	4	市単独	2	12	32	子ども福祉課		
267	子ども・子育て支援	児童クラブ運営事業	放課後、保育ができない家庭の保護者の代わりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供し、遊びや生活を通してその子どもの健全育成を図る。・対象児童:小学6年生まで・クラブ数:11の小学校単位(運営は、NPO法人へ委託) ・民間児童クラブを運営しているNPO法人へ運営補助金交付	政策的事业	入所率(公設) 入所率(民設)	% %	88 87	89 87	97 79	国・県補助	150,768	162,375	186,650	子ども福祉課		
268	子ども・子育て支援	児童クラブ整備事業	平成27年度の法改正により、保育室1室の定員(40名以下)、児童1人当たりの保育面積(1.65㎡以上)、小学6年生までの受け入れ等の要件設定。及び待機児童解消を目的に、経過措置期間(平成27年度～31年度)内に対象となる児童クラブの整備を行う。友部小学校児童クラブ及び岩間第一小児童クラブの既存保育室の定員要件適合を目的に改修工事。友小(現在2部屋→3部屋に分割)岩一小(1部屋→2部屋に分割)計画 平成30年度 改修実施 平成31年度	計画策定事務	当該クラブの定員入所承諾率	人 %			115 86	国・県補助	25,616	199,166	33,446	子ども福祉課		
269	子ども・子育て支援	児童館運営事業	児童に健全な遊びを提供することで心身の健康を増進し、情緒を豊かにする施設として、また、就学前の児童と保護者が、遊びを通じてふれあいや交流を促進する場として児童館において事業を実施する。 ・施設運営管理については指定管理業者が行う。 ・指定管理期間(H27年度～H31年度) ・子育て支援センター「かんがるー」は、一部補助対象(賃金のみ) ・補助率:基準額(国1/3・県1/3)	政策的事业	利用者延人数	人	36827 0	37165 0	37485	国・県補助	30,927	31,542	28,636	子ども福祉課		
270	子ども・子育て支援	児童クラブ管理事業	放課後児童クラブ(市内小学校11校設置)の施設管理事業。	政策的事业	入所率(公設) 入所率(民設)	% %	88 87	89 87	97 79		7,480	4,999	5,660	子ども福祉課		
271	子ども・子育て支援	母子生活支援施設入所措置事務	児童福祉法に基づき、虐待やDV等を受けている母子の安全な生活を確保するための支援を行う。	政策的事业	生活改善に向け前進した件数	件	1 0	1 0	1	国・県補助	0	3,498	4,344	子ども福祉課		
272	子ども・子育て支援	児童扶養手当事業	児童扶養手当法に基づき、18歳未満(障害児は20歳未満)の児童を養育している母子・父子家庭に対し、所得額に応じて手当を支給する。【1月当たり支給額】1人の場合:9,980円～42,290円 2人目:5,000円～9,980円 加算 3人目以降:3,000円～5,980円加算【定期払い】4月、8月、12月	義務的事业	受給率 調査による喪失者	% 人	100 20	100 9	100 5	国補助	297,842	295,332	294,714	子ども福祉課		
273	子ども・子育て支援	母子家庭等高等技能訓練促進事業	母子父子家庭の母、父の就業を有利にさせるための資格取得を促進させることを目的に、養成機関で修業している期間において訓練促進費を支給する。	政策的事业	支給者総数	人	4 0	2 0	2	国・県補助	3,375	2,431	2,100	子ども福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
274	子ども・子育て支援	母子等支援事業	母子父子家庭に対し、児童扶養手当事業を含め、子育て・生活支援・就業支援など総合的な自立支援に努めるために、母子父子自立支援員等と連携を図るために相談業務、事務を円滑に進めるために臨時職員2名を雇用。	政策的事業	相談受付数 貸付・給付件数	件 件	0 0	11 0	59 6	市単独	0	2,058	2,105	子ども福祉課		
275	子ども・子育て支援	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染予防、発病予防、重症化予防、感染症まん延予防を目的に実施。任意予防接種の小児インフルエンザについては保護者の経済的負担の軽減並びに重症化及びまん延予防のため、接種費用の一部助成を実施する。	義務的事业	BCG接種率 麻しん・風しん混合1期 接種率	% %	95.6 99.1	97.9 94.3	97.2 91.6	市単独	133,678	142,327	143,519	健康増進課		
276	子ども・子育て支援	母子保健事業	・安心して子どもを出産し、子どもがより健やかに育つために、妊娠期から子育て期に渡るまで継続的に関わり、切れ目ない支援を推進していく。 ・サポートの必要な妊産婦を把握し、適切な支援につなげ、フォローする。 ・子どもの疾病や発育・発達の問題等の早期発見に努め、子育ての負担や不安・孤立感が和らげるように、相談支援の充実を図る。	義務的事业	妊婦健診 1歳6ヶ月児健診受診率	人 %	6493 99.3	6185 97.2	6360 94.1	市単独	58,238	55,444	50,845	健康増進課		
277	子ども・子育て支援	未熟児養育医療事業	身体の発達が未熟なままで生まれ、入院治療を必要とする方に対して、その治療に必要な医療費を公費負担する。入院医療費のうち、健康保険等適用後の自己負担額を公費負担した後、世帯の所得税額等に応じて入院治療費の一部を自己負担額として徴収する。	義務的事业	給付件数	件	32 0	29 0	26	国・県補助	5,630	3,205	2,630	健康増進課		
278	子ども・子育て支援	子育て世代包括支援センター事業	子育て世代包括支援センターは、平成27年3月に設置され、平成27年4月からは友部保健センター内で、妊娠中から子育て期にわたるニーズに対し総合相談支援を提供している。具体的には、妊産婦への積極的関与により、支援が必要な場合には個別の支援プランを作成のうえ、継続した支援を行うとともに、関係機関に切れ間なくつないでいくものである。また協議会を設け、事業の推進を図るとともに対象者への対応方針を検討するなどネットワークの構築を図っていく。	政策的事业	①妊婦への支援実施率 ②産婦への支援実施率	% %	58.4 80	92.5 88.5	82.2 88.5	国補助	164	2,712	1,715	健康増進課		
279	保健・医療	各種検診推進事業	生活習慣病予防対策として、疾病の早期発見及び早期治療のため、各種がん検診及び循環器健診を実施する。	義務的事业	がん検診受診率(平均) 生活習慣病健診受診者	% 人	20 800	17.8 822	16.4 708	県補助	59,097	61,317	59,266	健康増進課		
280	保健・医療	がん検診推進事業	国の「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」に基づき、平成29年度より、年度内40歳の方に対し、5大がん(子宮頸がん・乳がん・大腸がん・胃がん・肺がん)について個別の受診勧奨を行う。また、要精密検査となった方で、未受診者の方への受診勧奨を行う。	政策的事业	検診受診率 精密検査受診率	% %	10	8.4	19.7 80	国補助	2,786	858	174	健康増進課		
281	保健・医療	健康増進事業	生活習慣病の発症予防や重症化予防、また、健康増進を図るため、健康相談や健康教育、健康講座、運動教室を実施する。	義務的事业	健康教育 健康相談	人 人	4400 0	4010 0	3371 273	県補助	1,475	1,342	1,457	健康増進課	アウトソーシング	平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。今回、新たに健康教育の一部事業について、ヘルスリーダーの会への委託を検討する。
282	保健・医療	睡眠医療ネットワーク事業	笠間市内の医科・歯科・薬科の連携によるネットワーク構築により、ありふれた、隠れた病である睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療に寄与するとともに医療費の削減を図る。	政策的事业	講演会等参加者数	人	0	160	32	市単独	0	0	0	健康増進課		
283	保健・医療	食育推進事業	社会・経済構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景に食生活スタイルが個人の好みや便利さを重視するものへと移行しつつあり、不規則な食生活による栄養の偏り、生活習慣病有病者や予備軍の増加、「食の大切さ」の欠如など様々な問題が生じている。こうしたことから「食」や「食育」の重要性を市民に広め、食の営みを支援する多様なネットワークを整えることで乳幼児から成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた食育活動を推進する。特に若い世代に対して食の大切さを意識した生活が行え、次世代につなげていける食育推進活動を実施し、正しい食習慣の確立や生活習慣の予防に結びつける。	政策的事业	食育教室実施回数 ネットワーク会議開催回数	回 回	10 625	13 832	14 2	市単独	8	9	33	健康増進課		
284	保健・医療	訪問歯科保健事業	通院困難な在宅の寝たきり高齢者等に対して、訪問による歯科保健サービスを行う。	政策的事业	利用者	人	60 0	65 0	69	市単独	1,098	953	988	健康増進課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
285	保健・医療	歯科保健推進事業	【永久歯対策事業】 歯科保健計画に基づく、ライフステージ別の歯科保健事業。 むし歯予防対策として、幼児〔保育所(園)・幼稚園・認定こども園〕及び児童・生徒(小・中学校)を対象に講話及び実技指導(歯みがき教室等)を行う。 【口腔ケア推進事業】 歯科保健計画の重点事業である「介護・福祉施設等への歯科口腔保健の取り組みに対する支援」にひとつとして、介護にかかわる多職種が、障がい者(児)や要介護者に対して適切な歯科保健サービスを提供できるように、社会福祉施設の介護職員等を対象とした口腔ケア研修会を開催する。	政策的事業	歯みがき教室参加者数 介護職員の研修会参加者数	人 人			726 28	市単独	0	0	179	健康増進課		
286	保健・医療	健康づくり推進事業	食の外部化や多様化が進む中で、食の大切さに対する意識が希薄になってきている。また、実生活では、多くの食の情報や便利食品は氾濫しているが、食の体験や経験の少なさに正しい食の選択ができず、日々の健全な食生活の営みに歪みが生じ、栄養の偏りや肥満・過度のやせなど健康状態へ悪影響を及ぼしている。そのような状況から、食生活の改善や、健康な食のあり方などについて実践的で分かりやすく推進を図るため、地域に健康づくりのリーダーとなるヘルスリーダーを育成・養成をし、食育の推進や生活習慣病予防事業を実施する。	政策的事業	事業参加者数	人	885 295	1547 1631	7130	市単独	1,490	1,537	1,643	健康増進課		
287	保健・医療	健康都市づくり事業	「WHO健康都市」の理念に基づく市民総ぐるみ運動を展開し、市民の一体感や「安心」なまちづくりを推進する。	政策的事業	市民大会参加者 健康都市講座参加者	人 人	500 300	500 300	0 0	市単独	271	187	125	健康増進課		
288	保健・医療	保健センター管理事業	友部・笠間・岩間保健センターの施設、付帯設備の管理・運営・修繕を行う。	維持管理事業	保守点検 清掃	回 回	26 744	26 741	26 741	市単独	20,435	19,801	21,022	健康増進課		
289	保健・医療	ヘルスロード活用推進事業	笠間市内のヘルスロードを整備することにより、ウォーキングの環境整備を行い、市民の健康づくりを促進する。 【平成29年度で廃止】	政策的事業	ウォーキング大会参加者 設置箇所	人 コース	150 1	64 1	60 2	市単独	2,041	824	2,211	健康増進課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。なお、事業の一部は「健康なまちづくり運動支援事業(平成30年度新規)」と統合し実施している。
290	保健・医療	かさま健康ダイヤル24事業	全て市民を対象とした24時間年中無休体制の無料電話健康相談サービス。症状や相談内容に応じ、保健師、看護師、臨床心理士、医師等の専門職が相談に対応している。	政策的事業	相談件数 電話受付件数	件 件	3000 0	2174 0	3000 2000	市単独	2,687	2,592	2,331	健康増進課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年11月で廃止した。
291	保健・医療	献血推進事業	【事業目的】 ①十分な血液を確保することを目的に計画的な献血運動の推進と献血意欲の高揚を図る事業を行っている笠間献血連合会に対し、活動費の補助を行う。 ②骨髓ドナーへの経済的負担の軽減を図り、骨髓移植を推進する。 【事業概要】 ①街頭・事業所における献血実施及び献血広報・啓発活動の実施 ②笠間献血連合会役員会の実施 ③笠間献血連合会総会の実施 ④骨髓移植の推進	政策的事業	献血協力事業所 献血者	箇所 人	41 2150	37 1894	38 1800	県補助	550	550	550	健康増進課		
292	保健・医療	感染症対策事業	感染症発生の防止対策や感染症発生における拡大防止を図るため、市民への、広報活動や健康管理等の予防対策を実施する。感染症法に基づく65歳以上の結核健診については、健診方法が胸部レントゲンであり、肺がん検診と同時にを行うため、各種検診事業で実施する。	義務的事业	罹患者	人	0 0	0 0	0	市単独	0	0	0	健康増進課		
293	保健・医療	安定ヨウ素剤購入事業	安定ヨウ素剤について、県は原子力発電所から半径30km圏内の対象市町村に配備している。これに伴い、当市においても独自に30Km圏外の住民分の安定ヨウ素剤を配備することにより、緊急事態に迅速に対応できるようにする。	政策的事業	備蓄必要量(ヨウ化カリウム丸:1,000丸入) 備蓄必要量(ヨウ化カリウム)	本 本	82 1	0 0	82 1	市単独	501	7	3	健康増進課		
294	保健・医療	地域医療対策事業	休日当番医制については、H21年度まで市内医療機関が行っていたが、H22年度から日曜日診療を市立病院が行うことにより、祝日と年末年始のみとなり、委託料を減額することができた。合わせて平日夜間初期救急診療を笠間市立病院において、笠間市医師会など関係機関との協力のもとに実施している。	政策的事業	平日夜間人数 休日診療人数	人 人	730 1839	627 1556	700 1800	市単独	7,123	6,869	7,716	健康増進課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
295	保健・医療	保健衛生総務事務	健康増進課所管の各事業に属さない経費及び総括的に管理すべき人件費、需用費、役務費、各種負担金。	政策的事業	改革プランの点検、評価 健康づくり推進協議会の開催	回 回	1 1	1 0	0 1	市単独	6,312	6,549	6,110	健康増進課		病院改革プランに関する事務は平成28年度で終了。
296	保健・医療	笠間市立病院改革プラン推進事業	総務省の「公立病院改革ガイドライン」及び茨城県が策定する地域医療ビジョンに基づき「第3次市立病院改革プラン」を策定・推進することにより、公立病院としての役割を果たすとともに経営基盤を強化し経営の安定化を図る。	政策的事業	1日平均入院患者数 1日平均外来患者数	人 人	23 103	21 104	21 93	市単独	40,000	32,916	20,000	笠間市立病院		
297	保健・医療	平日夜間・日曜初期救急診療事業	市立病院、医師会、薬剤師会、県立中央病院が連携し、市立病院において初期救急診療を実施することにより、笠間地区における医療サービスの向上を図るとともに県立中央病院との機能分担を明確にし、市民が安心して暮らせる地域社会を推進する。	政策的事業	1日平均夜間診療患者数 1日平均日曜診療患者数	人 人	3 36	3 31	3 30	国補助	14,180	14,254	18,870	笠間市立病院		
298	保健・医療	筑波大学病院連携事業(指導医派遣・研修生受入)	筑波大学との連携により、市立病院に「地域医療研修ステーション」を開設し、指導医及び後期研修医と研修生を受入れ理想的な地域医療教育を実践することで、地域医療に従事する医師の養成と地域医療の充実を図る。	政策的事業	指導医の診療枠(午前・午後)	コマ/週	11 0	11 0		市単独	17,321	18,275	18,275	笠間市立病院		
299	保健・医療	市立病院整備事業	笠間市立病院は、昭和54年の全面改築以来30年超が経過し、建物の老朽化・狭隘化が著しく患者への負担となっている。また、建物本体は耐久性や火災時の対応など改善が必要であるため、「笠間市立病院整備方針」を策定し病院新築を決定した。当該整備方針を受け、『笠間市立病院建設協議会』が設置され、その答申を受けて「市立病院建設基本計画」を策定し、平成30年4月オープンを目指して行政機能併設型の新病院を整備していく。	建設・整備事業	1日平均入院患者数 1日平均外来患者数	人 人	23 103	21 104		国・県補助	48,600	705,800	1,261,886	笠間市立病院	-	平成29年度で完了した事業。
300	保健・医療	(仮称)地域医療センター建設事業	笠間市立病院、市内3保健センター、地域包括支援センターが平成30年4月にオープンした「地域医療センターかさま」に集約され、新たに病児保育室が設置された。建設費用は市立病院が支出し、行政棟の部分(30%)を健康増進課が負担金として支払った。移転にあたり、関係課との事務調整や備品の購入、その他関係する事務を行った。 この事業は平成29年度で終了している。	建設・整備事業	地域医療センターの建設数	施設		0	1		0	212,604	375,060	健康増進課	-	平成29年度で事業完了。
301	保健・医療	健康なまちづくり運動支援事業	ヘルスロードの普及・啓発を図るとともに、市民の運動習慣づくりを促進するため、ウォーキングイベントを開催する。	政策的事業	ウォーキングイベント参加者数	人				市単独				健康増進課	廃止	市役所内の複数の課でウォーキングに関連した事業を行っているため廃止するものである。他課の事業については、健康都市連携事業として実施してもらうよう働きかける予定。
302	保健・医療	精神保健事業	在宅の精神障害者を対象にグループ活動を実施し、社会適応の相談や充実した生活を送るための支援をする。 こころの相談の窓口となり、助言・指導をする。 精神保健に関する正しい知識の普及を図り、理解を深めるための講座を開催する。	政策的事業	こころの相談人員 家庭訪問	人 人	17 74	16 60	19 52	市単独	1,219	578	393	健康増進課		
303	保健・医療	かさま健康歩イント事業	無料スマートフォンアプリとWebサイトを活用し、歩数に応じて、笠間市地域ポイントを付与し、地域ポイント還元商品を進展する事業。 若い世代から身近で手軽に取り組める運動習慣として、ウォーキングの定着を図り、継続してウォーキングを実施することで、生活習慣病の予防、医療費削減、健康寿命の延伸に繋げる。	政策的事業	事業登録者数 事業登録者の週1回以上のウォーキング実施率	人 %				市単独				健康増進課	廃止	平成30年度の新規事業として始めたが、平成31年度より茨城県でヘルスケアポイント事業が始まることになり、内容について市の事業内容を網羅していることから、ウォーキングの定着については、県事業を活用することとし、市の事業を廃止する。なお、廃止時期は県事業の開始時期に合わせることにする。
304	社会保障	国民健康保険税徴収事務(笠間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	国保税現年度徴収率(笠間市)	%	87 0	90 0	91.8		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
305	社会保障	国民健康保険事務事業(笠間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	資格の取得(転入、社保離、出生等) 資格の喪失(転出、社保加、死亡等)	件 件	561 568	511 631	516 530		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
306	社会保障	国民健康保険税徴収事業(岩間支所)	国民健康保険法及び地方税法に基づき、国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の徴収業務を行い、国民健康保険の健全な財政運営を図る。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	国保税現年度徴収率(笠間市)	%	89 0	90 0	91		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
307	社会保障	国民健康保険事務事業(岩間支所)	国民健康保険法に基づき、各種届出を受理し、適正に処理する。支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	資格の取得(転入、社保離、出生等) 資格の喪失(転出、社保加、死亡等)	件 件	370 375	386 381	317 365		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
308	社会保障	賦課徴収事務	国民健康保険の加入者に対し、国民健康保険税の賦課、徴収を行い国民健康保険の健全な財政運営を行う。近年の長引く景気低迷等により、調定額が下がり続けている状況にあり、収納率の向上が課題となっている。	義務的事業	国保税現年度徴収率 徴収額(現年度分)	% 千円	87 2,006,975	90 1,911,723	91.8 1,847,515	市単独	19,030	16,133	16,380	保険年金課	見直し(一部廃止)	平成29年度までは、年度当初から療養給付費等の支払いがあり、資金源は暫定賦課した税収入で確保していたが、平成30年度からは、国保運営広域化により資金の流れが変わり、納付開始が8月へ変更となった。このことから暫定賦課の必要性は薄れたため、平成30年度に廃止検討、平成31年度に暫定賦課廃止し、業務の一部を削減する。
309	社会保障	趣旨普及事業(国民健康保険)	国民健康保険制度の普及、啓蒙を図るため、「国保だより」、「国保ガイドブック」を作成する。	政策的事業	国保加入世帯(年度平均)	世帯	13340 0	12500 0	12338	市単独	382	418	475	保険年金課		
310	社会保障	一般被保険者療養給付事業	一般国保加入者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	義務的事業	1人当たり支払額 支払総額	千円 千円	210 4793196	226 4738352	216 4530252	国・県補助	4,793,196	4,738,352	4,530,252	保険年金課		
311	社会保障	一般被保険者療養事業	一般国保加入者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	義務的事業	1人当たり支払額 支払総額	千円 千円	2 7100	2 7124	2 50100	国・県補助	53,212	48,325	38,013	保険年金課		
312	社会保障	一般被保険者高額療養事業	被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。 県へ交付申請を行う。	義務的事業	支給率 1人当たり支払額	% 千円	34 0	47 0	91 29	国・県補助	617,011	647,941	615,190	保険年金課		
313	社会保障	出産育児一時金支給事業	被保険者の出産に要した費用を支給する。 県へ交付申請を行う。 一般会計から3分の2繰入れ 1件当り420,000円上限	義務的事業	支給額	千円	38831 0	28190 0	23502	市単独	38,831	28,190	23,502	保険年金課		
314	社会保障	葬祭費支給事業	国保加入者の死亡に対し葬祭費を支給する。 県へ交付申請を行う。 1件当り 50,000円	義務的事業	支給額	千円	6200 0	5150 0	6100	市単独	6,200	5,150	6,100	保険年金課		
315	社会保障	後期高齢者支援事業	後期高齢者医療制度による支援金を各保険者において社会保険診療報酬支払基金を通じて納付する。後期高齢者支援金に対する国・県の負担金補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	被保険者1人当りの支援金	千円	56 0	57 0	56	国・県補助	1,273,747	1,218,682	1,179,011	保険年金課	-	平成29年度で事業完了。
316	社会保障	前期高齢者納付事業	65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するため前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金を通じて納付する。前期高齢者納付金に対する国・県の負担金補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	被保険者1人当り納付金	円	33 0	37 0	200	国・県補助	774	795	4,261	保険年金課	-	平成29年度で事業完了。
317	社会保障	介護納付事業	40歳以上65歳未満の第2号被保険者が負担する費用について、国保税の介護分及び国・県の負担金交付金と合わせ社会保険診療報酬支払基金へ納付する。 また、介護納付金に対しての負担金、補助金の申請、実績報告を行う。	義務的事業	国保加入者1人当り納付額	千円	61 0	59 0	56	国・県補助	540,631	503,734	486,015	保険年金課	-	平成29年度で事業完了。
318	社会保障	特定健康診査等事業	40歳から74歳の国保加入者を対象に生活習慣病重症化予防のための健康診査、健康指導を行う。結果、疾病の早期発見・治療に繋げることで医療費の抑制を図る。	政策的事業	受診率	%	41 0	37 0	38	国・県補助	53,671	52,049	49,209	保険年金課	-	平成30年度から封入作業の外部委託済。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
319	社会保障	国保健康づくり推進事業(人間ドック・脳ドック)	40歳から74歳の国保加入者を対象に人間ドック、脳ドック受診費用の一部を補助し、健康保持増進を図る。結果、疾病の早期発見・早期治療による医療費の削減へつなげる。 人間ドック補助 20,000円 脳ドック補助 25,000円	政策的事業	利用率	%	40	4.10	4.5	市単独	20,347	19,524	15,695	保険年金課		
320	社会保障	国保健康づくり推進事業(医療費通知)	国保被保険者へ医療費通知(受診年月、受診者名、医療機関名、診療区分、日数、医療費の費用額・国保負担額・本人負担額)を通知し、医療費負担について周知する。 ジェネリック医薬品使用差額通知書を送付し、医薬品削減への意識高揚を図る。	政策的事業	1世帯当たり通知件数(医療費通知)	通	4	4	4.7	市単独	3,279	3,248	3,248	保険年金課		
321	社会保障	退職被保険者等療養給付事業	退職被保険者が療養の給付に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	義務的事业	1人当たり支払金額	千円	252	370	407		226,611	161,612	83,965	保険年金課		
322	社会保障	退職被保険者等療養事業	退職被保険者が療養に要した保険者負担分の費用を国保連合会に支払う。 県へ交付申請を行う。	義務的事业	1人当たり支払額	円	1511	1536	2611		1,360	670	538	保険年金課		
323	社会保障	退職被保険者等高額療養事業	退職被保険者の自己負担分が政令で定める額を超えた分に対して高額療養費として支給する。 県へ交付申請を行う。	義務的事业	1人当たり支払額	千円	35	62	91	国・県補助	31,656	26,826	18,763	保険年金課		
324	社会保障	一般被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間(前年8月～7月)自己負担限度額を越えた部分を支給する。 県へ交付申請を行う。	義務的事业	一件当たり支給額	千円	170	230	10	国・県補助	200	232	269	保険年金課		
325	社会保障	退職被保険者等高額介護合算療養事業	医療費と介護保険の年間自己負担限度額を越えた部分を支給する。 県へ交付申請を行う。	義務的事业	一件当たり支給額	千円				県補助	0	0	0	保険年金課		
326	社会保障	高額医療費共同事業医療費拠出事業	高額な医療費の発生による国保保険者の財政負担を緩和するため、1件あたり80万円以上のレセプトに係る拠出金を国保連合会へ納付し、県内全体で調整する。	義務的事业	一人当たり支払額	千円	110	130	10	国・県補助	229,261	284,237	205,556	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
327	社会保障	高額医療費共同事業事務費拠出事業	高額医療費共同事業に係る事務費を支出する。	義務的事业			00	00		市単独	0	0	0	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
328	社会保障	後期高齢者関係事務費拠出事業	後期高齢者医療制度による支援金に係る事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	義務的事业	被保険者1人当りの納付額	円	30	40	4	市単独	85	88	85	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
329	社会保障	前期高齢者関係事務費拠出事業	前期高齢者納付金に係る事務費を社会保険診療報酬支払基金に納付する。	義務的事业	国保加入者1人当たり納付金	円	30	30	3	市単独	88	86	82	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
330	社会保障	国保健康づくり推進事業(保健カレンダー)	市民の健康管理に繋がるよう保険事業の年間スケジュール、医療機関情報等を広報するため、保健事業予定表を作成し笠間市全世帯へ配布する。 経費は国保特別会計から一旦支出するが、国保加入者以外分については全人口と按分して、一般会計から繰り入れする。	政策的事業	国保加入世帯	世帯	131670	128120	12338	市単独	454	386	386	保険年金課		
331	社会保障	国保連合会負担金事務	国保の円滑な事業運営を図るとともに保険者の共同目的を達成するために必要な会員負担金を国保連合会へ納付する。	義務的事业	国保加入者一人当たり支払額	円	1190	1280	127		2,815	2,749	2,659	保険年金課		
332	社会保障	国保運営協議会事務	国民健康保険の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応じて審議し答申する。 委員12名	義務的事业	法定外繰入額基金額	千円 千円	316011395	1608351395	3302851395	市単独	197	164	252	保険年金課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
333	社会保障	審査支払手数料事務(国民健康保険)	レセプトの審査に係る手数料を国保連合会へ支払う。	義務的事業	国保加入者1人当たり支払額	円	759 0	789 0	761		15,507	16,901	14,920	保険年金課		
334	社会保障	一般被保険者移送事業	一般被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	義務的事業	一般国保加入者一人当たり支払金額	円	0 0	0 0	0	国・県補助	0	0	0	保険年金課		
335	社会保障	退職被保険者等移送事業	退職被保険者が療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときに支給する。	義務的事業	退職被保険者1人当たり支払額	円	0 0	0 0	0		0	0	0	保険年金課		
336	社会保障	その他共同事業拠出事業	「年金受給権者一覧表」掲載人員数に基づく拠出金を国保連合会に支払う。H31年度までで終了	義務的事業			0 0	0 0			2	2	1	保険年金課		
337	社会保障	保険財政共同安定化事業拠出事業	国民健康保険の財政の安定化を図るため、1件1円以上のレセプトに係る拠出金を国保連合会へ納付する。	義務的事業	国保加入者一人当たり支払額	千円	90 0	93 0	90		2,071,572	1,984,937	1,887,228	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
338	社会保障	国民健康保険財政調整基金事業	急激な医療費の増加に対応するための基金を確保する。	義務的事業	基金額	千円	0 0	0 0			0	0	50,000	保険年金課		
339	社会保障	一般被保険者保険税還付事務	一般被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	義務的事業	一般国保還付金額	千円	10000 0	7901 0	14787	市単独	7,550	7,901	14,787	保険年金課		
340	社会保障	退職被保険者等保険税還付事務	退職被保険者世帯で、過年所得の更正や、遡及して資格喪失等の異動に伴い、過誤納金が発生した場合還付する事務	義務的事業	退職国保還付金額	千円	500 0	161 0	174	市単独	151	161	174	保険年金課		
341	社会保障	償還金事務(国民健康保険)	療養給付費等負担金、特定健康診査等負担金等の前年度精算に伴い、補助金の返還が生じた場合に支出金する。	義務的事業	償還金額	千円	64049 0	30989 0	76476		64,049	30,989	76,476	保険年金課		
342	社会保障	一般被保険者保険税還付加算金事務	一般国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	義務的事業	一般国保還付加算金	千円	500 0	217 0	464	市単独	179	217	464	保険年金課		
343	社会保障	退職被保険者等保険税還付加算金事務	退職国保で、国の定めによる加算金が発生した場合に支払いする事務	義務的事業	退職国保還付加算金	千円	50 0	5 0	5	市単独	2	5	5	保険年金課		
344	社会保障	直営診療施設勘定補助事業	市立病院の運営費及び施設整備費に係る特別調整交付金(国庫補助金特別調整交付金)を国保特別会計に収入し、同額を市立病院会計へ支出する。	義務的事業	支払金額	千円	3518 0	3286 0	63210	国補助	3,316	3,286	63,210	保険年金課		
345	社会保障	老人保健事務費拠出事業	老人保健に係る事務費を経過措置として平成29年度まで支出する。	義務的事業			0 0	0 0			47	38	24	保険年金課	-	H29年度で事業完了。
346	社会保障	予備費管理事務(国民健康保険)	不測の支出が発生した場合に対応するための予算を確保する。	義務的事業			0 0	0 0			0	0	0	保険年金課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
347	社会保障	国民健康保険特別会計繰出金事務	一般会計より国保特別会計に対する繰出金を支出する事務 ・保険基盤安定繰出金(補助あり) ・保険税軽減分(県 3/4) ・保険者支援分(県 1/4、国 1/2) ・職員給与費等繰出金 ・出産育児一時金繰出金(出産育児一時金の支給基準額の2/3) ・財政安定化支援事業繰出金(国保財政安定化のため当該年度に交付税措置分) ・国保税負担緩和繰出金 ・その他繰出金(保健事業による事業などで国保該当者以外の者に対する負担分)	義務的 事業	被保険者一人当たり繰出金	千円	240	250	32	市単独	716,794	687,768	684,431	保険年金課		
348	社会保障	高額療養費貸付事業	療養に要した費用が著しく高額であるために支払が困難な者に対し、医療費の一部(高額療養費支給見込額の10分の9に相当する額の範囲内で市長が定めた額)を貸し付け、必要とする療養の機会を確保することにより福祉の向上に寄与する。	義務的 事業	被保険者1人当たり貸付金額	円	4220	2580	165	市単独	6,262	5,519	3,455	保険年金課		
349	社会保障	出産育児費資金貸付事業	出産が見込まれる世帯で出産育児一時金の支給までの間、出産に要する費用を支払うための資金(支給見込額の10分の8を限度)を貸し付ける。	義務的 事業			00	00		市単独	0	0	0	保険年金課		
350	社会保障	特定保健指導事業	健診結果により対象者の抽出を行い、メタボリックシンドロームのリスクのある方へ特定保健指導を行う。 指導方法は、健診結果送付後対象者へ勧奨通知を送付し指定日に個別・集団面接実施する。来所されなかった方に関しても、電話勧奨・訪問による指導を実施。	義務的 事業	特定保健指導者実施率	%	310	400	31%		0	0	0	健康増進課		
351	社会保障	特定健康診査事業(笠間支所)	40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	政策的 事業	受診率(笠間市)	%	410	370	38		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
352	社会保障	特定健康診査事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 40歳から74歳の国民健康保険加入者に対し生活習慣病を予防するための健康診査、健康指導を行う。	政策的 事業	受診率(笠間市)	%	370	370	38		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
353	社会保障	一般管理事務	国保事業の健全な運営を図ることを目的とし、適切な事務の執行に係る事業を行う。	義務的 事業	1人当たり支払額	円	00	00	1099		22,828	22,915	22,993	保険年金課		
354	社会保障	生活習慣病予防対策事業	糖尿病が重症化するリスクが高い対象者が健康教室に参加することで、自らの生活の見直しを行うことで、重症化を防ぐことを目指す。	政策的 事業	参加人数	人			282		0	0	264	保険年金課		
355	社会保障	医療福祉費(マル福)事務(笠間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。 なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで対象年齢を拡大している。平成25年度から対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	政策的 事業	受給率＝受給者数／対象者数(笠間市)	%	920	970	97	県補助	0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
356	社会保障	医療福祉費(マル福)事務(岩間支所)	昭和48年に開始された茨城県の制度で、医療福祉費受給対象者がマル福自己負担金だけで医療機関を受診できる制度。なお、笠間市単独助成事業では平成22年10月に小学校4年生から小学校6年生まで、平成25年度から中学校3年生まで対象年齢を拡大して実施している。平成26年10月から県制度の対象が中学3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	政策的 事業	受給率＝受給者数／対象者数(笠間市)	%	860	970	97		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
357	社会保障	医療福祉費支給事業	医療福祉費支給制度は、受給資格を満たす人が健康保険を使って医療機関を受診した場合、窓口一部負担金を公費で負担する茨城県の制度であり、昭和48年から開始された。(所得要件あり) 外来自己負担金:妊産婦・小児・母子家庭・父子家庭は1回あたり600円(1医療機関ごとに月2回まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。 入院自己負担金:妊産婦・小児・生徒(中学生)の入院分・母子家庭・父子家庭は1日あたり300円(1医療機関ごとに月10日まで)、重度心身障害者は自己負担金なし。	義務的 事業	受給率＝受給者数／対象者数	%	920	970	97	県補助	424,694	438,359	432,601	保険年金課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
358	社会保障	医療福祉費支給事業(市単独分)	県制度においては、平成22年10月より、小児の対象年齢が未就学児までから小学校3年生までに拡大された。それに伴い、市単独事業として小学校4年生～6年生まで対象年齢を拡大した。 平成25年度からは対象年齢を中学校3年生まで拡大して実施した。 平成26年10月から県制度の対象が中学校3年生まで(中学生は入院分のみ)に拡大したため、市単独事業としては中学生の外来分のみとなる。 認定要件、自己負担金等は県基準に準ずる。	政策的事業	受給率＝受給者数／対象者数	%	740	950	94	市単独	20,156	22,105	27,849	保険年金課		
359	社会保障	医療福祉費自己負担金助成事業(市単独分)	医療福祉費受給認定者が医療機関等に支払った自己負担金および入院時の食事療養費を助成することにより、受給認定者の経済的負担の軽減を更に図る。 生徒(中学校1年生～3年生)は支給対象外である。	政策的事業	自己負担金償還額	円	56,107,000	55,970,774	58,172,889	市単独	56,171	58,921	61,216	保険年金課	見直し(一部廃止)	重度身体障害者で自立支援医療(更新医療)制度の対象者について、これまで同制度を利用せずにマル福を利用してきた。今後「402 障害者医療給付事業」において、対象者は自立支援医療制度を利用することとしたため、マル福による助成を一部廃止する。
360	社会保障	後期高齢者医療制度事業(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	被保険者数(笠間市)	人	105000	110900	11381		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
361	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	保険料納付額(笠間市) 収納率(笠間市)	円 %	51293600099	52635550098	56357246098		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
362	社会保障	後期高齢者健診事業(笠間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	義務的事业	受診者数(笠間市) 受診率(笠間市)	人 %	220021	232221	239621		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
363	社会保障	後期高齢者医療制度事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害がある65歳以上75歳未満の方を対象として、平成20年度より後期高齢者医療制度が規定された。 支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	被保険者数(笠間市)	人	107610	110900	11381		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
364	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事務。 加入者に対し、保険料の徴収業務を行い、後期高齢者医療制度の健全な財政運営を図る。 支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	保険料納付額(笠間市) 収納率(笠間市)	円 %	49796800099	52635550098	56357246098		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
365	社会保障	後期高齢者健診事業(岩間支所)	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいた事業。 75歳以上の高齢者及び一定以上の障害のある65歳以上75歳未満の加入者に対し疾病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査、健康指導を行う。	義務的事业	受診者数(笠間市) 受診率(笠間市)	人 %	216820	232221	239621		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
366	社会保障	後期高齢者医療制度運営事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に改められ後期高齢者医療制度が規定された。	義務的事业	後期高齢者被保険者数	人	105000	110900	11381	市単独	6,983	7,021	7,357	保険年金課	-	平成30年度から封入作業の外部委託済(平成31年度からの外部委託は基幹系システムのベンダーへ変更となる)。
367	社会保障	後期高齢者医療保険料徴収事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とする。 後期高齢者の場合、保険料未納となる方は無年金者もしくは低年金者の方がほとんどで、個別訪問をしても納付は難しい方が多い。	義務的事业	保険料納付額 収納率	円 %	51293600099	52635550098	56357246098	市単独	3,546	3,458	3,525	保険年金課		
368	社会保障	後期高齢者健診事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 基本的な健康診査の項目を無料で受けることができる。(年1回)	義務的事业	受診者数 受診率	人 %	220021	232221	239621	市単独	13,767	14,459	14,852	保険年金課	-	平成30年度から封入作業の外部委託済。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
369	社会保障	後期高齢者人間ドック事業	「高齢者の医療の確保に関する法律」の中に、高齢期における適切な医療の確保を図るため、被保険者の健康診査等の実施に関する措置を講ずることがうたわれている。 平成29年度から、広域連合からの補助額上限等実施要件の変更に伴い、人間ドック補助1人あたり25,000円から20,000円に、脳ドック補助1人あたり35,000円から25,000円に変更となる。	政策的事業	受診率	%	0.80	0.70	1	市単独	2,215	2,170	1,600	保険年金課		
370	社会保障	後期高齢者医療制度広域事務	共通経費：茨城県後期高齢者医療広域連合の経費に関し、県内各市町村が負担する。 機器使用料：広域連合より賃貸している後期システムの端末使用料を支払う。支所2台分。	義務的事业	広域連合負担金額	円	23827000	242018280	24316938	市単独	23,493	24,363	24,458	保険年金課		
371	社会保障	後期高齢者医療制度費医療費公費負担事業	国の医療制度改革法によって、従来の老人保健は「高齢者の医療の確保に関する法律」に定められ、後期高齢者医療制度が規定された。 療養給付費の実績と伸び率によって算出された金額を広域連合に支払う。	義務的事业			00	00		市単独	618,824	647,167	662,818	保険年金課		
372	社会保障	後期高齢者医療特別会計繰出金事務	一般会計より後期高齢者医療特別会計に対する繰出金を支出する事務。 事務費繰出金・後期高齢者医療保険基盤安定繰出金・後期高齢者健診事業繰出金・後期高齢者人間ドック事業繰出金(平成29年度から、広域連合からの補助額上限等変更に伴い発生)がある。	義務的事业			00	00		国・県補助	173,859	177,819	181,066	保険年金課		
373	社会保障	広域連合納付金事務	後期高齢者の医療に要する費用の適正化を図るとともに、後期高齢者医療制度の運営が適正かつ円滑に行われる事を目的とし、徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合に納付する。	義務的事业	後期高齢者保険料徴収額	円	512936000	526355500	563572460	市単独	664,145	691,962	731,397	保険年金課		
374	社会保障	一般会計繰出金事務(後期高齢)	後期高齢者医療特別会計より一般会計に対する繰出金を支出する事務を行う。	義務的事业			00	00		市単独	1,015	156	74	保険年金課		
375	社会保障	保険料還付金事務	後期高齢者医療保険の健全な財政運営を図るために適正な処理を行う。	義務的事业	還付金	円	15000000	13693000	1971200	市単独	1,903	1,369	1,972	保険年金課		
376	社会保障	保険料還付加算金事務	日本年金機構等年金支払者からの返納通知が届かないことや振込指定口座の返送が無いなどの理由で、過誤納還付金の還付処理ができない状態が続くと加算金が発生する場合があります、その事務処理が必要になる。	義務的事业	還付加算金	円	500000	215000	153600	市単独	61	22	154	保険年金課		
377	社会保障	予備費管理事務(後期高齢)	不測の支出に対応するため。	義務的事业			00	00		市単独	0	0	0	保険年金課		
378	社会保障	国民年金事務(笠間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	取得、転入届、20歳届出 免除申請書(学生・一般)	件 件	686415	686415	625427		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
379	社会保障	国民年金事務(岩間支所)	国民年金事業の事務の一部は政令で定めるところにより、市町村長が行うこととなっていることから市民サービスの向上のため、市で一部事務を行っている。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	取得、転入届、20歳届出 免除申請書(学生・一般)	件 件	395244	347444	354273		0	0	0	市民窓口課(岩間支所)		
380	社会保障	国民年金事業	国民年金法第3条、国民年金事業の事務の一部は、政令で定めるところにより市町村長が行うことが出来ることから、市民サービスの向上のため市で一部事務を行っている。 平成22年1月に社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足した。 平成24年8月に社会保障と税の一体改革の一環として年金機能強化法が成立し、それに伴い諸手続きの変更が予定され、現在も継続中である。	義務的事业	年金事務所に行かずに済んだ人(本庁のみ)	人	46000	41610	3507	国補助	148	142	146	保険年金課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
381	地域福祉	民生委員事業	民生委員がその職務に関し、相互の研究と向上に努めるとともに、福祉事務所やその他の関係機関と緊密な連携を保ち、もって地域社会の福祉増進に資する。 民生委員児童委員の活動:笠間地区60名、友部地区59名、岩間地区32名。計151名 (1)社会調査のはたらき(地域におけるアンテナ的役割)(2)相談のはたらき(地域における世話役的役割)(3)情報提供のはたらき(地域における告知的役割)(4)連絡通報のはたらき(地域におけるパイプ役的役割) (5)調整のはたらき(地域における潤滑油的役割)(6)支援体制づくりのはたらき(地域における支援的役割)(7)意見具申のはたらき(地域における代弁者の役割) 以上、地域住民の「生活課題」に第一線で向き合い、福祉ニーズを包括的にとらえ、計画を立てて本人の問題解決能力を支えるほか、地域社会に発生している諸問題を包括的・総合的に観察し、問題の所在を的確に把握するため、研修及び意見交換を重ねて委員個人の資質を向上させ、民生委員協議会組織を個々の委員の活動をバックアップ、支援する場として機能強化を図る必要がある。 民生委員推薦事業【民生委員欠員発生時に推薦会を開催し、民生委員児童委員を県知事に推薦する。】 推薦会委員 14名	政策的事業	定例会出席率	%	94	96.4	94	市単独	11,626	11,804	11,630	社会福祉課		
382	地域福祉	遺族会事業	遺族会は、戦没者等の遺族が会員となっており、恒久の平和を祈念する事業を行なうことで英霊の顕彰と戦没者遺族の相互扶助及び平和な郷土建設に貢献する。会員の高齢化が年々進むなか、悲惨な戦争を二度と繰り返さないため、後世に継承する。	政策的事業	市戦没者追悼式参列者数	人	327	294	257	市単独	2,735	2,475	2,814	社会福祉課		
383	地域福祉	保護司会事業	犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年育成に寄与する。 ・笠間地区保護司会は保護司30名が、犯罪者の更生保護及び犯罪予防の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、関係機関及び団体等との連携を強化し、研修会、社明運動の推進、冊子「やまなみ」の発行等の事業を行っている。 ・笠間市更生保護女性会は、犯罪者の更生保護及び青少年の不良化防止の活動を促進し、健全明朗な青少年の育成にあたることを目的に、矯正施設への慰問及び助成、社明運動の推進、子育て支援(子育てサロン)、募金活動等の事業を行なっている。 H30事業計画 7月強調月間「社会を明るくする運動」の実施。 保護司会を中心として関係団体との連携	政策的事業	駅・街頭啓発活動	回	2	2	2	市単独	919	1,305	1,100	社会福祉課		
384	地域福祉	戦傷病者等援護事業	戦没者等の遺族に対し、国家補償の精神に基づき、特別給付金・特別弔慰金を支給する。また、戦傷病者特別援護法に関する更生医療・補装具に関する事務が、平成23年度より県から権限委譲された。	義務的事业	戦傷病者 給付金・弔慰金申請者数	人	0	0	62	市単独	0	0	0	社会福祉課		
385	地域福祉	日本赤十字社事業	日本赤十字社からの依頼により、5月を赤十字社員増強運動月間として、各区長・班長の協力により、一般家庭一戸500円以上をお願いしている。又、市内法人を対象に日赤茨城県支部と共同で特別社資募集を行っている。火災等の被災者に対し、日常生活用品の支給を行う。	政策的事業	奉仕団活動のPR・充実	回	15	15	10		0	0	0	社会福祉課		
386	地域福祉	災害見舞金・弔慰金支給事業	住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている方で、被災時において被災住家を現に住居とするものに災害見舞金(当面の生活費支援)として50,000円を支給。根拠法令 笠間市災害見舞金支給規則 災害の種類は、火災、風水害、震災のうち、 ①住家の全焼、全壊、流失 ②住家の半焼、半壊、一部流失③住家の床上浸水。	政策的事業	被災者に対する迅速な支給	千円	500	300	150	市単独	600	300	150	社会福祉課		
387	地域福祉	応急仮設住宅(民間住宅)供与事業	(1)対象者:東日本大震災により、住宅が全壊等により居住する住宅がない方、又は福島県の原子力発電事故に伴う避難指示等を受け、避難している方。平成30年度 避難区域出身者3件。 (2)対象となる物件:家賃は原則6万円以内。(世帯数が5人以上の場合は月額9万円以内) (3)家賃・経費等:家賃、共益費、管理費等は市が負担。駐車料金、光熱水費等は入居者負担。火災保険料、更新手数料は市が負担。 (4)入居期間 当初2年間、期間を最長でH31.3.31まで延長	義務的事业	被災者に対する迅速な支給	人	8	7	3	国補助	5,494	4,838	1,868	社会福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
388	地域福祉	社会福祉事務	・都市福祉行政の情報交換及び各市が抱えている福祉行政の課題や調整事項等についての意見調整 ・社会福祉総務諸経費(社会保険料、賃金、旅費、消耗品、負担金) 現在、福祉グループ職員3人体制では、1日のなかでの会議・出張重複の調整ができずに全員出払わなければならないことが頻繁に発生している。土日の毎週連続研修の参加をしても振替休がとれずに時間外で通常業務をこなしている状況にあるため、臨時職員1名を雇用する。 特に民生委員がおこなっている社会調査の情報は、福祉部全体で活用しており、災害時には避難支援に活用され、その整理、更新作業に従事させる予定。民生委員のなり手不足を解消するためにも、市は、委員個々の活動支援、(単位・連合)協議会組織の支援を積極的に継続して取り組まなければならないが、事務局が不在になってしまい初動の相談や報告を受ける時間をとることも難しくなっている。	義務的事業	協議事項	件	640	640	56	市単独	26	48	35	社会福祉課		
389	地域福祉	臨時福祉給付金事業	消費税の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施する。	義務的事業	支給決定者	人	130000	121830	12776	国補助	86,586	99,064	206,802	社会福祉課		
390	地域福祉	社会福祉協議会事業	社会福祉事業法に基づき設置された、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査・普及・宣伝・連絡・調整・助成等を講じることにより地域福祉の拠点として運営を委託及び補助する。	政策的事業	福祉センター利用者数 ボランティア活動件数(相談数)	人件	23500200	22399233	1800088	市単独	93,445	90,401	91,515	社会福祉課		
391	地域福祉	地域ケアシステム推進事業	在宅の高齢者や障がい者等の全ての要援護者に対して、最適、効率的かつ確実な保健・医療・福祉の各種在宅サービスを提供するため、対象者一人ひとりについて「在宅ケアチーム」を組織し、地域社会全体で取り組む総合的なケアシステムの構築を進め、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりを推進する。	政策的事業	在宅ケアチーム数	件	5150	5630	564		1,447	9,795	9,500	社会福祉課		
392	地域福祉	行旅死亡人等取扱事務	行旅中に病気等で倒れ、入院治療を要する状態に陥ったが、療養の方法がなくかつ、救護者のない者や、行旅中に死亡し、引取者のない者、住所、居所、若しくは氏名が知れず、かつ引取者のない死亡人に対し、その所在地市町村が救護する。 行旅人にかかる医療費、死亡等取扱処理費用	義務的事業	行旅死亡人等にかかる救護事務費	円	00	00	0	県補助	275	0	239	社会福祉課		
393	地域福祉	生活困窮者自立支援事業	国の生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る ・必須事業 (1)自立相談支援事業:生活困窮者からの相談に対し、就労支援等について相談支援員や就労支援員等による情報提供、助言を行う。国庫負担金(3/4) (2)住居確保給付金支給:離職により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の給付金を支給。国庫負担(3/4) ・関連事業補足:任意事業【直営:生涯学習課】 (1)子どもの学習支援事業:生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の児童・生徒に対し、学習支援、悩みや進学に関する助言等を行い、学習習慣・生活習慣の確立や学習意欲の向上のために必要な事業。国庫補助(1/2)	義務的事業	支援者数	人	1200	760	50	国補助	14,528	19,248	14,677	社会福祉課		
394	地域福祉	生活保護給付事業(扶助費以外)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規程する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費を除く部分である(共済費・賃金・需用費・委託料・備品購入費・負担金補助及び交付金等)。	義務的事業	生活保護受給者	世帯	5340	5610	585	市単独	1,870	2,028	4,508	社会福祉課		
395	地域福祉	生活保護適正化事業	本事業は、生活保護の適正な実施を図るため、新規申請に対しての各種調査、医療扶助の適正化、保護費支給事務等の業務効率化、関係職員の研修、就労可能な被保護者に対する就労自立支援等を行うものである。 [特定財源] ・生活困窮者関連国庫負担金(被保護者就労支援事業):負担率3/4 ・生活困窮者関連国庫補助金(生活保護適正化事業等):補助率1/2, 3/4	義務的事業	レセプト点検による医療扶助過誤調整額 就労支援事業による保護廃止や増収等	円人	-20884820	-1211300	-16223000	国補助	13,638	2,934	5,054	社会福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
396	地域福祉	地域自殺対策強化事業	全国の自殺者数は3万人を切ったものの、現在も1日平均60人が亡くなっています平成18年に自殺対策基本法が成立し翌年には大綱が策定され、笠間市も啓発活動や身近な人の自殺のサインに対する気付きや支援など地域での自殺防止対策を推進するゲートキーパー(養成)研修を実施するなど自殺対策に取り組んでいます。 平成27年度からは、地域自殺対策緊急強化基金に代わる補助制度である地域自殺対策強化交付金を活用し対策事業を実施しています。	政策的事業	笠間市(発見地)の自殺者ゲートキーパー養成研修会受講者	人 人	1280	1080	19人56人	県補助	217	0	113	社会福祉課		
397	地域福祉	生活保護給付事業(扶助費)	生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度である。 要保護者の居住地又は現在地を所管する都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長が保護の実施責任を負うこととされており、その事務は法定受託事務である。 本事業は、生活保護法による保護を実施するための費用のうち、扶助費の部分である。 [特定財源] ・国庫支出金～生活保護費負担金:負担率3/4 ・県支出金～生活保護法73条(住所不定者)分負担金:負担率1/4	義務的事业	生活保護受給者	世帯	5340	5610	585	国・県補助	1,108,219	1,209,154	1,137,316	社会福祉課		
398	地域福祉	第3次地域福祉計画策定事業	第2次地域福祉計画の計画期間が平成29年度で終了することから、国や県の動向、市民や高校生対象のアンケートや統計資料から本市の現状を踏まえ、新たな課題の解決や地域福祉の推進の指針とすべく、平成30年度から平成34年度を計画期間とする笠間市第3次地域福祉計画を策定する。	計画策定事務	笠間市第3次地域福祉計画の策定	件			1		0	0	996	社会福祉課	-	平成29年度で事業完了(平成30年度から平成34年度の計画) 今回は平成34年度に作成予定。
399	地域福祉	地域福祉センター改修事業	地域福祉センター(友部社会福祉会館)の空調設備について、設備設置後25年が経過し、故障による修繕が頻発し、機能および効果が低下している現状から、設備を全面的に改修(入替)する。	建設・整備事業	工事完了	1			1		0	0	16,200	社会福祉課	-	平成29年度で事業完了。
400	障害者福祉	心身障害者扶養共済事業	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることより、保護者が死亡又は重度障害になったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度。 歳入歳出同額の事業で市の負担額はない。 加入者からの掛金を県に負担金として納付し、県からの扶助費を年金として受給者に支給する。	義務的事业	加入者受給者	人 人	2724	2620	2522	県補助	8,166	8,346	8,536	社会福祉課		
401	障害者福祉	特別障害者手当給付事業	著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に対し手当を給付する事業 障害基礎年金とともに障がい者の所得保障をする制度であり、在宅の常時特別な介護を必要とする最重度の障がい者に対し、物的かつ精神的な負担の軽減を図ることを目的としている。 ① 精神又は身体に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の障がい者に 対して手当を給付(特別障害者手当) ② 日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の重度の障がい児に対して手当を給付(障害児福祉手当) ③ 昭和61年3月31日の前日において手当の受給資格を有する20歳以上の者で、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ 障害基礎年金を支給されないものに対して経過措置として支給する手当(経過的福祉手当)	義務的事业	受給者数	人	860	780	75	国・県補助	19,993	19,259	18,284	社会福祉課		
402	障害者福祉	難病患者見舞金支給事業	国の定めた特定疾患治療研究事業における認定基準に基づく難病患者に対し、見舞金を支給し支援する市単独事業。 市内に住所があり、医師が難病と診断した方又は保健所から特定難病特定医療費受給者証を交付されている方に月額3,000円を見舞金として給付する。	政策的事业	見舞金給付者数	人	4200	3800	396	市単独	12,720	13,587	13,947	社会福祉課		
403	障害者福祉	障害者医療給付事業	(更生医療・育成医療) 身体障がい者(児)(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいが残ると認められる疾患がある児童を含む。)で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって効果が期待できる者に対して、医療費の支給を行う。 (療養介護) 身体もしくは精神に障がい者で、医療機関での医療的なケアに加え、常時の介護が必要な方を対象に提供される福祉サービスの費用のうち、医療費と食費の支給を行う。	義務的事业	給付処理件	件	352	544	561	国・県補助	68,535	74,996	83,089	社会福祉課	見直し	自立支援医療(更生医療)制度の対象者は、本来、本制度を利用して医療費の自己負担軽減措置を受けるべきであるが、本制度の対象者はマル福の対象者である場合も多く、これまではマル福を利用してきた。その理由は、自立支援医療では医師の意見書が必要となり、6,000円程度の自己負担が発生するからである。 そこで、医師の意見書に必要な額を新たに市が助成し、自立支援医療制度の利用を促進する。本制度を利用すれば国庫補助金が得られるため、これにより市の財政負担が減少する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
404	障害者福祉	在宅心身障害児福祉手当支給事業	対象は20歳未満の重度障がい児で在宅生活をしている方に、月額3,000円を支給する。また、特別児童扶養手当2級程度の方は月額1,500円とし、市単独での支給となる。平成19年度に中度障がい者の補助金は打ち切りとなったが、市においては、これらの児童の介護に当たる保護者とその家族の精神的、身体的労苦に報い、その福祉の増進を図ることを目的として支給を継続した。重度障害児を介護している保護者に対して月額3,000円を支給。特別児童扶養手当2級相当(身体障害者手帳3級、療育手帳判定B等)は、月額1,500円とする。支払月は9月、3月の2回。障害児福祉手当との併給できない。	政策的事業	適正な給付	人	720	730	83	県補助	1,869	1,931	2,073	社会福祉課		
405	障害者福祉	障害者自立支援支給決定事務	障害程度区分判定のための市町村審査会の設置運営。介護給付を希望する障害者の主治医意見書等を審査会に提出し、委員が申請者の障害程度区分を判定し、決定を出す事業。区分認定調査・審査会資料作成等の事務量軽減の為、一般非常勤職員1名を雇用。	義務的事业	審査件数	件	1450	1760	151		1,537	2,650	3,012	社会福祉課		
406	障害者福祉	障害者自立支援給付事業	障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス給付費・児童福祉法に基づく障害児福祉サービス給付費・補装具給付費の支給を行う。在宅及び施設へ入所、通所している障害者がサービスを利用した際に生じる自立支援給付費。福祉サービスの利用者の増加に伴い給付費が年々増加している。	義務的事业	サービス給付件数	件	100900	128460	13788	国・県補助	1,289,323	1,401,149	1,518,430	社会福祉課		
407	障害者福祉	障害者地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村が実施する事業 自発的活動支援事業・相談支援事業・成年後見制度利用支援事業・重度身体障害者訪問入浴サービス事業・意思疎通支援事業・地域活動支援センター事業・自動車改造費、運転免許取得費助成事業・日常生活用具給付事業・更生訓練費給付事業・日中一時支援事業・移動支援事業・社会参加事業・親子通園事業など 各福祉サービス事業所と契約し、利用者か事業を受けられるようにする。 また、委託契約により専門の事業所での障害者支援及び日常生活訓練などを支援する。 相談支援事業の充実や個別支援計画の作成が必要なことから、相談支援事業者に基幹相談支援センターを委託し、相談支援の強化を図る。 身体障害者相談員及び知的障害者相談員を委嘱し相談を受ける。 障害者やその家族が自発的に行う活動を支援する。 障害者の交流活動の促進や、市の広報活動・窓口案内などの支援者として活動できる手話奉仕員を養成する。	政策的事业	相談により必要なサービスを提供する	件	6,729	7,577	7,807	国・県補助	59,966	59,304	60,704	社会福祉課	見直し（一部廃止）	障害者地域生活支援事業のうち、ふれあい作品展(障害者作品展)について、独自開催でなく、公民館まつりの作品展とタイアップし、より多くの方に観賞していただくことで、障害者への理解、活動の啓発をより推進していく。
408	障害者福祉	障害者福祉事務	障がい者の社会参加を目的に県が実施する各種スポーツ大会への参加を支援する。障がいの認定状況・各種手当の受給状況・各種手続きの申請状況・補装具の支給状況等について、電算システムで管理する。	政策的事业	障がい者数	人	46000	48970	4897	市単独	1,485	2,159	1,478	社会福祉課		
409	障害者福祉	障害者福祉センター運営事業	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業を実施する障害者福祉センターの維持管理業務であり、社会福祉協議会へ指定管理業務委託している。	維持管理事業	開所日数 利用者数	日 人	2445014	2394630	2384765	市単独	4,095	4,095	4,095	社会福祉課		
410	障害者福祉	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児童で障がい者施策の対象とならない児童に対し、日常生活用具の費用の一部を支給することにより、経済的負担の軽減及び日常生活の便宜を図る。	政策的事业	小児慢性特定疾病児童への給付	人	00	00	0	県補助	0	0	0	社会福祉課		
411	障害者福祉	軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業	身体障害者手帳の交付を受けられない軽中度難聴児の補聴器の購入費用を助成し、難聴児のコミュニケーション支援と、子育て世代の負担の軽減を図る。身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器の購入等に要する経費を助成するものである。全国的に実施する自治体が増加しており、茨城県でも平成27年10月1日より補助金交付要綱が施行されたのに伴い、当市でも実施することとした。	政策的事业	給付件数	件	70	20	2	県補助	36	145	73	社会福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
412	障害者福祉	障害者見守りあんしんシステム事業	在宅の重度障害者等からの急病、災害その他緊急事態による通報に随時対応する体制整備事業で、24時間365日電話を受け付け適切なアセスメントを行う専門知識を有するオペレーターを配置する。 緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、利用者からの通報に対する、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対する相談業務（看護師を含む相談体制）を委託する。 利用者は、契約により設定された月額利用料に介護保険料の所得段階に応じた割合を乗じた額を負担する。	政策的事業	利用者数	人	40	50	6	市単独	63	136	133	社会福祉課		
413	障害者福祉	障害福祉計画策定事業	障害者支援法に基づき、第3期障害者計画(平成30年度から平成35年度)・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(平成30年度から平成32年度)を策定する。 障害者計画:障害者施策の体系に沿って、現状把握や課題分析を行い今後の方向性をまとめる。 障害福祉計画:障害福祉サービスや地域生活支援事業の具体的なサービス量を見込む。 実態調査の実施、情報収集・整理・分析・策定委員会の運営支援をコンサルに委託する。	計画策定事務							0	0	2,212	社会福祉課		
414	障害者福祉	重度障害者住宅リフォーム助成事業	在宅の重度障害者(児)に対して住宅設備の整備をするために要する費用の一部助成し活動の拡大又は介護者の負担軽減を図る。 工事費50万円を限度として4分の3を助成する。 23年度から県の障害者住宅リフォーム事業は廃止となる。 そのため、国土交通省の「社会資本整備総合交付金」の対象に障害者住宅リフォーム補助が該当するため、それを利用しての事業となる。 補助率は助成額の45%で、建設課で補助申請をする。 そのため歳入については建設課で受け入れをする。	政策的事業	利用者数	人	50	00	3	国補助	375	0	1,125	社会福祉課		
415	障害者福祉	重度心身障害者福祉タクシー利用助成事業	重度障がい者への通院通所のためのタクシー券の交付を行う。年間(年度切り替え)1冊(48枚綴り)ただし、人工透析患者は3冊(144回枚)まで交付することができる。利用1回定額につき600円を補助する。市の単独事業。移動制約者等の通院通所のための支援を行うことにより、適正な治療等を行うことができるとともに、負担の軽減を図る。自動車税(軽自動車税)減免対象外の障がい者が交付対象となる。 資格要件 身体障害者手帳1,2級 療育手帳 ○A、A 精神障害者 1級 自動車税減免を受けている方は、該当しない。	政策的事業	通院通所の移動支援の利用件数	件	12150	12800	898	市単独	874	792	653	社会福祉課		
416	障害者福祉	福祉有償運送事業	道路運送法の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、市民の福祉の向上と公共の福祉の増進を図り、福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から収受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、笠間市福祉有償運送運営協議会を設置・運営する。協議会を開催しその必要性や利便性を検討する。市の協議会の審議の結果を添付して、関東運輸局に関係書類とともに提出する。 現在市内で4事業所が関東運輸局で許可を得ている。 許可申請をするためには、福祉有償運送運営協議会の「許可書」が必要となる。	義務的事业	事業所の必要性の検討	回	10	10	2	市単独	0	36	63	社会福祉課		
417	障害者福祉	障害者自立支援システム管理事業	障害者福祉サービス受給者の状況を把握するために、認定・サービス利用決定・給付実績をシステムで管理する。	政策的事業	障害福祉サービス受給者数	人	7320	10090	852	市単独	1,341	1,341	1,342	社会福祉課		
418	高齢者福祉	いこいの家はなさか運営事業	市民の健康増進や地域の交流などによる地域福祉の向上に寄与する。	政策的事業	利用者数(延)	人	735000	605560	63370	市単独	28,590	28,569	32,534	社会福祉課		
419	高齢者福祉	高齢者保健福祉基金事業	高齢者保健福祉基金への積立	政策的事業	なじまない		00	00	00	市単独	122	116	118	高齢福祉課		
420	高齢者福祉	老人福祉センター運営事業	福祉センターいわまの管理に関する指定管理協定を市社会福祉協議会と締結し、社会福祉協議会岩間支部が管理運営を行っている。 月曜日:配食サービス 火曜日:いきいき活動通所事業 水曜日:いきいき活動通所事業 木曜日:一般開放日 金曜日:いきいき活動通所事業	政策的事業	指定管理業務施設利用者数	人	07000	07000	05800	市単独	11,279	0	9,715	福祉課(岩間支所)	-	平成29年度で事業を廃止し、施設は平成30年度に解体した。なお、平成29年度まで実施していた事業については、他の場所を利用して引き続き実施している。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
421	高齢者福祉	高齢者クラブ事業	地域を基盤とする自主的な組織であり、永年培った知識と経験を活かして「健康」「友愛」「奉仕」の基本活動を軸として様々な活動を行っている高齢者クラブの運営と活動を支援する事業である。 高齢者団体の自主的な活動及び役割は、介護予防、相互の生活支援、社会参加、生きがい活動という観点から、健康寿命の延伸と地域づくりに今後ますます期待されているところであることから、その拠り所となる高齢者クラブ及び高齢者スポーツ団体の運営に支援を図るものである。 茨城県老人クラブ連合会は、県内市長村老人クラブの連携や活動振興のための指導者の研修会、スポーツ大会を開催するなど提言や支援を行っており、高齢者の福祉の増進と地域社会の健全な発展に寄与している。	政策的事業	単位クラブ数 会員数	クラブ 人	115 5500	104 4759	102 4675	国・県 補助	6,529	6,375	6,266	高齢福祉課		
422	高齢者福祉	敬老事業	75歳以上の高齢者を対象に長寿を祝う事業である。 各地区ごとに区長・民生委員・ボランティア等の協力により実行委員会を組織し、敬老事業を実施する地区に対して交付金を支給する。 米寿(88歳)該当者に祝状・紙筒・市長メッセージカード、100歳達成者に記念品、市内最高齢者に祝状及び記念品を贈呈する。	政策的事業	参加率	%	45 0	38 0	37 0	市単 独	25,006	25,372	26,093	高齢福祉課		
423	高齢者福祉	三世代ふれあい事業	高齢者の社会参加を図り、地域の児童やその保護者等との交流を推進する。小学校を単位とした地域の中で高齢者の持ちうる豊かな経験や知識及び技能を生かした生きがいづくりを進めるため、また、閉じこもりがちな独り暮らしの高齢者の社会的孤立感の解消や自立支援に資する「三世代ふれあい事業」に対し補助金を交付する。 スクラップ対象事業	政策的事業	参加者数(延べ)	人	14000 0	13500 0	17150 0	市単 独	1,430	1,430	1,411	高齢福祉課	-	H29年度にスクラップの判断を行い、廃止した。
424	高齢者福祉	シルバー人材センター事業	定年退職後の高齢者の多様なニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とし、笠間市シルバー人材センターが実施する高年齢者労働能力活動事業に要する経費の一部について補助金を交付する。	政策的事業	登録会員数 受注件数	人 件	330 3300	303 3514	303 3665	市単 独	11,600	10,100	10,100	高齢福祉課		
425	高齢者福祉	高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事務	老人福祉法・介護保険法に基づき、第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成27年度～29年度)を一体の計画として策定する。★一般会計 及び介護保険特別会計 から支出	計画策定事務	計画書	部	0 0	0 0	0 0	市単 独	0	770	1,498	高齢福祉課	-	平成29年度で事業完了。
426	高齢者福祉	介護予防プラン作成事業	高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防サービスを確実にかつ効率的に提供するため、介護予防の対象者に対して介護予防プラン作成等を行う事業。 指定介護予防事業所としての業務である、契約書作成・ケアプラン作成・国保連への請求・相談支援等をシステムにより行う。	義務的事业	ケアプラン作成件数(延)	件	4700 0	6078 0	7015	国・県 補助	1,772	1,874	2,469	高齢福祉課		
427	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務(笠間支所)	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務・介護予防生活支援事業・高齢者クラブ事業・敬老事業・高齢者見守りあんしんシステム事業・家族介護者への支援事業(各事業の詳細については高齢福祉課参照)・救急医療キット設置事業	義務的事业	相談・受付達成率	%	100 0	100 0			0	0	0	福祉課(笠間支所)		
428	高齢者福祉	高齢者福祉にかかる申請受付相談事務(岩間支所)	高齢者福祉の総合的な相談及び各種受付事務・いきいきふれあい通所事業・高齢者クラブ事業・敬老事業・軽度生活援助事業・見守りあんしんシステム事業・家族介護者への支援事業(各事業の詳細については高齢福祉課参照)	義務的事业	相談・受付件数	件	3000 0	3000 0	2800 0		0	0	0	福祉課(岩間支所)		
429	高齢者福祉	介護予防ケアマネジメント事業	介護予防・日常生活支援総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント委託料を支出する。	政策的事業	ケアプラン作成件数(委託分)	件			2234	国・県 補助			3,074	高齢福祉課		
430	高齢者福祉	老人保護施設措置事業	65歳以上で、日常生活において身体的、精神的又は環境上の理由及び経済的な理由により、居宅での生活が困難な者を養護老人ホームに措置入所させる。入所者22名(7施設)H29.11月現在	義務的事业	養護老人ホーム入所者	人	25 0	25 0	25 0	市単 独	57,602	54,719	50,334	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
431	高齢者福祉	高齢者見守りあんしんシステム事業	高齢者等の方々が生み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置を貸与し、自宅での急病やケガによる緊急通報のほか、相談や安否確認コールのサービスによりサポートする。緊急時を含む家庭内事故に対応した事業とすることで、地域支援事業の要件に合致させた事業として、平成32年8月までの5年契約により(株)ALSOKに業務委託している。緊急ボタンと相談ボタンを備えた装置を該当者宅に設置し、緊急時の消防への連絡、その他家庭内の事故等に対処対応する事業として平成27年9月から実施している。	政策的事業	利用者数	人	00	2850	2980	国・県補助	3,226	6,539	6,558	高齢福祉課		
432	高齢者福祉	在宅福祉サービス事業	高齢者や障害者がいる家庭に対し、適切な家事及び介助等の援助を行い、家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。家事支援や身体動作の介助、移送支援等を行う事業として社会福祉協議会へ委託している。(会員制により実施)	政策的事業	利用会員数 協力会員数	人 人	200150	340124	380115	市単独	4,416	4,318	3,102	高齢福祉課		
433	高齢者福祉	包括支援センター運営事業	地域包括支援センター業務の遂行のため、必要な主任介護支援専門員・介護支援専門員を確保し、質の向上を図る研修を受け、円滑な事業運営を実施する。 H27年度から包括支援センターの職員配置基準条例が施行されたことにより、適正な人員配置のため専門職の嘱託職員を配置する。 利用者や介護予防対象者にパンフレット等を配布し、適正なプラン作成や事業の推進を図る。 また、健全な運営のため、地域包括支援センター運営協議会を開催し、地域にあった政策運営や評価を実施する。 平成25年度から地域ケアシステムとの一体化をはかり、地域包括ケアシステムネットワークの構築を推進する。地域ケアコーディネーターを包括支援センターの身近な窓口と位置づけて3地区に配置し、相談や実態把握、在宅ケアチーム構築などにより地域の見守り支援体制を強化する。 また、地域の福祉関係や医療関係者からの相談や問い合わせに対し、地域全体の多職種連携のもと適切なサービス利用や制度利用に繋げる。	義務的事业	参加人数(延)	人	470	160	20	国・県補助	44,935	48,642	31,241	高齢福祉課		
434	高齢者福祉	総合相談支援事業	地域の高齢者が住みなれた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関や制度の利用につなげる等の支援を行う。 相談支援実績 H26:2,185件 H27:2,053件 H28:2,249件 H29:2,363件	政策的事業	相談者数	人	25000	22490	2363	国・県補助	7,051	7,421	7,472	高齢福祉課		
435	高齢者福祉	権利擁護事業	地域の高齢者に対し、介護保険サービスにとどまらない様々な形での支援を可能とするため、権利擁護の観点からの対応が必要な者への相談支援を行う事業。 高齢者の虐待通報などに適切に対応できるよう、地域におけるネットワーク構築や連携体制強化を行う。 また、成年後見制度普及のための広報等、市民後見人制度などの検討を行う。	政策的事业	虐待・権利擁護・後見制度等相談の件数	件	1000	610	36	国・県補助	78	95	100	高齢福祉課		
436	高齢者福祉	ケアマネジメントリーダー活動等支援事業	地域のケアマネージャーの資質向上を図る観点から、地域包括支援センターの職員の他に居宅介護支援事業者や関係機関とも連携の上、事例検討会・制度や施策等に関する情報提供や研修を実施する事業。 円滑な支援のための情報共有と地域のケアマネージャの質の向上・育成を図るため、かさまケアマネ会において勉強会等を定期的に行う。 今後の介護保険の適正な活用のために、地域の専門職の育成及び確保が重要となってくる。専門職不足を解消するためにも、地域でお互いに支えあい相談しあえる組織づくりの推進を図る必要がある。	政策的事业	ケアマネ研修会参加者(延) ケアマネ交流会(ケアカフェ)参加者(延)	人 人	3000	363126	360121	国・県補助	50	90	88	高齢福祉課		
437	高齢者福祉	日常生活支援サービス基盤整備事業	高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図る。(民間とも協働して支援体制を構築する。) 生活支援コーディネーター(地域支えあい推進員)を配置し、地域に不足する資源の開発、関係者間の情報共有、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングするなどのコーディネート業務を担い、地域における生活支援・介護サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを支援する。 社会福祉協議会からの派遣職員が、生活支援コーディネーターの役割を担う。	政策的事业	生活支援コーディネーター数 コミュニティサロン	人 箇所	00	01	111	国・県補助	0	2	7,382	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
438	高齢者福祉	認知症高齢者見守り事業	高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域に根ざした見守り体制(在宅ケアチーム)の構築を図る。また、笠間市地域包括システムネットワーク事業実施要綱に基づき、高齢者等要援護者の異変を発見した際に市への連絡体制を整備(見守り協定の締結)し、認知症等の徘徊による行方不明者や身元不明者の早期発見・早期保護に寄与する徘徊高齢者等SOSネットワーク事業を構築した。	政策的事業	救急医療キット配布数 見守り協定締結事業所数	件 件	650 60	581 61	532 62	国・県補助	391	0	8	高齢福祉課		
439	高齢者福祉	成年後見制度等利用支援事業	認知症など判断能力が低下し支援が必要な高齢者にとって、成年後見制度の利用が有効であるが、成年後見制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なことから適切な制度利用がされない場合がある。制度利用が必要であるにもかかわらず家族の支援が受けられない場合や家族がいない場合など、市が成年後見制度を活用して当該高齢者を支援する事業。 成年後見制度申し立て費用の立替及び申請手続きを行なう。また、生活困窮により成年後見人への報酬支払が困難な場合の成年後見利用支援などを行う。	政策的事業	虐待・権利擁護・後見制度等相談延べ件数 包括支援センター相談延べ件数	件 件	100 2500	61 2249	36 2363	国・県補助	236	297	6	高齢福祉課		
440	高齢者福祉	住宅改修支援事業(理由書作成)	介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上、その他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は居宅支援住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が居宅介護支援の提供を受けていない要介護者又は要支援者に対し、改修費支給の申請に係る理由書を作成した場合、市が委託料を支払う事業。	政策的事業	理由書作成件数	件	20 0	2 0	0	国・県補助	25	5	0	高齢福祉課		
441	高齢者福祉	高額介護サービス費貸付金事業	利用者負担額が著しく高額であるため、支払いが困難な者に対し、利用者負担額の一部を貸付けることにより、適切な介護の機会を確保し、もって福祉の向上に寄与することを目的とする事業。	政策的事業	貸し付けた者	人	1 0	0 0	0	市単独	0	0	0	高齢福祉課		
442	高齢者福祉	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職等の地域での活動促進、地域における介護予防の取組を機能強化するための、リハビリ職の役割について周知を図る。 理学療法士や作業療法士等の専門的な講師を招き、日常生活に反映できる介護予防教室を開催し高齢者の健康長寿を図る。 市民の運動機能強化・維持及び介護予防のため、リハビリ専門職が住民主体の地域の運動教室へ行き、相談や指導を行う。	政策的事業	地域ケア会議参加人数(延) 市民運動会ブース参加人数	人 人		125 8	132 0		0	174	130	高齢福祉課		
443	高齢者福祉	認知症地域支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関と連携して支援を行う。また、認知症に関する正しい知識と理解に基づく、本人や家族への支援等を通して地域での総合的かつ継続的な支援体制を推進する。 認知症の人の家族に対する支援の推進として、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等の誰もが参加でき集う「認知症カフェ」を開催する。 また、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問して初期の段階で支援を集中的に行い、自立生活のサポートを行う「認知症初期集中支援チーム」による支援を推進する。	政策的事業	認知症カフェ参加者数(延) 相談件数(延)	人 件	0 0	279 92	213 85	国・県補助	0	290	168	高齢福祉課		
444	高齢者福祉	介護認定審査事務	介護サービスの利用申請者に対し、審査判定を実施し介護度を決定する。	義務的事业	要支援・要介護認定者数	人	3456 0	3576 0	3670	市単独	20,935	22,150	23,119	高齢福祉課		
445	高齢者福祉	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の連携を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行う。 地域包括ケアネットワークや介護健診ネットワークシステムを運用する。 在宅医療・介護連携推進センターの設置を検討し、医療介護関係者の連携調整や家族の相談支援を実施できるよう、専門職の適正な配置等を進めていく。	政策的事業	クラウドID発行数 参加者(延)	人 人		277 968	290 1041			1,889	1,787	高齢福祉課		
446	高齢者福祉	番号制度対応システム改修事業	番号法に対応するために介護保険システムの改修を行う。	義務的事业			0 0	0 0			224	0	227	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
447	高齢者福祉	認知症サポーター等養成事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域の中で認知症の方やその家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進する。 「認知症サポーター」とは、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。地域関係事業所等のキャラバンメイト(サポーター講師)の協力により養成講座を実施する。 認知症サポーター数 H26年度末:1,258人 H27年度末:1,834人 H28年度末:2,418人	政策的事業	認知症サポーター数(延)	人			3303	国・県補助	0	0	134	高齢福祉課		
448	高齢者福祉	地域ケア会議推進事業	笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に必要な会議の経費を支出する。 代表者会議・各種ワーキング・毎月実施の地域包括ケア会議を実施することにより、地域の多職種間のネットワークによる地域ケア体制を推進する。 (平成25年度から多職種の参加による会議スタイルへ変更) 地域包括ケア会議参加者 H26年度:696人 H27年度:939人 H28年度:968人	政策的事業	参加者数(延)	人			1041	国・県補助	0	0	100	高齢福祉課		
449	高齢者福祉	賦課・徴収事務	65歳以上の市民に対し介護保険料の賦課・徴収を実施する。未納者については督促・催告書を発送し滞納整理を実施する。	義務的事业	現年度分保険料収納率 滞納繰越分保険料収納率	% %	98 20	98 13	98 15	市単独	5,784	4,841	5,580	高齢福祉課		
450	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務(笠間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。(各事業の詳細については高齢福祉課参照)	義務的事业	介護認定相談受付者数・総合事業相談受付者数	人	3000 0	3200 0	922人	市単独	0	0	0	福祉課(笠間支所)		
451	高齢者福祉	介護保険にかかる申請受付事務(岩間支所)	介護保険利用者に満足度の高いサービスを提供する。また保険財政の健全化を図るため、保険料の適正な賦課と徴収に努める。(各事業の詳細については高齢福祉課参照)	義務的事业	介護認定申請受付人数	人	500 0	500 0	449 0	市単独	0	0	0	福祉課(岩間支所)		
452	高齢者福祉	介護保険特別会計繰出金事務	介護保険事業の費用負担割合に基づき、市の負担金を、一般会計から繰り出し、介護保険特別会計の財源とする。市の負担割合 給付費 : 12. 5% 介護予防事業費 : 12. 5% 包括的支援事業・任意事業費 : 19. 75% その他の人件費・事務費 : 100%	義務的事业			0 0	0 0		市単独	894,231	916,509	951,776	高齢福祉課		
453	高齢者福祉	介護サービス事業特別会計繰出金事務	包括支援センター職員の人件費を一般会計から繰出し介護サービス事業特別会計の財源とする。	内部管理事務			0 0	0 0		国補助	1,884	0	1	高齢福祉課		
454	高齢者福祉	介護保険事業計画策定事業	平成30年度から平成32年度の介護保険事業計画を策定する。	計画策定事務	計画書	部		0	400		0	815	1,636	高齢福祉課	-	平成29年度で事業完了。
455	高齢者福祉	地域クラウド運営事業	介護健診ネットワークシステム(要介護認定情報などを各事業所へ公開し業務効率化を図ることや、高齢者を支援する関係者間で情報共有ができるシステム)に関する保守料を計上している。	政策的事業	参加事業所	箇所	30 0	65 0	69 0	県補助	10,465	10,336	17,680	高齢福祉課		
456	高齢者福祉	認定調査事務	介護サービスの利用申請者に対し、介護認定調査を実施し、認定調査会に掛ける資料を作成する。国が勧めている介護給付適正化事業(介護認定の適正化)により、介護認定調査における保険者の直接調査が求められているため、認定調査員を確保する。	義務的事业	要支援・要介護認定者数 0	人	3456 0	3576 0	3670	市単独	16,459	18,582	19,382	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
457	高齢者福祉	趣旨普及事業(介護保険)	介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険制度を市民に周知する事業。 ・新規の要介護認定者及び資格取得者に対する説明用パンフレットの作成 ・65歳到達者に対するハンドブックの作成	政策的事業	要介護認定率（認定者－2号認定約100人）/1号被保険者	%	150	160	16	市単独	462	510	774	高齢福祉課		
458	高齢者福祉	介護予防普及啓発事業(講演会費)	介護予防等に資する基本的な知識を普及啓発するため、有識者による講演会の開催や、パンフレット等の作成・配布をする。 また、認知症に対する予防と理解への啓発を行なうことにより、健康都市として安心して暮らせる地域づくりを推進する。	政策的事業	講演会参加者数	人	8000	8000	240	国・県補助	41	0	87	高齢福祉課		
459	高齢者福祉	地域介護予防活動支援事業(地域リーダー育成事業)	介護予防に関するボランティアや、自ら地域でリーダーとして活躍できる市民の育成をし、地域活動組織の育成及び支援をする。 また、介護予防効果の期待できる「スクエアステップ」を地域で普及させるためのリーダー養成及びフォローアップ研修を実施することで、健康都市として身近な地区での介護予防の地域活動組織作りを推進する。 シルバーリハビリ体操指導士会についても、リーダーの育成及びフォローアップ研修等を実施し、運動教室のみならず地域のリーダーとして見守り支援等を含めた地域活動を推進する。	政策的事業	シルリハ指導士及びスクステリーダー育成数 シルバーリハビリ参加者数(延)	人 箇所	1600	2132418	33324958	国・県補助	800	862	1,906	高齢福祉課		
460	高齢者福祉	介護費用適正化推進事業	不正請求の抑止及び適正な介護保険サービスの提供を図るために以下の事業を実施する。 ・介護保険サービス利用者に、介護費用の通知をすることにより、実際に利用したサービスの種類や回数・費用額などの確認を促す。 ・介護給付費の請求に誤りがないか点検する。 ・調査結果の確認により、認定調査員の技術的水準の確保及び調査の平準化を図る。 ・ケアプランの内容点検を実施することにより、個々の利用者が真に必要なサービスを確保するとともに、その状態に適合しない過度なサービス提供を改善する。 ・住宅改修や福祉用具購入の必要性について確認を行う。	政策的事業	過誤申立件数	件	1800	2480	329	国・県補助	2,284	3,461	3,537	高齢福祉課		
461	高齢者福祉	家族介護継続支援事業(介護用品の支給)	在宅で要介護3以上の高齢者を介護している家族等に対して、介護用品(排出ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等)購入券(4,000円/月)を交付し、負担軽減を図る。	政策的事業	受給者数	人	9640	7200	8430	国・県補助	24,635	24,303	25,629	高齢福祉課		
462	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介護保険)	前年度分の介護給付費、人件費及び事務費を精算し一般会計へ繰出す。	義務的事业			00	00		市単独	38,390	58,858	64,573	高齢福祉課		
463	高齢者福祉	介護サービス事業所指定・指導事業	広域的な事業を展開する法人などで不正が発覚し、平成18年4月に介護保険法が改正され、市町村への権限強化と、指定に関して欠格事由や取消要件を追加し、新たに更新制を導入した。また、認知・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう地域密着型サービスが創設され市が指定権者となった。国から県・市町村へ指導監督体制に対する、連携の徹底を図ることの旨の通知が出され、介護保険制度の健全かつ適正な運営を図っている。平成28年度以降、権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定・指導業務を実施する予定。	義務的事业	指定を取り消した事業所数 行政指導をした事業所数	所 所	00	048	040	市単独	0	0	0	高齢福祉課		
464	高齢者福祉	障害者控除等対象者認定事務	所得税法施行令・地方税法施行令の規定により、身体障害者に準ずる者等として市町村長の認定を受けている者が、障害者控除の対象とすることができる。当該認定にあたっては、介護認定に用いた主事医意見書の情報により認定することになる。	義務的事业	障害者控除等認定者数	人	1000	1090	143	市単独	0	0	0	高齢福祉課		
465	高齢者福祉	老人福祉法施設指導事務	第2次地方分権一括法による社会福祉法の改正により、笠間市が所轄庁となる市内のみ事業所を持つ社会福祉法人へ立入検査を実施 茨城県より老人福祉法に基づく事務の権限移譲を受け、介護保険事業の老人居宅生活支援事業及び老人デイサービスセンター等に関する届け出の受理、市内にある特別養護老人ホーム等への立入検査、有料老人ホーム管理運営の指導及び立入検査を実施。	義務的事业	介護老人福祉施設	箇所	50	50	3	市単独	0	0	0	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
466	高齢者福祉	介護予防サービス計画事業	支援が必要な方が安心して地域での生活が継続できるように、地域包括支援センターの介護支援専門員が対象者の状況に応じケアプランの作成等を実施する。 地域包括支援センターでは介護保険認定者のうち要支援1、要支援2の方に対し、状況を把握し課題を分析することにより、ケアプランを作成し適切なサービスにつなげるとともに、事業所への連絡や担当者会議等により、課題の共有及び支援の方向性を検討し、評価を実施する。 また、利用者の利便性や効率的なサービス提供のため、介護予防ケアマネジメントに係るケアプランの作成を指定居宅介護支援事業所に委託をして実施している。 平成29年度からは介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたため、介護予防給付分のケアマネジメントに限定される。	義務的事業	ケアプラン作成件数(年間)	人	4900 0	6078 0	5013	市単独	11,001	10,050	9,766	高齢福祉課		
467	高齢者福祉	介護保険運営事業	介護保険特別会計の業務を遂行するための人件費・事務費等 地域密着型サービス事業所・居宅介護支援事業所の指定及び指導監査を実施する。 県の権限委譲により居宅介護サービス事業所の指定及び指導監査を実施する。	義務的事業			0 0	0 0		市単独	99,416	98,772	122,940	高齢福祉課		
468	高齢者福祉	居宅介護サービス給付事業	要介護者が、居宅サービスである「訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入所者生活介護」サービスを受けたときに介護給付をおこなう。	義務的事業	居宅介護サービス受給者数	人	1446 0	1518 0	1616	国・県補助	1,829,688	1,682,213	1,785,040	高齢福祉課		
469	高齢者福祉	特例居宅介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定居宅介護サービスを受けたとき等、居宅介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払いで支給する。	義務的事業		人	0 0	0 0			0	0	0	高齢福祉課		
470	高齢者福祉	地域密着型介護サービス給付事業	介護サービス利用者に対し、介護サービス給付費の支給を行う。	義務的事業	地域密着型介護サービス受給者数	人	250 0	415 0	451		575,198	754,424	863,393	高齢福祉課		
471	高齢者福祉	特例地域密着型介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護サービスを受けたとき等、地域密着型サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0			0	0	0	高齢福祉課		
472	高齢者福祉	施設介護サービス給付事業	要介護者が、施設サービスである「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(介護医療院)」より介護サービスを受けたときに介護給付(9割分)をおこなう。	義務的事業	施設介護サービス受給者数	人	756 0	716 0	744		2,060,212	2,104,745	2,188,413	高齢福祉課		
473	高齢者福祉	特例施設介護サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、指定施設サービス等を受けたとき等、施設介護サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0			0	0	0	高齢福祉課		
474	高齢者福祉	居宅介護福祉用具購入事業	要介護者が、特定福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入した場合に介護給付を行う。一人あたり年10万円を上限に費用の9割を支給する。	義務的事業	福祉用具購入費受給件数	件	130 0	212 0	229		3,962	5,118	5,418	高齢福祉課		
475	高齢者福祉	居宅介護住宅改修事業	要介護者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に介護給付をおこなう。上限20万円で費用の9割を支給する。	義務的事業	住宅改修費受給件数	件	90 0	112 0	108		10,016	9,454	8,087	高齢福祉課		
476	高齢者福祉	居宅介護サービス計画給付事業	要介護者が、居宅介護支援(居宅サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を受けたときに介護給付(10割)を行う。	義務的事業	居宅介護サービス計画受給件数	件	1446 0	1441 0	17888		242,474	240,207	248,102	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
477	高齢者福祉	特例居宅介護サービス計画給付事業	指定居宅介護支援事業者以外の基準該当事業所による居宅介護支援を受けたとき等、居宅介護サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用(基準額)の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
478	高齢者福祉	介護予防サービス給付事業	要支援者が、居宅介護予防サービスである「介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防居宅療養管理指導、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入所者生活介護」のサービスを受けたときに予防給付をおこなう。	義務的事業	介護予防サービス受給者数	人	389 0	522 0	352	国・県補助	160,656	178,337	135,349	高齢福祉課		
479	高齢者福祉	特例介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、介護予防サービスを受けたとき等、介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
480	高齢者福祉	地域密着型介護予防サービス給付事業	要支援者が、地域密着型介護予防サービスである「介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」などの介護予防サービスを受けたときに予防給付(9割分)をおこなう。	義務的事業	地域密着型介護予防サービス受給者数	人	10 0	3 0	9	国・県補助	3,283	5,032	9,246	高齢福祉課		
481	高齢者福祉	特例地域密着型介護予防サービス給付事業	要介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、地域密着型介護予防サービスを受けたとき等、地域密着型介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも市が必要と認める場合に、費用(基準額)の9割相当額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
482	高齢者福祉	介護予防福祉用具購入事業	要支援者が、特定介護予防福祉用具(入浴、排せつ等の用に供する福祉用具)を購入した場合に予防給付をおこなう。一人あたり年10万円を上限に費用の9割を支給する。	義務的事業	介護予防福祉用具購入費受給件数	件	62 0	34 0	47	国・県補助	873	578	1,053	高齢福祉課		
483	高齢者福祉	介護予防住宅改修事業	要支援者が、手すりの取り付け等の定められた種類の住宅改修をおこなった場合に予防給付をおこなう。上限20万円で費用の9割を支給する。	義務的事業	介護予防住宅改修費受給件数	件	42 0	60 0	37	国・県補助	4,322	4,078	2,485	高齢福祉課		
484	高齢者福祉	介護予防サービス計画給付事業	要支援者が居宅介護予防支援(介護予防サービス計画の策定、事業者との利用調整等)を受けたときに予防給付(10割)をおこなう。	義務的事業	居宅介護予防支援受給件数	件	389 0	503 0	4944	国・県補助	24,528	27,109	22,210	高齢福祉課		
485	高齢者福祉	特例介護予防サービス計画給付事業	指定介護予防支援事業者以外の基準該当事業所による介護予防支援を受けたとき等、介護予防サービス計画費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、費用(基準額)の全額を基準に市が定める額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
486	高齢者福祉	審査支払手数料事務(介護保険)	国保連合会に対し、介護サービス提供に係る給付費の支給に伴う、審査支払事務の手数料を支払う事務。	義務的事業	国保連審査件数(年間)	件	75210 0	79812 0	80777	国・県補助	1,787	4,709	4,605	高齢福祉課		
487	高齢者福祉	高額介護サービス事業	介護サービス利用者は、保険給付の1～3割を負担しているが、その1～3割負担の合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合には、超えた分を申請により支給する事業。	義務的事業	高額介護サービス受給件数(年間)	件	8500 0	10354 0	9867	国・県補助	99,554	107,921	113,248	高齢福祉課		
488	高齢者福祉	高額介護予防サービス事業	介護予防サービス利用者に対し、介護予防サービス給付費の支給を行う。	義務的事業	高額予防サービス受給件数(年間)	件	124 0	156 0	62	国・県補助	110	273	189	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
489	高齢者福祉	高額医療合算介護サービス事業	医療費、介護費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	義務的事業	合算介護サービス受給件数(年間)	件	550 0	310 0	789	国・県補助	15,168	7,541	20,203	高齢福祉課		
490	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス事業	医療費、介護予防費それぞれの自己負担限度額を適用した後、同じ世帯で両方を合算した自己負担が高額になる場合に適用される。	義務的事業	合算予防サービス受給件数(年間)	件	25 0	10 0	23	国・県補助	35	31	88	高齢福祉課		
491	高齢者福祉	特定入所者介護サービス事業	要介護者が、介護福祉施設、介護保健施設、介護療養施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの介護サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため介護給付をおこなう。	義務的事業	負担限度額認定者数	人	610 0	610 0	833	国・県補助	233,862	228,381	228,682	高齢福祉課		
492	高齢者福祉	特例特定入所者介護サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護サービスを受けたとき等、特定入所者介護サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
493	高齢者福祉	特定入所者介護予防サービス事業	要支援者が、短期入所生活介護、短期入所療養介護などの予防サービスを受けたとき、居住費・食費の負担が低所得者の方(利用者負担第1段階から第3段階までの者)にとって過重な負担とならないようにし、所得に応じた定額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図るため予防給付を行う。	義務的事業	負担限度額認定者数	人	610 0	610 0	6	国・県補助	11	139	195	高齢福祉課		
494	高齢者福祉	特例特定入所者介護予防サービス事業	介護認定の申請前に緊急その他やむを得ない理由により、特定入所者介護予防サービスを受けたとき等、特定入所者介護予防サービス費の支給要件を満たさないときでも、市が必要と認める場合に、負担限度額を超える額を償還払で支給する。	義務的事業			0 0	0 0		国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
495	高齢者福祉	財政安定化基金拠出金事務	通常の努力を行ってもなお生じる保険料収納状況の悪化により、介護保険財政に不足が生じる場合や給付の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう県より財政安定化基金の資金の借り受けに対して拠出する。	義務的事業	借入れ額	円	0 0	0 0	0	市単独	0	0	0	高齢福祉課		
496	高齢者福祉	サービス事業者振興事業	介護サービスを提供する事業者と保険者である笠間市がお互いに情報交換を行い、連携を密にすることによって、利用者によりよいサービスが提供できるようにし、ひいては介護保険の円滑な推進に資する。	義務的事業	会議開催回数	回	1 0	1 0	1	国・県補助	12	12	12	高齢福祉課		
497	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付金事務	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する。	義務的事業	還付金額	円	1000000 0	1198680 0	867220	市単独	765	1,199	868	高齢福祉課		
498	高齢者福祉	償還金事務(介護保険)	前年度分の介護給付費、地域支援事業費の国・県・支払基金の負担金及び交付金の精算による償還。	義務的事業			0 0	0 0		市単独	40,179	28,780	51,805	高齢福祉課		
499	高齢者福祉	第1号被保険者保険料還付加算金事業	過年度分の保険料を社会保険庁、過誤納付者、相続人へ還付する時の加算金を還付。	義務的事業	加算額	円	80000 0	2500 0	1000	市単独	3	3	1	高齢福祉課		
500	高齢者福祉	延滞金事務	介護給付費の支払が遅延した場合、延滞金を支払う。	義務的事業			0 0	0 0		市単独	0	0	0	高齢福祉課		
501	高齢者福祉	予備費管理事務(介護保険)	介護保険特別会計における不測の支出に備える。	義務的事業			0 0	0 0		市単独	0	0	0	高齢福祉課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
502	高齢者福祉	一般会計繰出金事務(介護サービス)	介護サービス事業特別会計の前年度余剰金を一般会計に繰入れる。	義務的事業			0 0	0 0			1,902	1,318	1	高齢福祉課		
503	高齢者福祉	予備費管理事務(介護サービス)	介護予防サービス計画事業の委託料等、歳出超過に備える。	義務的事業			0 0	0 0			0	0	0	高齢福祉課		
504	高齢者福祉	災害臨時特例補助事業費	東日本大震災により被災した被保険者のうち、東京電力福島第一原子力発電所の事故による避難指示区域内に住所を有する被保険者等(一時的な避難の為に笠間市に転入した者を含む)に対し、利用者負担額の軽減及び第一号保険料の減免を行う。	義務的事業	利用者負担額の軽減保険料の減免	人 人	1 4	1 4	1 3	国補助	318	220	16	高齢福祉課		
505	高齢者福祉	介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報を活用し、サービス利用や見守り体制が整っていない閉じこもり等の方を把握し、訪問による支援をすることで介護予防活動へつなげる。	政策的事業	参加人数 アンケート回答数	人 人		1282	1036 8870		0	22	2,542	高齢福祉課		
506	高齢者福祉	訪問・通所サービス事業	要支援者および事業対象者が、介護予防・生活支援サービスである「訪問型サービス」や「通所型サービス」を利用した場合、支払いを行う。	政策的事業	給付延べ件数(年間)	件			2652	国・県補助	0	0	77,020	高齢福祉課		
507	高齢者福祉	一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、評価結果に基づき事業全体の改善を図る。 筑波大大蔵研究室と連携して今までの介護予防事業のデータを提供し、地理情報システムによる分析や介護予防運動事業の効果を分析評価する。	政策的事業						国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
508	高齢者福祉	審査支払手数料事務(総合事業)	国保連合会に対し、介護予防・生活支援サービス費に係る支給に伴う審査支払事務手数料を支払う。	義務的事業	国保連合会審査件数(年間)	件数			2652	国・県補助	0	0	152	高齢福祉課		
509	高齢者福祉	高額介護予防サービス費相当事業	介護予防・生活支援サービス利用者のひと月の自己負担合計額が本人・世帯の課税状況に応じた一定の上限額を超えた場合に超えた分を支給する。	義務的事業	高額介護予防サービス受給件数(年間)	件			47	国・県補助	0	0	90	高齢福祉課		
510	高齢者福祉	高額医療合算介護予防サービス費相当事業	医療費、介護予防・生活支援サービス費のそれぞれの自己負担限度額適用後、同じ世帯で両方を合算した負担額が高額になった場合に適用される。 地域支援事業費国庫負担金20% 調整交付金5% 地域支援事業費県負担金12.5% 地域支援事業費支払基金交付金27% 地域支援事業費一般会計繰入金12.5% 第1号被保険者介護保険料23%(介護給付費準備基金繰入金を含む)	義務的事業	高額医療合算介護予防サービス受給件数(年間)	件			0 0	国・県補助	0	0	0	高齢福祉課		
511	企業誘致	安居工業地域整備推進事業	本地区は市の南東部に位置し、市の都市計画マスタープランにおいて、恵まれた交通利便性を背景に多様な産業の立地集積を目指す地区として位置付けており、適正かつ合理的な土地利用と周辺環境と調和した街並みを形成するため「安居・押辺地区地区計画」を定めている。 平成25年度に策定した「安居工業地域整備基本構想」に基づき、道路等の基盤施設の計画的な整備を行い、良好な市街地環境を創出する。	政策的事業	基盤整備の完了区域 新規進出事業者	区域 社	0 0	0 0	0 0	市単独	6,611	6,588	5,230	都市計画課		
512	企業誘致	笠間市工業用水道事業	工場の地方進出等、その需要が高まる中、(財)茨城県開発公社を事業主体として岩間工業団地が造成され、工業用水道として平成6年7月1日より、工業用水給水をしている。平成18年笠間市工業用水道事業と名称変更し、給水件数は、4件で契約水量は1,150㎥／日。	維持管理事業	給水件数 年間配水量	件 ㎥	4 153000	4 109688	4 137839	市単独	4,700	6,920	3,337	水道課		
513	企業誘致	企業誘致推進事業	少子高齢化や人口減少及び流出が進む中、企業立地を促し地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図ることは急務であることから、優れた交通ネットワークの充実や首都圏に近い地理的条件等の優位性を生かし、新たな産業拠点の形成に向けた企業誘致を推進する。	政策的事業	新規企業立地件数	社	1 0	1 0	1	市単独	1,608	1,503	631	企画政策課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
514	企業誘致	(一財)笠間市開発公社運営事業	市内の土地資源の総合的開発利用を促進し、諸産業の振興発展に努めて、市民生活の向上に寄与するため、工業・住宅・公共用地等の造成・分譲を実施する。	政策的事業	笠間東工業団地完売率	%	760	760	76		0	0	0	企画政策課		
515	企業誘致	企業立地促進基金事業	企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るために創設した、企業誘致にかかる補助金の財源に充当するための基金を創設し、適切な管理・運用に努める。	政策的事業	新規立地補助企業	社	00	10	1		255	852	352	企画政策課		
516	企業誘致	企業立地促進事業	地域産業の活性化及び雇用機会の創出を図るため、企業誘致にかかる支援制度を創設し、企業立地を促進する。	政策的事業	新規立地補助企業	社	00	10	1		0	100,000	500,588	企画政策課		
517	企業誘致	既存企業支援事業	市内で活動する既存企業からの事業所拡張や市内移転等の相談を関係各部署と調整しワンストップサービスでの対応を図る。また、既存企業との交流を深めるため「がんばる企業応援連絡会」を組織し、行政と企業及び企業間の連携を図る。	政策的事業	既存企業の拡張	社	20	30	1	市単独	0	0	979	企画政策課		
518	雇用・労働環境	雇用対策事業	高校生や大学生の笠間市内にある事業者への就職を促進するため笠間市就職面接会を開催する。 建設業界で活躍できる人材育成を支援するため、笠間地区建設高等職業訓練校協会に対して助成する。 H30年度 新規事業 市内事業者の雇用促進に繋げるインターンシップ促進事業を実施する。HP制作から、企業向けセミナーや学生マッチングフェア、バスツアーなど、包括的なアプローチにより事業者と学生を繋げる役割を担う。	政策的事業	笠間市内事業者就職者数 就業体験者数	人 人	150	90	100	市単独	589	0	2,653	商工観光課		
519	雇用・労働環境	自衛隊事務	法定受託事務として処理することとされている自衛官の募集事務を行い、自衛隊と一般市民との相互理解を深めるとともに、自衛隊の健全な育成発展に寄与する。○自衛官募集PR ○市自衛隊父兄会総会および研修の開催 ○募集事務担当者会議出席	政策的事業	入隊者数	人	90	60	5	国補助	44	42	42	総務課		
520	雇用・労働環境	自衛官募集事務(笠間支所)	自衛官の募集が、自衛隊の人的基盤を支え組織の精強性を維持する上で極めて重要であることから、募集に関する広報宣伝事務の推進を図る。	政策的事業			00	00		国補助	0	0	0	地域課(笠間支所)		
521	雇用・労働環境	自衛官募集事務(岩間支所)	自衛官の募集が自衛隊の人的基盤を支え、組織の精強性を維持する上で極めて重要であるため、募集に関する広報宣伝事務を推進している。	政策的事業			00	00		市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
522	雇用・労働環境	創業支援事業	笠間市商工会や茨城県中小企業振興公社等の創業支援関係機関と連携し、創業希望者の一元管理による手厚い支援とするため、平成27年10月に国の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、窓口相談や創業塾の開催等による支援を実施するとともに、若者や女性をはじめとした移住定住を視野に、ものづくり作家の創業希望者、第二創業希望者等を支援する。	政策的事業	創業者 商工会会員増加数	人 人	00	60	136	市単独	0	0	400	商工観光課		
523	観光	恋人の聖地(陶芸の里かさま)事業	「恋人の聖地」事業に参画し、市内の観光施設の周遊コースを設定し、来訪者の周遊性と滞在時間を延長により、地域経済の活性化につなげていく。 平成30年度計画 ・負担金の支出	政策的事業	サポートショップ数	店	120	120	10	市単独	233	233	233	商工観光課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業を縮小した。
524	観光	新たな旅行商品開発促進事業	笠間観光協会との連携により、新たな旅行商品を企画し、新規観光客の誘致活動を行うことで、笠間の知名度をアップさせる。	政策的事業	入込観光客数	人	35207000	36120000	35518000	市単独	0	1,202	159	商工観光課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年度から観光戦略推進事業に統合した。
525	観光	誘導看板整備事業(愛宕山)	社会資本整備総合交付金事業を活用し、岩間駅周辺から愛宕山方面への誘導看板を設置し、吾国愛宕ハイキングコースへ回遊性を増す施策等を行うことで、観光人口の増加と賑わいを創出する。社会資本整備総合交付金事業(岩間駅周辺地区)H27～H31	建設・整備事業	入込観光客数	人	35207000	36120000	36500000	国補助	1,944	0	1,188	商工観光課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
526	観光	工芸の丘管理事業	指定管理者制度を活用し、地場産業の振興、体験型施設、観光情報発信機能として整備された施設の魅力を更に高める。 H30年度計画 ・植栽管理業務委託(指定管理) ・施設修繕	維持管理事業	工芸の丘販売額	円	2806509 510	2647484 080	2619637 19	市単独	9,875	9,900	14,009	商工観光課		
527	観光	笠間観光ネットワーク会議運営事業	笠間観光振興基本計画の各種施策の推進にあたって、観光協会をはじめ、観光関連団体、観光関連事業者とのより一層の連携の強化を図り、市民、行政、各種団体等で組織する「笠間観光ネットワーク会議」を設置し、総合的な調整や連携を図りながら、効果的な事業の進行管理を行う。	政策的事業	出席率	%	90 0	0 0	0 0	市単独	46	0	0	商工観光課	廃止	観光戦略事業にて、今後の観光振興基本計画の進捗管理を図る。
528	観光	菊栽培所管理事業	市営菊栽培所の運営及び管理に関する業務を行い、菊まつりに展示する各種の菊を計画的に栽培し、菊栽培技術の広がりを図るために、市民の希望者を募り菊栽培講習会を定期的に行う。 H30事業計画 ・菊栽培所管理業務 ・賃金の支払い ・市民菊花展及び講習会の開催 ・栽培所管理運営に係る事務処理 ・作業員の業務委託依頼	維持管理事業	菊まつり入込客数 市民菊花展参加者数	人 人	789000 20	780000 11	811200 13	市単独	9,599	11,649	10,329	商工観光課		
529	観光	観光協会強化促進事業	観光事業の振興と健全な発展を図り、笠間市に観光客を誘致し地域経済の発展に資するため、観光協会の育成強化を推進する。	政策的事業	事業収益 協会員数	円 人	8590000 410	8590000 383	1352804 3367	市単独	27,270	27,270	31,810	商工観光課		
530	観光	観光動態調査事業	茨城県からの委託により、笠間市内の観光拠点において、観光客入込数や観光客の動向を分析するための資料として、年齢・人数・出発地などを調査する。 調査地点・笠間稲荷神社・あたご天狗の森・笠間工芸の丘・笠間日動美術館 ・茨城県陶芸美術館 平成30年度計画	義務的事业	入込観光客数	人	3520700 0	3612000 0	3650000	県補助	150	151	166	商工観光課		
531	観光	観光施設管理事業	訪問者が快適に利用できるように各観光施設の維持管理を行う。 ・山麓公園、稲荷駐車場休憩施設及びトイレ、つつじ公園、佐白山周辺、観光道路、観光案内板、各モニュメントなど H30事業計画 観光施設管理を定期的に行い、また、維持管理を行うための業務委託を行う。	維持管理事業	維持管理費用	円	1111800 00	9902000 0	9286780	市単独	11,716	14,389	9,287	商工観光課		
532	観光	駐車場管理事業	自家用車等で訪問する市民及び観光客のために駐車場の維持管理を図る。 ・荒町駐車場 110台 ・稲荷駐車場 150台(大型可) ・千人溜駐車場 60台 H30年度計画 ・駐車場内トイレなどの修繕 ・年末年始料金徴収員業務委託(12月31日～1月8日) ・駐車場草刈業務委託 ・年末年始警備員業務委託(12月31日～1月8日) ・土地賃借料の支出	維持管理事業	年末年始荒町駐車場 駐車台数	台	5363 0	2318 0	3045	市単独	12,382	4,048	4,433	商工観光課		
533	観光	観光周遊バス運行協議会事業	協議会加盟団体と連携し、市内観光の周遊促進を図る。 ・1回乗車につき 100円 ・1日フリー乗車券 200円 笠間市内観光周遊バス運行協議会 構成団体 笠間市・日動美術館・笠間稲荷神社・茨城県陶芸美術館・笠間工芸の丘・笠間観光協会・笠間ショッピングセンター	政策的事業	利用者数	人	23519 30	23001 50	23663	市単独	4,200	4,200	4,200	商工観光課		
534	観光	石の百年館管理事業	笠間の重要な地場産業である稲田石の振興、観光交流の促進及び地域活性化を図るためJR稲田駅隣接地に「観光交流センター 石の百年館」として、H26年3月に開館した。 館の運営管理費や企画展などを開催し地場産業PRの場として活用する。	政策的事業	来館者	人	6039 0	4859 0	4657	市単独	3,692	4,092	3,624	商工観光課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
535	観光	笠間の家活用事業	指定管理者制度により、地域活性化を図るための拠点として、都市住民と市民及び市内作家の交流が行える施設として活用する。 平成30年度計画 ・指定管理者による施設管理運営	政策的事業	入場者数	人	35750	46290	5089	市単独	6,105	4,560	4,491	商工観光課		
536	観光	観光戦略推進事業	戦略的な観光政策を推進するため、観光振興基本計画の進行管理を中心に、観光関係事業者の連携強化を図る。第2次計画の指標となる各種調査、関係会議を開催するもの。	政策的事業	満足度(総合評価・平均値)	ポイント		1.63P	1.91P	市単独	0	0	1,974	商工観光課		
537	観光	かさま観光大使雇用事業	笠間市の観光イベントや県内外の観光キャンペーンに参加することによりPRの推進を図るため、かさま観光大使の募集及び事業を推進する。 大使人数 2名 大使任期 2年 平成30年度計画 ・大使の手配及び新たな観光大使制度の企画	政策的事業	出勤日数	日	124	129	113	市単独	2,071	2,120	1,339	商工観光課	廃止(統合)	かさま観光大使雇用事業・観光PR戦略事業の一部・観光案内所運営委託事業を見直し、平成31年度から新たに「かさまコンシェルジュ事業」とする。
538	観光	フィルムコミッション事業	笠間市の豊かな自然、歴史的建造物、公共施設等を市ホームページや茨城県フィルムコミッション推進室との連携を図りながら紹介し、魅力を発信することにより、テレビ・映画等での使用を推進し、笠間市のPRを図っていく。 H30年度計画 テレビ・映画等のロケハン同行 ホームページでのロケ地の紹介 茨城県フィルムコミッション推進室との連携	政策的事業	FC関係経済効果	円	12620000	8698000	420000	市単独	71	72	71	商工観光課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年度から業務のアウトソーシングを実施している。
539	観光	観光PR戦略事業	笠間の知名度アップと新規観光客の拡大を目的に、観光協会及び観光関連団体と連携のもと、観光事業を展開する。また、通年型チラシや観光パンフレットを作成し、県内以外にPR活動をし、誘客に努める。 平成30年度計画 ・通年行われるイベント、特に春のつつじまつり、秋の菊まつりを旅行会社、新聞社、放送局等を訪問し、PRすることにより観光客の誘客を図っていく。 ・各種メディアへの広告掲載 ・パンフレットの作成	政策的事業	入込観光客数	人	3,520,700	3,612,000	3,551,800	市単独	24	2,928	3,407	商工観光課	見直し(一部アウトソーシング)	かさま観光大使雇用事業・観光PR戦略事業の一部・観光案内所運営委託事業を見直し、平成31年度から新たに「かさまコンシェルジュ事業」とする。
540	観光	観光案内所運営委託事業	JR笠間駅前及び稲荷駐車場利便施設(土曜日、日曜日、祝日のみ)に観光案内所を設置し、来訪者へ観光案内や観光パンフレット配布をし、サービスの向上を図る。また、施設周辺の清掃等を行い、来訪者をお迎えする。 平成30年度計画 ・業務委託の締結・委託料の支出(毎月)	政策的事業	利用者数 外国人利用者数	人 人	21,785136	21,803202	20,351107	市単独	3,656	2,997	1,750	商工観光課	廃止(統合)	かさま観光大使雇用事業・観光PR戦略事業の一部・観光案内所運営委託事業を見直し、平成31年度から新たに「かさまコンシェルジュ事業」とする。
541	観光	筑波山地域ジオパーク推進事業	貴重な地域資源の適切な保護及び広域連携、新たな価値の付加による産業の活性化を図るため、筑波山周辺地域ジオパークを推進する。	政策的事業	ジオ関連施設訪問者(石の百年館来訪者数)	人	60390	48590	46640	市単独	841	2,157	1,413	企画政策課		
542	観光	広域観光推進事業	周辺自治体や関係機関・団体と連携し、広域的なPR活動や広域観光ルートづくりを推進し、周辺観光資源と笠間市内の優れた観光資源を紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る。 【参加団体】 笠間・吾国愛宕県立自然公園協議会、かさましこ観光協議会、水戸・笠間・大洗観光協議会、関東観光広域連携事業推進協議会、漫遊いばらき観光キャンペーン協議会、いばらき県央地域観光協議会、茨城空港周辺地域資源活用推進連絡会 平成30年度計画 ・各協議会内での連携及び誘客対策の協議・合同キャンペーンへの参加による観光PR	政策的事業	入込観光客数	人	35207000	36120000	3650000	市単独	2,787	4,788	5,463	商工観光課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
543	観光	笠間のまつり事業	市民自らの手で創りあげ、誰でも参加できる市民参加型の祭りとして、光のオブジェ(ねぶた&神輿)のパレードを開催することにより、郷土愛と連帯感を高め、街づくりに発展している。 H30年度計画 ・笠間のまつり実行委員会との協議及び企画 ・各部会毎の実行委員と業務連携し、笠間のまつりの活性化を推進	政策的事業	入込客数 参加団体数(パレードのみ)	人 団体	43000 30	38000 28	32000 25	市単独	7,290	7,290	7,290	商工観光課		
544	観光	菊まつり事業	平成19年に100回を迎えた菊まつりを市民参加型の永続的な催しに発展させることを目的に関係団体や協賛企業の事業と連携して、菊花を取り上げたイベント等を充実させながら、より一層市民全体を上げての菊まつりとして開催する。 また、若者の誘客に繋げる関連イベントを行うことにより活性化を図り、協議会によるテレビ・新聞社・旅行会社等へのキャンペーンも行い、観光客の誘致に努める。 H30事業計画 ・笠間の菊まつり連絡協議会での企画及び観光客の誘致協議 ・市内の菊装飾及び管理(10月中旬～11月下旬) ・まつり関連業務委託の締結	政策的事業	入込客数	人	789000 0	780000 0	811200	市単独	9,742	9,094	14,120	商工観光課		
545	観光	つつじまつり事業	笠間の春を代表するイベントであり、市民または観光客に心の安らぎと癒しを与えるまつりとして実施されている。期間中は多様なイベント(野点、琴、稻荷ばやし等)を実施し、多くの観光客の誘客を図っていく。 また、陶炎祭との会場間でシャトルバスを運行させ、イベントの連携を図っている。 【入園料】 ・大人(高校生以上) 500円 ※中学生及び障がい者手帳お持ちの方 無料 ・団体割引(20名以上) 100円引 H30年度計画 ・料金徴収業務の委託 ・催事の開催 ・市内のつつじ装飾及び撤去 ・まつり関連業務委託の締結	政策的事業	入込客数 入園料	人 円	40,836 12,038,380	42,819 9,906,640	38,606 11,531,100	市単独	5,950	5,502	6,462	商工観光課	アウトソーシング	つつじ公園管理事業及びつつじまつり事業について、平成31年度から指定管理者制度を導入する。
546	地場産品	いばらき伝統的工芸品産業推進事業(地方創生推進交付金)	茨城県の代表的な地域資源である国指定伝統的工芸品(笠間焼、真壁石燈籠、結城紬)のブランド力向上や市場開拓等に3産地一体となって取り組むことにより、産地の稼ぐ力を高め、伝統的工芸品産業の活性化を図る。	政策的事業	市場顧客開拓活動件数(商談成立件数) 伝統的工芸品における新商品開発支援件数	件 件		3	4 11	国補助	0	0	4,678	商工観光課	-	平成28～30年度の3カ年事業であり、平成30年度で事業完了。
547	地場産品	地場産業支援事業(笠間焼振興)	国の伝統的工芸品の指定を受けている笠間焼の振興を目的に関係機関と連携し、販路開拓の促進と観光資源としての活用も視野に入れた支援を実施する。 また、市内で創業する陶芸家をはじめとした担い手育成を推進するために、笠間陶芸大学校の学生やその卒業生を対象とした補助金を交付することで、人材育成を含めた活性化を図る。 さらに、タイ王国のメーファールアン財団との「陶芸における関係強化に関する覚書」に基づき、タイ王国ドイトン地区への笠間焼作家の技術指導派遣や当地区の陶芸技術者を研修生として受入れるといった交流事業を実施する。	政策的事業	笠間の陶炎祭入込数 創業者数(陶芸家に限る)	人 人	516000 0	557000 0	534000 2	市単独	3,141	4,329	12,780	商工観光課		
548	地場産品	地場産業支援事業(稲田みかげ石振興)	地場産業である稲田みかげ石の振興を図るため、石材関連産地が合同で実施する展示販売の催しである、いばらきストーンフェスティバルへの補助を実施しPRに繋げる。	政策的事業	石材関連イベント参加者数	人	30450 0	51000 0	46000	市単独	3,140	3,155	2,258	商工観光課		平成28年度に見直しを図り、事業の一部を廃止した。
549	農林業	農業振興地域整備促進事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める農業振興地域整備計画の定期的な変更(随時見直し)等を行い、農業振興地域の中で将来にわたって保全すべき優良な農用地の確保と農業施策の計画的実施を推進する。 農業上の土地利用の展開を図るべき農用地区域の設定及び農業生産基盤の整備計画や農用地等の保全計画などの方針を策定し、農地の利用集積などによる農用地の効率的な利用を促進させ、農業経営基盤の強化を図り、より安定的な生産活動を推進する。	義務的事业	農業振興地域整備計画変更 調整件数	件	8 0	5 0	10	市単独	146	74	103	農政課		
550	農林業	農業経営基盤強化資金利子助成事業	効率的かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、日本政策金融公庫(旧:農林漁業金融公庫)資金を借り入れた認定農業者に対し、利子助成金の交付を行うものである。	政策的事業	利子助成人数	人	11 0	7 0	5	県補助	718	443	309	農政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
551	農林業	認定農業者育成推進資金利子助成事業	農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者が借り入れた資金に対し、利子助成金の交付を行うものである。	政策的事業	利子助成人数	人	30	20	1	県補助	29	11	4	農政課		
552	農林業	農業近代化資金利子助成事業	効率かつ安定的な農業経営の育成・確立を図るため、常陸農業協同組合より借り入れている農業者に対し、利子助成金の交付を行うものである。	政策的事業	利子助成人数	人	20	10	1	市単独	66	53	71	農政課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止とした。
553	農林業	いばらきの園芸産地改革支援事業	消費者や需要者のニーズに対応した高品質な農産物を安定的に供給するために必要な機械・施設の導入、コスト削減や作業省力化のための高性能機械等の導入を支援し、競争力の強い園芸産地の育成を図る。	政策的事業	農産物販売出荷額	円	130000000	177000000	177000000	県補助	1,627	2,000	2,266	農政課	-	平成30年度から「儲かる産地支援事業」に移行した。
554	農林業	農業政策推進事業	笠間市農林業振興基本計画を基本とした農業施策を効率的かつ効果的に推進するため、笠間市内の関係機関や関係団体とも連携し、事業の推進を図る。	政策的事業	研修会の参加者数	人	500	500	55	市単独	3,776	3,656	3,717	農政課		
555	農林業	担い手対策強化促進事業	新規参入者及び農業後継者の確保を目指し、農業後継者の研修、機械等整備、生活に対する支援を行い、農業後継者の育成を図り地域農業の担い手の育成及び定着を推進する。	政策的事業	助成対象者	人	220	200	19		5,699	5,699	10,895	農政課		
556	農林業	水田農業推進事業	米政策を農業者や集荷業者等に周知徹底を図るとともに、担い手への土地利用集積、集落営農の実践等を推進し、水稻等の生産振興及び産地化を促進する。 (1)米政策の周知徹底及び推進 (2)水田農業の担い手育成(集落営農組織等)	政策的事業	生産調整達成率	%	1020	1010	102	市単独	44,089	49,716	48,151	農政課		
557	農林業	農産振興条件整備支援事業	・買ってもらえる米づくり条件整備型 地域の特徴を活かして、大粒の美味しい米や環境に配慮した米づくりなどを実践し、実需者・消費者の多様なニーズに対応できる米産地を形成するために必要な営農用機械設備等の導入を行う。 ・新規需要米普及拡大条件整備型 水田を有効利用し、地域における新規需要米の供給体制の確立と食料自給率の向上に資する新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS)の作付拡大を実施するために、必要な集出荷施設の改修や機械設備等の導入を行う。	政策的事業	飼料用米取扱面積 有利販売先増	ha 経営体	70	15.470	41	県補助	2,200	1,186	2,121	農政課	-	平成30年度から「儲かる産地支援事業補助金」に名称を変更した。
558	農林業	水田航空防除事業	水稻の病虫害防除を航空防除事業によって広域的かつ効率的に推進し、農業生産の安定、向上に資する。	政策的事業	水田航空防除実施農家数	人	21000	17090	1792	市単独	2,712	2,674	2,537	農政課		
559	農林業	畜産業推進事業	家畜防疫及び衛生面に関する飼養管理の徹底を呼掛け、茨城県と連携し組織的な対応が必要な疾病の流行防止対策を推進することで、家畜衛生対策の充実と安全な畜産物の生産に資する。	義務的事业	家畜伝染病発生数 オーエススキー病ワクチン全頭接種割合	件 %	010	010	010	県補助	180	192	546,931	農政課		
560	農林業	笠間市飼料稲利用組合運営事務	国の戦略作物の1つである飼料用稲の生産拡大にあたり、耕種農家と酪農をはじめとする畜産農家との調整を行い稲発酵粗飼料の利用増進と耕畜連携による資源循環型農業を進める。	政策的事業	飼料用稲生産取組者数 飼料用稲生産面積	件 ㎡	8294552	8280110	7298351	市単独	0	0	0	農政課		
561	農林業	農地集積協力事業	一定割合以上の農地を農地中間管理機構に貸し付け、地域内農地の集積に協力する地域及び農業者に対し補助を行う。	政策的事業	地域集積協力金 耕作者集積協力金	a a	7800500	82602402	106121330	国補助	69,960	40,243	20,777	農政課		
562	農林業	笠間市人・農地プラン策定事業	力強い農業構造を実現していくためには、集落・地域での徹底的な話し合いにより、地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくプランが必要となる。地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積に必要な取組、集落営農組織の法人化を支援する。	計画策定事務	中心となる経営体数	件	400	880	88	国補助	64	1,287	40	農政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由	
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29				
563	農林業	新規就農総合支援事業	農家戸数や農業労働力の減少、農村の高齢化及び後継者不足は全国的な傾向であり、笠間市においても担い手の確保・育成が緊急の課題となっており、新しい担い手の発掘及び新規就農者の安定経営に向けた支援を行う。 平成30年度から農業次世代人材投資事業に変更。	政策的事業	認定新規就農者	人	0 0	0 0	4	国補助	8,250	8,250	6,243	農政課			
564	農林業	農業公社運営事業	農業の振興と地域の活性化を図るため設立された笠間市農業公社の運営を支援する。 また、農政課業務の一部を委託することにより、総合的な農業者支援の推進を図る。 笠間市の耕地の約19％に当たる760haが耕作放棄地となっている。原因としては採算性の低さや耕作者の高齢化が考えられるが、これらの課題の解消に向けて農作業の支援や地域特産物の開発・販売、また平成26年度に設置される農地中間管理機構から委託される業務を実施する。	政策的事業	地域集積協力金 耕作者集積協力金	a a	7800 500	8260 2402	10612 1330	市単独	18,445	13,356	19,962	農政課			
565	農林業	系統農業災害資金(降雹等)利子助成事業	平成24年5月4日の大雨、5月6日の降雹・突風、並びに5月10日の降雹による被災農業者の農業経営の早急な立ち直りを支援するため、経営再開にあたっての負担軽減措置として、農業系統融資機関から借入れた利子の助成を行う事業。	政策的事業	利子助成人数	人	6 0	6 0	2	市単独	15	8	1	農政課	-	平成29年度で事業完了。	
566	農林業	農業委員会運営・事務局事業	農地の売買、転用等の受付、現地確認、定例総会での許可の決定及び県への諮問、許可書の発行	義務的事业	申請・届出件数 転用面積	件 ha	310 10	421 23	410 14	県補助	1,248	2,698	2,541	農業委員会事務局			
567	農林業	会長関連事務・視察研修等事業	農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して研修を行う。それにより、基本的な知識を養い、変化する農業行政に対応し地域農業の発展に寄与する。	義務的事业	農業委員・農地利用最適化推進委員の研修参加延べ	人	120 0	135 0	136	市単独	1,079	1,571	2,169	農業委員会事務局			
568	農林業	農業者年金事業	農業者年金は、旧制度、新制度の両制度が運営され、旧制度については年金受給申請、経営移譲年金受給に対するの事前説明、受給者死亡に対する手続き通知の発送を行う。また、新制度については、加入推進、来庁者への制度説明、両年金待機者への事前説明を行う。農業者年金基金法に基づき各種届出書の受理、審査を行い、独立行政法人農業者年金基金に送付する。	義務的事业	年金加入者	人	20 0	13 0	4	国補助	220	213	151	農業委員会事務局			
569	農林業	農業委員会広報事業	広報誌の発行により農業委員会への理解を深める。また、地域農業との連携を図り、農地利用の最適化を推進する。	政策的事業	全世帯	世帯	26000 0	24500 0	24500	市単独	397	282	308	農業委員会事務局			
570	農林業	使用済農業用プラスチック適正処理対策事業	使用済農業用プラスチックは、産業廃棄物として適正に処理することが義務付けられており、処理にかかる農家負担の軽減を図り使用済農業用プラスチックの円滑な回収を推進し、施設園芸の経営安定と農村環境の保全を図る。 農業用の使用済ビニール、ポリエチレンの処理業務を農家から委任され、処理業者が回収し処理料・運搬料を負担金として支払う。	政策的事業	処理量 利用農家数	トン 人	8 30	8 30	12 63	市単独	212	418	395	農政課			
571	農林業	土づくり運動推進事業	農業の持つ物質循環機能を生かし生産性との調和に留意しながら、土づくりを通じて化学肥料、農薬の削減を図ることにより環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業を推進する。	政策的事業	たい肥散布面積 施肥設計の見直し実施者	ha 名	20 50	27 50	27 50	市単独	632	1,516	286	農政課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止とした。	
572	農林業	環境保全型農業直接支援対策事業	地球温暖化防止や生物多様性保全のため環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体に対して支援を行う。 補助単価 8000円/10a(有機農業・カバークロップ)4,400円/10a(堆肥)2,200円/10a(堆肥) ※堆肥は取組内容により単価が異なる。 負担区分 国:1/2 県:1/4 市:1/4 かさま有機の会 1313a×8,000円(有機農業) ユニオンファーム 228a×8,000円(有機農業) 上郷地域うまい米づくり研究会 426a×4,400円(堆肥) 139a×8,000円(カバークロップ) 稲作部会 941a×8,000円(カバークロップ) 310a×2,200円(堆肥)	政策的事業	環境保全型農業の実施面積 実践者数	m ² 人	150000 14	308200 14	258100 14	国・県補助	1,265	1,748	1,417	農政課			

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
573	農林業	原発事故損害賠償請求事務	原発事故発生に伴い、自家消費農産物の簡易検査及び出荷前農産物の放射性物質モニタリング検査を行う。	政策的事業	損害賠償請求者簡易検査申請者	人	05	05	00	市単独	0	0	0	農政課	-	平成29年度にモニタリング検査が終了したため、事業終了。
574	農林業	遊休農地活用緊急対策事業	国際的に食糧事情が不安定化する一方、今後も農地面積の減少が見込まれる中で、国民への食糧の安定供給を図る為には、優良農地の確保と遊休農地の解消は必要不可欠である。本事業は、食糧の安定供給を図る為、市内の遊休農地の解消と抑制を目的に実施するものである。	政策的事業	遊休農地解消面積	a	00	00	194	市単独	3,144	2,448	3,385	農政課		
575	農林業	農業委員会活動事業	市内園児の農業体験及び交流を通し、優良農地の確保を図る。	政策的事業	参加園児数	人	00	1800	536	市単独	199	187	187	農業委員会事務局		
576	農林業	経営体育成支援事業	・経営体育成支援事業 地域農業の担い手が、経営規模拡大や農産物の加工・流通・販売等の経営の多角化等に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入について支援する。 国費:補助率3/10以内 上限3,000千円 ・高性能農業機械導入支援事業(重点・新規) 経営体育成支援事業採択者のうち、花き経営者が高性能農業機械を導入する場合、経営体育成支援事業に上乘せして支援することにより、省力化、効率化が図られ、農業者の経営規模拡大につなげる。 市単:補助率1/5以内 上限1,500千円	政策的事業	経営規模の拡大農業経営の複合化	ha個人			7.81	国補助	0	0	13,072	農政課		
577	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進していく。 ・地域団体がイノシシを捕獲した際の止め刺し、処分を業者に委託し支援する。 ・一般市民を対象に、わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・一般市民を対象に、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。 ・一般市民が捕獲したイノシシに対して、1頭5,000円の補助。 ・地域捕獲活動団体を対象に1団体100,000円の補助。	政策的事業	被害面積	a			4932	県補助	0	0	9,655	農政課		
578	農林業	地場農産物振興拡大事業	市内で生産される優れた農産物や加工品のブランド化や地産地消に取り組むことにより付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、笠間市農産物の知名度向上につなげ、地域農業の競争力強化及び発展を図る。	政策的事業	料理教室受講生数(1回当たり平均)加工する品目の選定	人 品目	152	150	103	市単独	338	8,593	11,327	農政課	見直し(一部廃止)	笠間ブランディングアドバイザーの委託については、これまで5年間実施し、一定の成果を上げることができたため、廃止する。
579	農林業	主要農産物生産振興支援事業	梨については、後継者の減少、高齢化の進展等による生産基盤の脆弱化に加え、資材費の高騰等により農業所得が低下し、収益性が悪化している。優良品種への転換を促進し、山地の体質強化に資する。 補助率:梨苗購入助成 1本あたり300円 事業期間:梨苗購入助成H25～	政策的事業	交付対象梨苗数	本	11000100	11652184	188	市単独	1,852	1,803	57	農政課		
580	農林業	産地改革チャレンジ事業	農業を持続的に発展させていくために、安全安心で高品質な農産物の供給や、加工など付加価値の高い商品づくり、都市農村交流による農村地域の活性化など、新たな取組みにチャレンジしようという生産現場の意欲をより一層喚起し、創意工夫ある新たな取組みを支援する。 補助率:1/2以内 農業者等の組織する団体(産地育成型)、1/3以内 認定農業者(経営体育成型)	政策的事業	補助事業利用数	名	2	0	0	県補助	0	1,206	0	農政課	-	平成30年度から「儲かる農業ステップアップ事業」に移行した。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
581	農林業	新規需要米流通助成事業	新規需要米は、人的資源(水稻生産技術)、物的資源(既存の施設機械、JAからレンタル)を活用でき、湿田等の土地条件でも作付けできることから、米の生産数量目標達成のための、重点作物に位置づけている。 経営所得安定対策事業では、作付面積10aあたり80,000円(標準)が交付され、米価の低落傾向にあるなか、個人でも対応できる飼料用米作付けへ誘導することは、水田農業所得の確保、持続性のある水田農業の確立に寄与する。 また、この交付金制度は、収穫数量ではなく、作付面積に対し交付金が交付されることから、中山間部等の条件不利地での作付けを併せて推進することは、耕作放棄地の未然防止効果も期待できる。 経営所得安定対策事業の交付要件が「出荷販売契約の締結」にあることから、畜産農家の利用促進をすることで、集落営農組織の生産維持・拡大、ひいては集落営農の経営安定につながる。畜産農家にとっては、良質な自給飼料を低廉な価格で利用できることから、飼料費の低減による畜産振興につながる。 こうしたことから、新規需要米への流通助成を実施することは、地域農業全般の振興に貢献する。	政策的事業	飼料用米生産面積 飼料用稲地域内流通面積	ha ha	141 29	282 28	294 29	市単独	10,010	6,754	7,091	農政課		
582	農林業	鳥獣被害防止総合支援事業	鳥獣による被害が深刻化している中、地域の実態に即した被害防止対策の抜本強化を図るため個体数調整、被害防除を総合的かつ計画的に実施する。平成26度から農作物等への被害軽減を図るため、「笠間市鳥獣被害対策実施隊」による捕獲活動を実施し、効果的な防除対策を図る。 鳥獣被害防止総合支援事業補助金 事業主体:笠間市鳥獣害対策協議会 事業内容:笠間市鳥獣被害対策実施隊による被害防止活動、農作物の被害状況及び防除状況実態調査 補助率:県10/10(整備事業・鳥獣被害対策実施隊経費) 県1/2、市1/2(被害防除費、被害状況調査費)	政策的事業	被害面積	a	1332 0	4121 0	4932	国補助	11,027	10,455	9,820	農政課		
583	農林業	鳥獣飼養・有害鳥獣捕獲事務	鳥獣飼養事務は、環境保全課所管。 有害鳥獣捕獲事務は、環境保全課が平成26年4月から農政課に所管替えになる。 5、7、9月が有害鳥獣の捕獲期間となっている。	義務的事业			0 0	0 0		市単独	0	0	0	地域課(笠間支所)		
584	農林業	主要農産物総合支援事業	小菊、栗、梅など県内有数の産地であるものの、品質に対する評価、面積あたりの収穫量、産出額は低い状態にある。こうした現状を打開するため、労働生産性を高めるための農業生産基盤の整備、儲かる農業を展開するための機械、設備等の整備、商品開発の支援等を実施することで持続可能な農業構造の確立に資する。	政策的事業	補助金交付額	千円	2641 0	2412 0	2192	市単独	2,631	2,412	2,192	農政課	-	平成30年度から事業を縮小し、対象事業から、産地改革支援事業、いばらきの園芸産地改革支援事業、産地チャレンジ事業、園芸産地ブランド力強化支援事業を除外した。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
585	農林業	笠間の栗元気アップキャンペーン事業	笠間の栗を更にPRするため、栗の週間を定め、その期間、市内食品関係事業者などで笠間の栗を提供することで、知名度の向上と笠間市全体のイメージアップを図るとともに地域産業の発展に寄与する。	政策的事業	栗取扱い店スタンプラリー参加者	件人	00	26109	27238	市単独	0	482	191	農政課	-	平成30年度から「地場農産物振興拡大事業」へ統合した。
586	農林業	アグリビジネス促進事業	笠間産農産品等を農業、商工、観光など多様な分野の事業者と連携し、新たな商品開発、販売促進などの事業を実践するとともに6次産業化などのアグリビジネスに取組み農業経営の発展を図る。	政策的事業	アグリビジネス推進大会参加人数 旬農産物加工講習会参加人数	人人	00	4760	2151		0	269	435	農政課		
587	農林業	遊休農地等を活用した笠間の栗生産拡大事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。地方創生応援税制を活用して行う事業で、市から事業を委託する笠間市農業公社が、生産者等から管理が行き届かない栗畑や遊休農地を借り上げ、植栽、改植、剪定等を実施し、生産拡大と品質・サイズ別出荷を推進する。	政策的事業	借入面積収穫量	ha kg		20	14.57,000		0	0	4,050	農政課		
588	農林業	日本一の栗の産地づくり推進事業	市の代表的な地場産品である「栗」の生産拡大を図り、併せて、品質・商品の体制などを確立することにより、名実ともに「日本一の栗産地」を目指す。 ○日本有数の生産量を要素とし、「笠間にしかない・笠間らしい・体感できる」栗によるブランド化に向け、品質・商品・体制の3点の確立を図る。 ○「日本一長い期間にわたり、様々な要請に応える品質及び品種別・サイズ別で生栗が提供できる生産」と「域内への経済波及効果を高める商品展開」を目標として進み、統一規格の浸透、笠間市にこなければ体験できない商品と全国に陳列する商品の双方の開発、それらを推進する体制を構築する。	政策的事業	生栗販売額 所得500万円以上の栗生産農家数	千円 戸		190,6321	177,8680	国補助	0	0	24,002	農政課	廃止	地方創生推進交付金を活用した3カ年事業の終了により、事業を廃止する。
589	農林業	中山間地域等直接支払事業	耕作に不利な中山間地域の耕作放棄地発生防止など、農業生産活動が持続できるよう集落において共同活動に継続支援する。	政策的事業	協定参加面積	㎡	2055220	2055220	205522	国・県補助	1,644	1,645	1,645	農政課		
590	農林業	市単土地改良事業	全地区の土地改良区において、台帳に記載されている市で対応すべき、ため池や水路の維持管理に係る事業費。	建設・整備事業	整備完了地区	箇所	50	00	80	市単独	5,840	9,883	3,711	農政課		
591	農林業	林業振興事業	森林整備や治山事業の推進、林業関係団体との連絡調整を行い、森林基盤の拡充に努め地域林業の振興に資する。	義務的事业	伐採届出面積	ha	00	14.70	8.90	市単独	888	788	689	農政課		
592	農林業	林業担い手育成強化対策事業	林業の担い手の育成を図るため、担い手の就労条件の改善や福利厚生の充実を図る。 平成24年度より林業担い手育成対策事業実施要項が変更になり、対象者は、就業後10年以内の林業従事者でかつ、引き続き林業に従事していく意志があるもの。 事業主体:笠間西茨城森林組合 対象作業者:3名 事業費(社会保険料)1,507,415円に対して3市町の森林面積の比率を乗じた事業費の5%以内の補助。 森林面積比率 笠間市50% 桜川市33% 城里町17% 1,507,415×50%=738,633円の5%以内	政策的事業	組合員の確保	人	390	390	390	県補助	64	142	74	農政課	廃止	公共事業の受託も増えることが予想されることから、森林組合での収益が増える見込みのため廃止とする。
593	農林業	農道維持管理事業	農道の調査や整備に係る事務、既存農道の維持管理及び補修工事を行う。 工事請負費:小原土地改良区の畑総整備については、平成13年に事業採択され、平成28年度に事業が完了した地区である。平成16年度から農道整備を開始し経年劣化が進行している状況ため、補修工事を実施するものです。 路線数 510路線 延長 93,368m	維持管理事業	要望に対する実施率 台帳作成等	% %	100100	100100	1000	市単独	4,491	1,606	1,148	農政課		
594	農林業	農山漁村地域整備交付金事業(大古山地区)	本地区の圃場形状は、谷津田状に細長く展開する水田地帯であり、未整備で道路幅も狭く小区画・不整形であるため、大型の農業機械の導入に支障をきたし、農作業等に多大な労力を費やしている。また、農業就業者の高齢化、兼業化、後継者不足など深刻な状況であり、さらには用排水路が未整備なため、夕立や少量の雨量でも田が冠水する状況である。	建設・整備事業	整備進捗率	%	990	990	1000	国・県補助	10,124	19,947	30,479	農政課	-	平成29年度で事業完了

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
595	農林業	経営体育成基盤整備事業(滝川地区)	国道50号線の北側と一部の南側の谷津田状に拓けた水田地帯である。農地整備水準が低く、農業近代化が遅れている状況であり、土質も粘土質であり排水が不良である、また、作業道路幅員が狭小で農作業機械の運行にも支障をきたしている。このことから地元要望が出され、事業を行っている。排水不良箇所が多いため湧水処理への対応が必要不可欠である。	建設・整備事業	整備進捗率 担い手の農地集積達成率	% %	98 100	99 100	100 100	国・県補助	3,275	3,276	5,020	農政課	-	平成29年度で事業完了。
596	農林業	経営体育成基盤整備事業(友部地区)	友部小原地区は土地の形状は大区画ではあるが、一級河川潤沼前川の河川流量が安定せず、更には用水路の老朽化も進みつつある。霞ヶ浦用水が不動谷津池に着水したことに伴い、本用水を利用した用水系統の再整備を行い、農業生産の拡大と機械化による効率化を図り、営農の合理化と安定化を目標とした豊かな農村集落を建設するものである。また友部中央地区、随分附地区についても事業採択に向け順次進めている。	建設・整備事業	整備進捗率(友部小原地区) 整備進捗率(中央・随分附地区)	% %	80 20	81 30	90 30	国・県補助	5,738	9,177	14,710	農政課		
597	農林業	霞ヶ浦用水事業(経常)	霞ヶ浦用水事業は、霞ヶ浦の揚水機場から筑波山を通過して、各受益地(12市町)へ配水する施設を造る事業で、地域の要請に即した多面的な土地利用・機械力の導入などを可能にし、農業生産性の向上と農業経営の安定化に資するものである。なお、当市では、本戸地区と友部地区を受益地とし安定的な用水確保を進めている。現在は不動谷津池(小原)に着水し、北川根地区の一部(仁古田)まで管敷設工事が完了している。 維持管理に係る負担金	建設・整備事業	用水管の埋設工事(県営管)	m	1000 0	1300 0	1300 0	市単独	1,420	1,429	1,463	農政課		
598	農林業	石岡台地用水事業	昭和27年用水事業計画が制定され、その後38年に「石岡台地土地改良事業推進協議会」、43年には「石岡台地土地改良区」が設立、45年から国営石岡台地農業水利事業に着手、平成元年に国営事業が完了した。現在は、関係7市町村は、これまでの国営かんがい排水事業の負担金及び基幹農業用水施設の維持管理費を分担して支出している。受益面積6市1町 6933.4ha 市内受益地 556.7ha	政策的事業			0 0	0 0	0 0	市単独	24,667	23,603	23,584	農政課		
599	農林業	多面的機能支払交付金事業	農地・農業用水等の資源は、食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会の共通資本である。しかし、これらの資源は、農業従事者の高齢化や混住化などにより集落の機能が低下し、適切な保全管理が困難になっている。このような状況に対応するため、農業者だけでなく農業を営んでいない住民も含めた組織を立ち上げ、これらの資源の適切な保全管理を行うための活動支援を行う。 対象農地:農振農用地 事業実施主体:農家及び非農家から構成される組織8市が認定するもの) 支援単価 農地維持:農地、水路等の基礎的な保全活動費 田:3,000円/10a、畑:2,000円/10a 資源向上(共同):施設の軽微な補修や農村環境保全活動費 田:2,400円/10a、畑:1,440円/10a 資源向上(長寿命化):施設の改修かかる費用 田:4,400円/10a、畑:2,000円/10a 採択要件:活動指針に基づき一定の要件を満たす活動を行う地区を対象とする。 既採択組織(38組織・1,333.00ha)	政策的事業	活動面積	ha	1232 0	1242 0	1333 0	国・県補助	71,684	78,027	87,680	農政課		
600	農林業	土地改良推進事業	土地改良事業の推進を図るため、関係機関との連絡調整など総括的な事務を行う。 地区として公共性のある農業用施設の整備改修に関する補助を行う。	政策的事業	改修完了地区	地区	5 0	12 0	12	市単独	4,681	4,216	3,539	農政課		
601	農林業	土地改良区事業	旧友部町から継続で負担しているもので、公共用地とするための農業用ため池の埋め立てや都市下水路整備に伴い、水源補償のため設置した深井戸電気料金。また、土地改良事業運営協議会への人件費補助及び土地改良施設改修のための補助を行っている。	政策的事業	組織基盤強化 安定した営農活動	式 式	1 1	1 1	1 1	市単独	20,260	18,485	18,942	農政課		
602	農林業	農地災害復旧事業	震災や自然災害により被災した公共性のある施設について、災害復旧を行う。	維持管理事業	復旧完了地区	地区	0 0	0 0	0 0	市単独	1	1	1	農政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
603	農林業	森林機能緊急回復整備事業	森林の持つ公益的機能を回復させるため、緊急に間伐を行う必要があると判断された荒廃した森林(水源涵養機能・山地防災機能が高い森林)を対象に間伐作業を実施する。 平成23年9月に県要綱の改正により、木材の搬出を伴う国補間伐事業と搬出をしない県単間伐事業に分類され、市では県単間伐事業のみ実施する。 事業名:森林機能緊急回復整備事業(森林湖沼環境税に基づく事業) 補助率:100%(県補助金) 事業内容:間伐事業H30予定面積30ha	政策的事業	整備面積 整備延長	ha m	30 500	30 800	28 620	県補助	16,640	29,860	25,129	農政課	-	平成29年度で事業完了。
604	農林業	身近なみどり整備推進事業	身近なみどり整備事業 補助率:100%(県補助) 平成30年度事業計画 住民提案による森林整備事業(重点個所 通学路、公共施設等周辺の森林) 事業量:2ha 事業費:200万円 事業内容:間伐、下草刈り、枝打ち、境木伐採等	政策的事業	実施面積	ha	3 0	1 0	1 0	県補助	1,146	1,946	2,000	農政課		
605	農林業	林道維持管理事業	既設林道の維持管理を行う。 路線数 16路線 延長 31.3km	維持管理事業	総延長に対する整備延長(舗装済)	km	21 0	21 0	21	市単独	2,267	2,521	1,913	農政課		
606	農林業	いばらきの森普及啓発事業	森林湖沼環境税の意義や当税を活用した事業の実績・成果及び森林・林業・木材産業の重要性に関する情報発信などの普及啓発活動 補助率:100%(限度額250千円)	政策的事業	地域住民(参加者)	人	500 0	0	1000 0	県補助	250	0	250	農政課		
607	農林業	霞ヶ浦用水事業(臨時)	霞ヶ浦、利根川及び鬼怒川などから用水を取得し、農業用水、水道用水及び工業用水を合わせて供給する総合用水事業である。当市は、農業用水を安定的に供給する体制を確立し、産業基盤の充実のため、事業の推進を図っている。事業は、水資源機構、農林水産省、茨城県、霞ヶ浦用水土地改良区が連携を図り総合的に事業を展開している。 平成20年度:国営事業前線完了 平成21年度:国営管の基幹水利施設管理を13市町(代表下妻市)が行っている。 県営管(霞Ⅲ期)事業が開始。	建設・整備事業	事業進捗率	%	0 0	80 0	85 0	市単独	25,445	21,636	17,123	農政課		
608	農林業	経営体育成基盤整備事業(大湊地区)	農業用施設の老朽化に伴う県営事業による基盤整備事業。	建設・整備事業	整備進捗率	%		0	0		0	1,509	1,510	農政課		
609	農林業	経営体育成基盤整備事業(友部小原地区)	霞ヶ浦用水事業の受益地である友部土地改良区の小原、南友部地内の老朽化した用排水路施設や農道整備等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。	建設・整備事業	整備進捗率	%			90.9		0	0	3,810	農政課		
610	農林業	経営体育成基盤整備事業(友部中央地区)	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水施設や農道等の整備に併せて農業生産の担い手の育成確保と担い手への農地集積を行う。 事業年度:H30～H35 総事業費:8億9千万円 受益面積:34.3ha	建設・整備事業	整備進捗率	%			0		0	0	960	農政課		
611	農林業	経営体育成基盤整備事業(随分付地区)	霞ヶ浦用水事業の受益地である本地区の用排水路及び農道等の県営事業による再整備。	建設・整備事業	整備進捗率	%			2.9		0	0	1,312	農政課		
612	農林業	経営体育成基盤整備事業(押辺・安居地区)	県営事業により、老朽化した用排水施設の再整備事業。 受益面積:101ha	建設・整備事業	整備進捗率	%			0		0	0	1,814	農政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
613	農林業	森林クラウドシステム整備事業	【新規】 H29にシステムを構築し、H31.4月からの公表に向けてH30.4月から運用が開始されるためのシステム保守料。県が事業費の1/2を負担し、残りについては、43市町村で均等割及び森林面積割で負担額を決定。	政策的事業					4232	市単独	0	0	3,094	農政課		
614	農林業	県単土地改良事業	県営事業で実施する農業用施設の改修工事に対する補助。 笠間地区土地改良区:排水路改修工事及びポンプ付帯工事 岩間土地改良区:パイプライン布設替工事 石岡台地土地改良区:ポンプモーター更新	建設・整備事業	改修箇所	箇所			30		0	0	7,867	農政課		
615	農林業	生き活き菜園はなさか事業	自然・健康志向、食の安全安心、野菜づくりを通した生きがいづくりなどの住民ニーズに応えるため、市民農園を整備し利用促進することで、市民が気軽に栽培活動に取り組める環境づくりを行うとともに、耕作放棄地の有効活用を図る。 ○平成19年4月開園 ○施設概要 1区画30㎡、全84区画、利用料10,280円／1区画、付帯施設:農機具倉庫、水道施設、トイレ、他 ○平成23年度より管理運営業務を一部委託。	維持管理事業	利用契約区画数	区画	750	800	79	市単独	25	808	733	農政課		
616	農林業	クラインガルテン整備事業	笠間クラインガルテンの快適な施設環境を維持するため、施設の老朽箇所を計画的に修繕する。	維持管理事業	ラウベ利用率	%	1000	1000	98	市単独	9,687	21,994	25,709	農政課		
617	農林業	被災農業者向け経営体育成支援事業	気象災害等による農業被害を受けた農業者が、農産物の生産に必要な施設等について復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得に対し、助成する。 国費:補助率3/10以内 上限なし ただし、被災した施設等に園芸施設共済等、別の支援がある場合は、その助成額を考慮し算定する。	政策的事業			00	00	1		5,410	0	888	農政課	-	平成29年度のみ実施した事業。
618	農林業	鳥獣被害防止地域支援事業	イノシシの被害対策として、地域団体を支援し地域の住民による捕獲活動を推進していく。 ・地域団体がイノシシを捕獲した際の止め刺し、処分を業者に委託し支援する。 ・一般市民を対象に、わな猟免許取得のため、必要な経費、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入助成。 ・一般市民を対象に、農作物被害防止のための電気柵、防護柵及び電気機器購入の県補助による上乗せ助成。 ・一般市民が捕獲したイノシシに対して、1頭5,000円の補助。 ・地域捕獲活動団体を対象に1団体100,000円の補助。	政策的事業	被害面積	a			4,932	県補助			9,655	農政課	見直し（一部廃止）	地域で行うイノシシ捕獲後の処分について、地域間の連携による処分体制を整えるとともに、処分費の補助を行うことで対応し、業者への委託を廃止する。
619	農林業	海外地方自治体職員協力交流事業	海外の地方自治体等の職員を「協力交流研究員」として日本の地方自治体に受入れ、地方自治体のノウハウ、技術の修得を図るとともに、受入れ自治体の国際化施策等への協力を通じて地域の国際化を推進する。	政策的事業						市単独				農政課	廃止	草の根技術協力事業を提案し、ベトナムとの交流を継続する計画により、本事業は継続しない。 【平成30年度新規事業】
620	農林業	地場産品ブランド化ランチ会事業	クルーズトレイン「TRAIN SUITE四季島」の総料理長である岩崎均シェフによる「トークショー&笠間産の食材を使用したランチ」のイベント開催し、地場産農産物の知名度向上を図る。	政策的事業										農政課	廃止	地場農産物振興拡大事業において地場産品のブランド化を進めているため、本事業は継続しない。 【平成30年度新規事業】
621	農林業	荒廃農地等利活用促進交付金事業	農業者や農業者組織等が、荒廃農地を引き受けて作物生産を再開するために行う、発生防止や再生作業、土壌改良、営農定着、加工・販売の試行、施設等の整備の取組を総合的に支援し、荒廃農地の発生防止・解消を推進することを目的とする。	政策的事業						国補助				農政課	廃止	平成31年度、国・県は予算計上なし。本事業は継続しない。 【平成30年度新規事業】
622	商業	商店街活性化事業	市街地内の活性化に向けた事業として、市街地内において商業を中心とした活性化事業に取り組んでいる。笠間地区については、旧笠間市で策定した中心市街地活性化基本計画に基づき笠間市商工会を中心に商店会と連携した事業を実施している。	政策的事業	商店街に活気があると感じている市民の割合 空き店舗への入居店舗数	% 店舗	19.470	210	14.172	市単独	3,894	3,449	3,077	商工観光課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
623	商業	ふるさとまつり事業	ふるさとまつり 地域の産業振興とPRにより活性化を図ることや地域で活躍する市民団体のPRを目的とした事業として、商工会、農協、社会福祉協議会などの各種ボランティアの共催により、毎年秋の2日間にイベントを行う。 バザールdeいわま 岩間駅前の活性化と商工業の振興を目的に毎月第2日曜日(年12回)に地域交流センターいわま「あたご」でバザーを実施する。	政策的事業	イベント参加者数	人	43000 0	43000 0	15000	市単独	9,030	9,030	8,584	商工観光課		
624	商業	笠間たばこ販売組合補助事業	茨城たばこ販売協同組合笠間支部は、市の税収(たばこ税)に貢献するため販売に努力する(販売促進活動)とともに、未成年者喫煙防止事業・喫煙マナー向上事業・喫煙環境整備事業等を行っている。市は、この組合活動が円滑に行われるよう補助を行う。 なお、かつては「笠間たばこ販売協同組合」であったが、組合員減少(組合費減収)を理由に平成27年1月1日に(上部組織である)茨城たばこ販売協同組合と合併。日立たばこ販売協同組合、大子たばこ販売協同組合も同日に合併し、以降「茨城たばこ販売協同組合笠間支部」として活動している。	政策的事業	たばこ税額	千万円	55 0	54 0	57	市単独	100	100	100	商工観光課		
625	商業	商工会補助事業	地域経済団体である商工会への補助を通じて、健全な商工業者の育成・支援を図り、ひいては地域の活性化に資する。	政策的事業	笠間市商工会新規加入者数	名	50 0	50 0	67	市単独	20,000	20,000	20,000	商工観光課		
626	商業	中小企業金融支援事業	笠間市内中小企業者に対する事業融資と、これに関する保証を強力にあっせんすることで、笠間市内中小企業の金融の円滑化を図り、もって健全なる企業活動の発展を支援する。	政策的事業	市町村中小企業金融制度利用件数 市町村中小企業金融制度保証残高	件 千万円	150 500	208 681	859 275	市単独	72,762	88,700	82,267	商工観光課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。
627	商業	中小企業活動促進支援事業	地域産業の振興の促進及び市民の雇用創出に寄与するため、企業が行う労働環境改善のための福利厚生施設整備及び新たな設備投資に伴う市民雇用創出に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。 「福利厚生施設整備補助金」 ・補助対象 事業費が100万円以上の福利厚生施設を整備する企業。 ・補助額 整備に要する経費の5分の1以内。限度額300万円。 「市民雇用創出補助金」 ・補助対象 新たに2,000万円以上の設備投資をし、笠間市民を新規正社員として採用した企業。 ・補助額 1人につき30万円。設備投資1件につき10人まで。	政策的事業	福利厚生施設整備件数 新たな設備投資に伴う市民雇用者数	件 人	0 0	0 28	2 17	市単独	0	8,400	9,200	商工観光課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。
628	商業	笠間ファン倶楽部推進事業	笠間市に対する理解や関心を深めるための各種情報や特典等を提供して「笠間ファン」を増やすことにより、本市を広く宣伝し、イメージアップ、観光客誘致、定住化等につなげ、産業振興や地域活性化を推進することを目的とする事業 主な事業は、会員限定の笠間体験事業開催、一般対象(非会員)の交流事業開催、各種情報発信 ※平成30年4月1日現在 会員数1,671名 沿革／ ・平成16年12月「笠間ファン倶楽部通信」創刊。会員募集開始 ・平成23年度、有料会員制度導入。会員特典として特産品を送付 ・平成27年度、有料会員制度を廃止し、ふるさと納税制度と連携。無料会員一本化 ・平成28年1月及び29年1月、笠間市成人式にて「笠間ファン倶楽部通信特別号」発行 ・平成28年度、笠間ファン倶楽部公式ホームページをリニューアル	政策的事業	観光客数 笠間ファン倶楽部会員数	人 人	3520700 1719	3612000 1658	3500000 1671	市単独	2,027	0	1,197	商工観光課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。
629	商業	買い物弱者支援事業	商店会の衰退や個人商店等の廃業等の影響から、身近な場所での買い物環境が変化してきている。また、高齢により自動車を運転できない、移動手段が徒歩に限定されるなどの理由から日常の買い物に困難が生じる方が増加している。こうした中、高齢者を取り巻く買い物環境の実態を把握するためアンケート調査を実施した(平成26年度)ところ、買い物支援対策として要望の高かった移動販売を、平成27年9月実証事業として実施している。	政策的事業	事業実施期間中の売上 地賞実施期間中の累計購入者数	円 人	1324579 1130	2575908 1925	2530988 1962	市単独	944	891	895	商工観光課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
630	商業	笠間いなり寿司推進事業	ご当地グルメ「笠間いなり寿司」を活用し、首都圏を中心に笠間のPRを行い、笠間の認知度向上を図る。	政策的事業	笠間いなり寿司いな吉会加盟店増減数 笠間いなり寿司主催イベント来場者数	店舗人	0 0	0 100	1 1120	市単独	1,833	1,706	1,109	商工観光課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止した。
631	工業	産業関連業務委譲事務	笠間市では、平成20年4月から「まちづくり特例市」の指定を受け、市民サービスの向上を図るために、一部のサービスにおいて茨城県の権限を委譲した。笠間市に権限が移譲されたことで、様々な窓口手続きの時間が短縮されるほか、笠間市が自立的・自主的にまちづくりに取り組むことができるというメリットがある。活力ある産業づくりの5分野をはじめ産業関連法律に基づく許認可や立入検査等の事務事業を実施する。	義務的事业	中小企業等協同組合の増減数(経営体の強化) 計量法、電気用品安全法、ガス2法に係る立入検査対象実数(消費者保護の確保)	組合社	0 0	0 0	1 23	市単独	0	0	0	商工観光課		
632	就学前教育	私立幼稚園運営補助事業	①【私立幼稚園等特別支援教育費補助金】私立幼稚園等における障害を持った園児に対する特別支援教育の振興及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、私立学校振興助成法に基づき、障害のある園児及び特別な教育的配慮を要する園児の教育を行う市内の幼稚園等に対する補助として、障害児教育のために必要な教職員給与や教育研究管理費等の経費として障害児が1人の場合は196千円、2人の場合は392千円/人を補助する。 ②【私立幼稚園運営補助金】公立幼稚園は笠間地区に2園のみであり、友部地区及び岩間地区においては、私立幼稚園7園に幼児教育を委ねる状況にあり、幼児に適当な環境を与え、その心身の発達を助長するため私立幼稚園に対し、補助を行い、幼稚園の保育水準の向上を図る必要がある。	義務的事业	①障害のある園児数 ①補助園数	人園	8 7	9 7	11 4	市単独	2,156	2,940	4,116	学務課		
633	就学前教育	就園奨励補助事業	私立幼稚園と市立幼稚園の授業料は8千円程度の違いがあり、保育料の一部を補助し、幼稚園教育の普及充実及び保護者の経済的負担の軽減を図る。	政策的事业	対象園児数	人	0 0	0 0		国補助	0	0	1,285	学務課		
634	就学前教育	民間幼稚園運営事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新制度に移行した施設(民間幼稚園)は、「施設型給付費」として、毎月運営費相当分の請求を市に申請。市は内容の点検・確認を行った後、各施設に毎月給付。また、市は各施設の年間費用実績により国・県に補助金申請。 ・補助率 国:1号 公定価格×73.4%-利用者負担金(国基準)×2/4 県:1号 公定価格×73.4%-利用者負担金(国基準)×1/4 地単分:1号 公定価格×26.6%×1/2 ※公定価格＝国で定めている運営費 ・施設数(市内:1園 市外:2園)	政策的事业	施設型給付費	千円	29009 0	33531 0	33593	国・県補助	29,009	33,531	33,593	子ども福祉課		
635	就学前教育	幼稚園一時預かり事業	子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度より新たに創設された事業。新制度に移行した幼稚園で、保護者の希望により平日もしくは休日の教育標準時間以外(時間外)に在園児(1号認定)もしくは、在園児以外(ごく少数の場合のみ)を一時的に預かる事業。実施した実績に応じ補助金を交付する。	政策的事业	補助額	千円	2740000 0	0 0	0	国・県補助	0	0	0	子ども福祉課		
636	就学前教育	幼児演劇鑑賞会事業	笠間市内の就学前の子どもを対象に年1回の演劇鑑賞会を企画し12月頃に実施してきた。生の演劇に触れる機会を設け鑑賞会を開催する。かさまっ子未来プランの基本目標にも組み込まれている。	政策的事业	開催回数 参加人数	回人	1 855	1 879	1 250	市単独	288	289	328	公民館	廃止	平成28年度までは友部地区のみを対象としていた事業であり、平成29年度は市内全域の就学前の子どもを対象にし、親子で楽しむ演劇鑑賞会を実施したが、参加人数もさほど多くないことから廃止とする。
637	就学前教育	障害児教育事業	市内の幼稚園、保育所(園)に在園している3・4・5歳児で、ことば及び情緒に何らかの心配や不安のある幼児は増えてきている。そのような幼児に対して、一人一人に応じた個別の指導を行う場としてさくらんぼ教室を設けている。	政策的事业	通級回数	回	500 0	483 0		市単独	710	97	58	学務課		
638	学校教育	社会副読本事業	小学校3・4年生の社会科で活用する副読本を作成する事業。	政策的事业	作成数	冊	2,300	0		市単独	1,512	0	0	学務課	見直し(縮小)	3年に1度改訂を行っていたが、5年に1度の改訂に変更する。
639	学校教育	心の教室相談員活用事業	生徒や保護者の悩み等を気軽に話せる環境を整え、心の安定と問題行動の未然防止を図るために心の教室相談員を配置する。	政策的事业	相談員数 不登校(30日以上)率	人%	2 4	2 3.2	2 1.87	市単独	1,866	1,840	1,801	学務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
640	学校教育	適応指導教室事業	教育委員会が、長期欠席をしている不登校(30日以上)の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市の公的な施設等に教室を開設し、そこで学習の援助をしながら在籍校に復帰することを目標に運営を行う。	政策的事業	指導教室入室者数 復帰した児童・生徒数	人 人	36 4	35 6	29 12	市単独	13,792	13,067	13,533	学務課		
641	学校教育	要保護・準要保護児童援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な児童の保護者(要保護及び準要保護)に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助(要保護児童分(支出額の1/2))	義務的事业	児童認定数	人	353 0	352 0	342	国補助	20,877	19,559	22,065	学務課		
642	学校教育	要保護・準要保護生徒援助事業	義務教育の円滑な実施を図ることを目的として、経済的理由により義務教育を受けることが困難な生徒の保護者(要保護及び準要保護)に対して学用品、給食、修学旅行等の費用を支給する。 特定財源 国庫補助(要保護生徒分(支出額の1/2))	義務的事业	生徒認定数	人	268 0	268 0	273	国補助	29,573	27,620	30,811	学務課		
643	学校教育	愛農学園事業	お米や野菜等の栽培を通して勤労や共同作業の大切さを養うことを目的とした事業。	政策的事業	実施校	校	6	3		市単独	170	155	65	学務課	廃止 (統合)	3世代ふれあい事業(小学校教育振興事務)と事業内容が類似していることから、愛農学園事業予算を小学校教育振興事務に移し、集約することで、愛農学園事業を廃止する。
644	学校教育	学校運営事務	学校運営を図るために必要な事業の展開。	政策的事業	児童生徒	人	5866 0	5800 0		市単独	75,491	71,662	66,424	学務課		
645	学校教育	AET事業	学習指導要領の改正等に伴ない、小学校では、低中学年10時間程度の国際理解活動、高学年では、年間35単位時間の外国語活動において、コミュニケーション能力の素地を養う。また、中学校では、年間140単位時間の英語授業を中心に英語でのコミュニケーション能力育成を図る授業を行う中で、AET(英語指導助手)をJTE(日本人英語教師)の助手として小・中学校に派遣し、授業支援を行う。	政策的事業	市内小・中・義務教育学校16校にAETを派遣	校	10 0	10 0	10	市単独	41,543	402,260	44,318	学務課		
646	学校教育	小学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】小学校の教育振興を図るための教材等の整備や各種補助金交付事務。学校運営を図るための予算の配当。 ②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。	義務的事业	①小学校数 ②大会出場数	校 回	11 0	11 4	11	市単独	55,420	70,634	70,528	学務課		
647	学校教育	理科支援員配置事業	大学(院)生や退職教員等の優秀な外部人材を理科支援員として、小学校3～6年生を中心とした理科の授業に配置し活用することで、理科の授業における観察・実験活動の充実により、市内小学校理科教育の充実を図る。	政策的事业	支援員配置学級数 観察・実験活動受講者数	学級 受講者	58 1620	58 1671	82 2433	県補助	1,308	1,328	1,331	学務課		
648	学校教育	学校基本調査事業	統計法に基づき、文部科学省が主管となり学校に関する基本的事項を調査するものである。 学校数、在学者数、教職員数、学校施設、学校経費、卒業後の進路状況等について、各種報告様式により各学校から報告された調書を集計し、県に報告する。	義務的事业	幼稚園数 小学校数	園 校	9 11	9 11		県補助	17	17	16	学務課		
649	学校教育	原子力・エネルギー教育支援事業	原子力・エネルギーに関する教育の推進や平成11年度のJCO臨界事故を契機として県が交付金を創設し、市町村が行う、原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具等について必要な教育支援を行う。主に発電実験器具及びエンジンキットなどを購入しエネルギーに関する教育を行う。	政策的事业	小中学校数	校	17 0	17 0		県補助	1,874	1,863	415	学務課		
650	学校教育	英語教育強化推進事業	国では、グローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、平成30年度から段階的に英語教育全体の抜本的充実を図る「英語教育の改革実行計画」を発表した。笠間市においても、今後ますます変化していく社会状況に対応していくため、市独自で雇用しているAETとJETプログラム(語学指導等を行う外国青年招致事業)による外国語指導助手(ALT)の併用した活用により、時代を担う児童・生徒に各段階を通じて英語教育を充実し、児童・生徒の英語力の向上を図る。	政策的事业	外国語指導助手派遣	校	8 0	8 0	8	市単独	31,164	40,701	39,363	学務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
651	学校教育	中学校教育振興事務	①【小学校教育振興事務】授業でのパソコンや教材、消耗品等の整備を行い、学力向上や教育環境の充実を図る。 ②【関東・全国大会出場補助金事務】学校教育活動の一環として行われる各種大会の参加者に対し宿泊費等を補助し、関東・全国会等の高いレベルの大会に参加することで、心身の健全な育成と、スポーツや芸術の振興を図り、各種部活動の活性化と保護者負担の軽減を図る。	義務的事業	①中学校数 ②大会出場数	校 回	6 17	6 15	6	市単 独	49,272	35,070	33,518	学務課		
652	学校教育	教育委員会事務局運営事務	教育長が公務を円滑かつ迅速に遂行する環境を整備する。 教育委員会が所管する一般職非常勤職員の社会保険・労働保険料一括事務。 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行う外部評価委員会の開催。	義務的事業			0 0	0 0		市単 独	2,020	2,090	1,557	学務課		
653	学校教育	学力向上支援事業	H18年度から実施してきた、小中学校特色ある学校づくり事業からH23年度学力向上支援事業へ事業移行して、学力調査等に見られる実態や各校の学力に係る課題への対応として、各校が自主性を発揮し、学力向上に向けた活動を推進してきた。さらにH25年度より一人一人に確かな学力を身に付けさせるため、非常勤講師を各校に配置し、複数教員が役割を分担、協力し合い授業を展開し学力向上を図る。	政策的 事業	非常勤講師数 全国学力調査小学6年生の平均正答率	人 %	24 1	23 1	22 1.1	市単 独	44,072	44,668	41,402	学務課	見直し	各学校に非常勤講師を配置し、チームティーチングで学力向上に向けた授業を5年間行ってきたが、全国学力調査の結果に結びつかないため改善が必要である。全国学力調査の結果から算数・数学の正答率が低いことが課題であるため、算数・数学を強化する事業に変更する。
654	学校教育	小学校指導書整備事業	平成30年度から小学校道徳が教科化されることに伴い、指導書を平成29年度に整備する。 平成32年度に小学校学習指導要領が改訂されることに伴い、前期分指導書を平成31年度に整備し、平成32年度に後期分指導書を整備する。	義務的事業	児童数	人	3758 0	0 0		市単 独	3,392	0	2,161	学務課		
655	学校教育	学びの広場サポートプラン事業(小学校)	小学校4・5年生を対象に、夏休みを利用して算数の補習を行う事業。(5日間)謝礼と保険料を計上。謝礼については県要綱で3,000円/日と定められている。 本事業は平成21年度から県補助を活用して実施しており、平成27年度全国学力調査において算数が全国平均を下回っている状況にある。現在は各クラス1名のサポーター配置であるが十分な学習支援ができていないのが現状である。(県補助は各クラス1名のみの補助・補助率10/10)	政策的 事業	参加者数	人	1225 0	1238 0		国補 助	674	655	645	学務課		
656	学校教育	学びの広場サポートプラン事業(中学校)	中学1、2年生を対象にサポーター(派遣講師)を配置し、数学の基礎的基本的な知識技能等に関する問題からなる学習教材を用いて基礎的内容の定着を図る。	政策的 事業	参加生徒数	人	1430 0	1386 0		県補 助	641	437	319	学務課		
657	学校教育	スクールソーシャルワーカー配置事業	市内小・中・義務教育学校において、いじめ、不登校、暴力行為、その他学校生活上の諸問題の背景にある生活環境の調整及び改善を図るため、専門的知識を有したスクールソーシャルワーカーを任用し、巡回指導を行う。	政策的 事業	相談件数	件		2833	5120	市単 独	0	4,976	9,383	学務課		
658	学校教育	教育企画推進事業	①コミュニティ・スクールの導入促進 岩間地区小中学校において、学校と地域とが学校を核としながら双方向で活性化するコミュニティ・スクールの仕組みを構築する。 ②ふるさと定住型奨学金返還支援補助金の創設 大学等進学により奨学金を活用した学生等が、笠間市に定住した場合に、奨学金の返還の負担軽減を図り、定住化を促進する。制度の創設に伴う広報を行う。	政策的 事業						市単 独	6	0	292,795	学務課		
659	学校教育	中学校指導書整備事業	平成31年度から中学校道徳が教科化されることに伴い、指導書を平成30年度に整備する。 平成33年度に中学校学習指導要領が改訂されることに伴い、指導書等を平成32年度に整備する。	義務的事業	生徒数	人	0 0	0 0		市単 独	21,592	0	0	学務課		
660	学校教育	寺子屋事業	平成21年度より、学校休業日(土曜日)に小学校5・6年生を対象として、活動や学びの機会づくり、学習の場づくりを目的として、笠間、友部、岩間公民館で開校している。 平成21年～23年度は、学習の補習が基本であったが、平成24年度からは、従来の内容に授業時間延長や学力診断テスト、夏季特別講座実施などの改善点を加え、平成26年度から英語を組み込み、更なる学力の向上と学習意欲の高揚を図っている。 講師は、小中学校の非常勤講師及び退職教員に依頼し、指導体制の充実を図っている。	政策的 事業	参加者の満足者数 寺子屋応募者数	パー セント 人	100 168	100 252	100 198	国補 助	5,504	5,971	5,289	生涯学習課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
661	学校教育	小学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する。	義務的事業	友部地区5校児童数	人	1823 0	1794 0		市単独	140,686	163,135	0	学務課		
662	学校教育	中学校給食管理事業	学校給食は、発育期にある児童にバランスの取れた食事を提供し、児童の健全な発達に資するとともに、生涯にわたり望ましい食習慣の形成や生活習慣病予防の理解など、共同生活において基本的態度能力を育成する、食育および健康教育である。そのための衛生・安全管理や栄養管理の充実等に努め、安全な給食を提供する経費。	義務的事業	友部地区2校児童生徒数	人	991 0	1011 0		市単独	77,436	85,589	0	学務課		
663	学校教育	クラブ活動支援事業	中学校におけるクラブ活動にあたり、消耗品の支給により、クラブ活動の活性化及び保護者負担の軽減を図る。H19年度までは補助金として支給。	政策的事業	クラブ数	クラブ	72 0	74 0		市単独	955	1,291	1,300	学務課		
664	学校教育	笠間給食センター管理運営事業	安全で安心な学校給食を提供するため、学校給食従事者の健康管理の徹底と施設・設備等の定期的な保守点検を行い、安全に調理ができるよう維持管理に努める。	維持管理事業	調理場事故(怪我)件数	件	0 0	0 0	0 0	市単独	37,338	36,509	37,940	学務課		
665	学校教育	調理事業(笠間給食センター)	児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するため、食中毒の予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため調理事業者に対し講習会等を実施する。(安全で安心な学校給食を提供) また、児童・生徒に安全で安心な学校給食を提供するとともに、地域資源を活用した食育や地産地消に取り組む。(地域の活性化、健康的な食生活の実現、旬と食文化への理解、生産者との結びつき等)	義務的事業	食中毒発生件数	件	0 0	0 0	0 0	市単独	180,661	181,419	182,620	学務課		
666	学校教育	岩間給食センター管理運営事業	平成14年度から給食を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、職員の健康管理や施設・設備の定期的な保守点検を行い、維持管理に努める。	維持管理事業	調理場事故(怪我)件数	件	0 0	0 0	0 0	市単独	11,196	14,156	9,176	学務課		
667	学校教育	調理事業(岩間給食センター)	学校給食を提供している児童生徒に栄養バランスの摂れた食事を提供し、心身の健全な発達に資するとともに、望ましい食事の習慣を身につけさせる。そのため、調理業務における食中毒予防対策等の衛生管理を徹底するとともに学校給食に対する知識理解を深めるため、給食従事者に対し各種学校給食に関する講習会等の参加依頼及び実施をする。	義務的事業	食中毒発生件数	件	0 0	0 0	0	市単独	108,571	110,001	107,882	学務課		
668	学校教育	岩間給食センター施設整備事業	平成14年度から給食を開始した施設であり、安全で安心な学校給食を提供するため、経年劣化等による施設・設備の改修及び更新に努める。	建設・整備事業	年間給食提供率	%	100 0	100 0	100	市単独	0	0	23,926	学務課		
669	学校教育	特別支援教育支援員配置事業	小学校において障害のある児童に対し、食事・排泄・教室移動補助など学校における日常生活動作の介護を行ったり、発達障害の児童に対し、学習活動上のサポートする「特別支援教育支援員」を配置する。	義務的事業	支援員数	人	13 0	19 0	22	市単独	13,475	21,729	25,740	学務課		
670	学校教育	小学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、小学校の特別支援学級へ就学する児童の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助1／2以内	義務的事業	認定児童数	人	42 0	53 0	70	国補助	1,358	1,708	2,136	学務課		
671	学校教育	中学校特別支援教育就学奨励事業	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨を推進し、義務教育の円滑な実施に資するため、中学校の特別支援学級へ就学する生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費補助金を交付する。 特定財源 国庫補助1／2以内	義務的事業	認定児童数	人	16 0	17 0	13	国補助	897	1,020	547	学務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
672	学校教育	学校生活支援員活用事業	市内小・中・義務教育学校において、学校生活に適應できない児童・生徒に対し、学校生活における指導及び支援を実施するため「学校生活支援員」を配置する。	政策的事業	支援員数	人	4	3	2	市単独	3,653	1,902	799	学務課		
673	学校教育	特別支援教育指導専門員配置事業	特別支援教育指導専門員を平成29年度から新たに設置し、特別支援教諭等への細かな訪問指導・支援を行うことで、教員の質の向上を目指す。	義務的事业	指導専門員数	人			1	市単独	0	0	325	学務課		
674	学校教育	通学支援事業	児童生徒の通学に必要な経費の支援を図ることにより、保護者の負担軽減を図る。 ①路線バス、スクールバスの運行委託料 ・路線バス運行委託料(稲田小学校) ・スクールバス運行委託料(笠間小・笠間中・みなみ学園義務教育学校) ②みなみ学園義務教育学校スクールバス停借地料 ③【通学支援事業】市内小中学校は通学区域が広く、小学校における自転車通学児童は県内最多であり、また中学校においては、ほぼ全生徒が自転車通学となり、登下校の安全を確保するため、ヘルメットの着用を義務付けしている。通学時の安全の確保と保護者負担の軽減を図るため、ヘルメット購入に対し1,300円補助する。また、バス通学等をする小学生に対して、保護者負担の軽減を図るために経費の一部を補助する。	政策的事业	①補助児童生徒数 ②補助児童数	人 人	750 122	795 135		市単独	2,474	2,797	156,002	学務課		
675	学校教育	教育委員会運営事業	教育委員会は、教育長と教育委員による合議制の執行機関で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、学校その他の教育機関の設置・管理、学校教育、社会教育、スポーツ及び文化財等教育に関する事務を管理執行することを職務権限とする。地方公共団体の長から独立した機関。合議制となっているのは、教育関係の事務が、政治的中立や安定性が強く求められることにあります。また、合議制により、地域住民の多様な意見を教育行政に反映させ、より地域に根ざした教育行政を推進していく。	義務的事业	議決数	件	52 0	53 0	45	市単独	2,378	2,347	2,329	学務課		
676	学校教育	小学校運営事務	10小学校、1義務教育学校(南小校舎)の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。	政策的事业	小学校	校	0 11	0 11		市単独	220,775	213,307	107,815	学務課		
677	学校教育	中学校運営事務	5中学校、1義務教育学校(南中校舎)の管理運営に必要な事業経費を計上。本事業の中で学校運営を行っている。	政策的事业	中学校	校	6 0	6 0		市単独	113,599	103,270	61,646	学務課		
678	学校教育	小学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、小学校10校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	維持管理事业	各小学校	校	11 0	11 0		市単独	17,783	18,275	20,352	学務課		
679	学校教育	中学校施設管理事業	学校施設等の環境を維持管理していくため、中学校5校、義務教育学校1校の各種保守点検業務等を実施する。電気設備、消防設備、給排水設備の保守点検、機械警備、植栽管理、清掃委託等	維持管理事业	各中学校	校	6 0	6 0		市単独	14,003	14,324	17,088	学務課		
680	学校教育	小学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、小学校10校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	建設・整備事业	各小学校	校	11 0	11 0		市単独	64,220	52,435	49,955	学務課		
681	学校教育	中学校整備事業	学校施設等の環境を整備するため、中学校5校、義務教育学校1校の修繕、工事、備品購入等を実施し、安全性の確保や施設の長寿命化を図る。	建設・整備事业	各中学校	校	6 0	6 0		市単独	33,531	23,659	27,930	学務課		
682	学校教育	義務教育施設整備基金事業	基金を適正に管理するとともに、基金を活用し教育施設整備に資する事業。	政策的事业	現在高	千円	0 0	0 0		市単独	4	0	2	学務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
683	学校教育	学校給食食材放射能測定事業	東電の原発事故以降、学校給食食材の安全性を確認するために食材の放射性物質測定事業を行っている。	政策的事業	放射性物質の不検出回数	回	0 350	0 357		国補助	180	182	182	学務課	-	平成29年度で事業完了。
684	学校教育	教育情報ネットワークシステム運用管理事業	教育環境の充実に向けて、教職員の校務事務軽量化のため、各学校や教育委員会とを結ぶイントラネットを使用して、笠間市教育情報ネットワークを整備し、校務の軽量化の為に校務支援システムの整備やセキュリティを確保した運用が可能なサーバー等を整備してきた。教職員のICTスキルの向上に向けた事業を実施してきた。	維持管理事業	情報担当者会議	回	1 0	3 0	2	市単独	36,269	36,705	35,248	学務課		
685	学校教育	教育情報ネットワークシステム更新事業	教職員が校務に使用する笠間市教育情報ネットワークシステムの安定した運用の為に、耐用年数を過ぎた機器やソフトウェア等の更新を実施する。	建設・整備事業	機器更新(サーバ)	台	26 0	0 0	0	市単独	15,729	6,559	399	学務課		
686	学校教育	小学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区5小学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	建設・整備事業	給食提供回数	回	0 197	0 197		市単独	5,707	9,538	12,589	学務課		
687	学校教育	交通安全体験事業	小学生の交通安全教育の推進を図るために、小学4年生を対象として交通公園で研修を受講させる事業。	政策的事業	参加者数	人	582	654		市単独	56	67	68	学務課	廃止	交通安全協会など関係団体の協力を得ながら、学校内での研修を充実させることで廃止する。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
688	学校教育	中学校給食設備整備事業	自校方式給食を実施している友部地区2中学校の給食設備を改修工事や購入等により、より安全でおいしい給食の提供ができる環境に整備する。	維持管理事業	給食提供日数	日	0 197	0 197		市単独	15,325	14,973	2,325	学務課		
689	学校教育	笠間中学校武道場建設事業	武道場のない笠間中学校に武道場を建設し、学校環境の統一化を図る。	建設・整備事業			0 0	0 0		国補助	10,974	92,855	158,722	学務課	-	平成29年度で事業完了。
690	学校教育	特殊建築物定期報告業務	3年に一度の定期報告業務であり、特殊建築物に該当する(10小学校、5中学校、1義務教育学校)の校舎、屋内運動場、武道場について、法令に基づき点検を実施し、点検結果を県に報告する業務。	義務的事業			0 0	0 0		市単独	6,466	0	0	学務課		
691	学校教育	小学校校舎エアコン設置事業	昨今の異常気象等による夏季における熱中症などに対する対策の他、教育環境が改善されることにより学力向上を図ることを目的として設置する。	建設・整備事業			0 0	0 0		国補助	0	13,392	0	学務課		
692	学校教育	中学校校舎エアコン設置事業	昨今の異常気象等による夏季における熱中症などに対する対策の他、教育環境が改善されることにより学力向上を図ることを目的として設置する。	建設・整備事業			0 0	0 0		国補助	0	0	0	学務課		
693	学校教育	小学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る	政策的事業						国補助	0	6,023	4,581	学務課		
694	学校教育	中学校理科設備整備事業	理科の学力向上を目的に理科振興備品の整備促進を図る	政策的事業						国補助	0	3,288	2,910	学務課		
695	学校教育	友部第二中学校校舎整備事業	笠間市公立学校施設整備事業計画に基づき、学校施設の環境改善を目的とした老朽改修を実施する。	建設・整備事業						国補助	0	0	6,383	学務課		
696	学校教育	かさまミュージアムバス運行事業	笠間小学校・中学校スクールバスの登校時から下校時までの空き時間を活用し、小学5年生は茨城県陶芸美術館へ、中学2年生は笠間日動美術館へのバス移動を行う。地元美術館での芸術鑑賞等校外学習を行うことにより、芸術に親しむと共に、郷土を愛する心を育む。	政策的事業						市単独				企画政策課		
697	生涯学習	社会教育事業	社会教育行政の円滑な推進を図るため、社会教育委員(12名)並びに社会教育指導員(6名)を委嘱している。 社会教育委員については、H22年度より社会教育の効率的な推進と、会議の活性化を目的に公民館運営審議会委員との併任委嘱しており、社会教育に関するの助言及び公民館における各種事業の企画・調査の審議を行なっている。 社会教育指導員は、各公民館(笠間・友部・岩間)に2名ずつ6名を配置し、家庭教育学級と寺子屋事業及び生活困窮者学習支援事業を担当している。 旧岩間町において、生涯学習推進活動補助金として、地区公民館活動に対し補助していたものを、平成20年度に「笠間市社会教育推進事業補助金交付要綱」として策定し、活動団体に補助していた。その後、要綱を改正し、平成21年度より、団体補助から事業補助とした。平成26年度には社会教育関係団体登録要領を策定し登録の詳細な基準等を定めた。社会教育関係団体に登録している団体に対して、補助額は事業総額の1/2で、50,000円～150,000円の範囲で交付している。平成29年度より、教育次長と社会教育委員2名からなる補助金審査会を設置し、補助金交付が適切な内容であるか否かの判断を行っている。 笠間市内にある各小中学校PTAの相互連携・強化及び共通課題の解決を目的に笠間市PTA連絡協議会を設置している。	義務的事業	事業数(社会教育委員会、家庭教育、寺子屋、学習支援)	件	177 410589	196 654000	198	市単独	14,097	14,149	15,137	生涯学習課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
698	生涯学習	花によるまちづくり事業	環境美化意識や自然を愛する感性を育み、花づくりを通して地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、市内居住の5人以上の希望団体に花苗を配布している。 花苗は6月頃に配付し、団体の植栽や管理状況を審査する「笠間市花壇コンクール」を実施する他、優秀団体の表彰・事例発表なども行なっている。 また、関連事業として、大好きいばらき県民会議主催の「花と緑の環境美化コンクール」があり、市コンクールの優秀団体を推薦している。	政策的事業	参加申込団体数	団体	197	196	183	市単独	951	942	944	生涯学習課	廃止	長期にわたり支援してきた事業であり、地域や団体に定着してきており当初の目的は達成されているため、今後は自主的な活動としての取り組みとする。
699	生涯学習	生涯学習振興基金事業	生涯学習の充実及び生涯学習の振興に資することを目的としている。合併前は友部町歴史民俗資料館の整備などに使用してきた。	内部管理事務	基金充当事業件数	件	0 0	1 0	1		1	1	1	生涯学習課		
700	生涯学習	公民館講座運営事業(笠間)	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し、生活文化の振興に寄与することを目的とする。	義務的事业	講座数 開催数(延べ)	講座回	15 69	16 96	16 66	市単独	626	459	458	公民館		
701	生涯学習	各種団体支援事業	・市民文化の振興と各文化団体の育成と連携及び広く地域の文化向上を目的とした事業活動を行う。【文化連盟】・市民が、日頃の練習成果の発表の場と機会を提供することにより、本市の囲碁・将棋の発展を図るとともに、多くの市民が参加することによって、より豊かな生活文化と市民の連帯意識を高揚する。【囲碁・将棋愛好会】	政策的事业	開催回数 参加延べ人数	回人	70 2000	55 1025	68 3015	市単独	410	464	464	公民館		
702	生涯学習	公民館講座運営事業(友部)	市民の教育の向上、健康増進等を図れるような各種講座を開設し生活文化の振興に寄与することを目的とする。	政策的事业	講座数 開催数(延べ)	講座回	17 70	16 35	19 44	市単独	689	918	526	公民館		
703	生涯学習	公民館講座運営事業(岩間)	社会教育法第20条の目的達成のため、同法第22条の公民館の事業として実施する。	義務的事业	講座数 開催数(延べ)	講座回	13 50	13 50	18 44	市単独	559	622	533	公民館		
704	生涯学習	学校施設開放事業	一般市民に開放できる、多目的室を備える、学校施設(大原小・友部中・岩間中)を開放し、地域住民の社会教育活動の場とし提供している。施設管理及び受付業務は、笠間シルバ人材センターに委託している。	維持管理事業	施設利用者数	人	3458 0	2994 0	2709	市単独	200	163	213	生涯学習課		
705	生涯学習	岩間体験学習館(分校)管理運営事業	岩間体験学習館「分校」は、昭和37年に建設され、昭和57年まで学校として使用されていた。その後、分校の形をそのままに、青年会の活動拠点や地域の集会所として利用されてきた。 昭和60年に、旧岩間町と武蔵野美術大学のサークル「アトリエちびくろ」の共催による宿泊体験事業「図工教室」の活動拠点として活用され、その後、武蔵野美術大学主催事業として、夏と春に実施している。 現在は、青少年の豊かな人間形成や地域社会の活動の場として、岩間地区のみならず、笠間地区や友部地区からも利活用されている。 施設管理業務として、利用者への鍵の貸出、低木剪定、花壇管理・トイレ清掃等の軽微なものは、地元組織に委託している。	維持管理事業	施設利用件数 施設利用者数	件人	250 9844	250 14605	297 14921	市単独	685	670	1,703	生涯学習課		
706	生涯学習	笠間公民館施設管理事業	笠間公民館においては、昭和57年に建設され老朽化が進むなか、利用者が安全安心に利用できるよう管理していくとともに、さらなる利便性の向上を図るため、定期的な点検と必要に応じて改修及び修繕を実施する。	維持管理事業	利用件数	件	3000 0	1465 0	1012	市単独	20,022	13,629	13,629	公民館		
707	生涯学習	笠間公民館運営事業	・公民館運営審議会においては、社会教育法第29条に規定する審議会であり、館長の諮問に応じ公民館における各種事業等の企画実施につき調査審議する。・窓口または電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。・定期利用団体との利用調整。	義務的事业	有料の使用件数 有料の使用料	件円	120 1200000	36 452704	47 677175	市単独	1,277	2,469	1,884	公民館		
708	生涯学習	地区公民館施設管理事業	地区公民館の運営に必要な燃料費や光熱水費等を含む維持管理を行う。	維持管理事業	利用件数	件	3500 0	3991 0	3828	市単独	6,402	6,750	7,816	公民館		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
709	生涯学習	地区公民館運営事業	昭和40年代からの学校統合による土地利用や、土地改良事業の補助による施設整備により、各地区の社会教育の拠点として笠間地区に12施設が設置されている。当施設のより充実した運営を図る。	政策的事業	利用回数(全館) 利用者数(全館)	回 人	3800 53000	3991 47015	3828 48774	市単独	2,575	2,584	2,584	公民館		
710	生涯学習	地区公民館施設整備事業	各地区公民館においては、建設時からの年数もかなり経過しており、老朽化に伴う使用上の障害も見受けられるため、優先順位をつけて改修工事等を行う。	維持管理事業	整備件数	件	0 0	0 0	7	市単独	6,592	17,995	8,388	公民館		
711	生涯学習	笠間公民館リニューアル事業	笠間公民館については、建設時から30年以上が経過し施設の老朽化が進んでいる。将来において公民館施設としての運営を継続していくため、今回、施設全体の改修を計画的に整備していく。	建設・整備事業	公民館利用者数	人	58000 0	27798 0	26872	市単独	23,004	238,459	423,778	公民館	-	平成29年度で事業完了。
712	生涯学習	友部公民館施設管理事業	昭和52年に建築され、老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じての改修、修繕を実施していく。	維持管理事業	利用件数	件	5361 0	5614 0	5128 0	国補助	11,202	12,305	10,450	公民館		
713	生涯学習	友部公民館運営事業	窓口又は電話による適正な貸館の受付、貸出業務と料金徴収。定期利用団体との利用調整。	義務的事业	有料の使用件数 有料の使用料	件 円	199 955455	184 861920	155 769065	市単独	1,852	1,526	1,485	公民館		
714	生涯学習	岩間公民館施設管理事業	市民がいつでも快適に利用できるよう、岩間公民館を維持管理していくための経費(委託費、修繕費)	維持管理事業	利用件数	件	2200 0	2200 0	1195	市単独	1,736	2,821	2,137	公民館		
715	生涯学習	岩間公民館運営事業	笠間市公民館設置及び管理に関する条例。いばらき公共施設予約システムを活用し、正確な事務執行を行う。	義務的事业	有料による使用件数 有料による使用料	件 円	25 60000	25 60000		市単独	548	918	4,083	公民館		
716	生涯学習	笠間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。	建設・整備事業	整備件数	件	0 0	1 0		市単独	610	300	0	公民館		
717	生涯学習	友部公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。	建設・整備事業	整備件数	件	1 0	3 0	0 0	市単独	12,587	657	0	公民館		
718	生涯学習	岩間公民館施設整備事業	快適な施設を利用者に提供できるように施設の修繕を行う。	建設・整備事業	整備件数	件				市単独	1,298	0	0	公民館		
719	生涯学習	家庭教育事業	子ども達の健やかな成長と、家庭における教育力の向上を目指し、市内幼稚園、保育園・保育所、こども園、小学校、中学校、義務教育学校において、家庭教育学級を開設(34学級)している。各学級では、学級長を選出し、学級長を中心に計画を立て、年3回、学級を実施(講演会・視察研修・子育て講座など)している。 また、就学時健康診断や新入児童保護者説明会の際に、子育て講座を実施している。 平成29年度からは、保健センターが実施する3～4ヶ月児相談において、家庭教育講話を行っている。	政策的事業	家庭教育学級開催回数	回	124 0	117 0	118	市単独	229	171	288	生涯学習課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
720	生涯学習	青少年相談員事業	青少年の健全育成を図るため、笠間市青少年センター相談員規則に基づき、笠間市青少年相談員として52名を委嘱している。 相談員の任期は2年とし、主な活動としては、「青少年の健全育成に協力する店」の訪問活動・学校訪問・笠間のまつり等の祭りや卒業式の巡視・自動販売機(有害図書)の立入調査等である。 また、県主催の研修会やブロック会議等にも参加している。	政策的事業	活動に参加した延べ人数	人	2000	2260	237	市単独	981	1,092	1,143	生涯学習課		
721	生涯学習	青少年育成事業	(職業体験事業) 地域の特色ある産業や、職業を見聞・体験することにより、新たな知識や職業感を身につけるとともに、同世代交流を目的に、平成22年度から事業実施となる。 市内小学5・6年生を対象に、ひたちなか市の海上保安庁の巡視船乗船体験等を行なってきたが、平成26年度からは更に拡大し、県内の他の施設でも職業体験を実施していく。 事業見直しにより、平成29年を持って終了となった。 (青少年育成市民会議事業) 笠間地区の青少年育成笠間地区市民会議と岩間地区の青少年育成岩間地区市民の会がそれぞれに活動を行っていたが、平成28年5月をもって、笠間地区の市民会議が解散となった。	政策的事業	事業に満足した割合(職業体験事業)	%	10070	10070	100	市単独	119	118	115	生涯学習課		
722	生涯学習	生活困窮者学習支援事業	厚生労働省が所管する生活困窮者就労準備支援等事業の中の生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業として、平成28年度より実施を開始した。 本来は社会福祉課が実施すべき事業であるが、市内部調整の結果、生涯学習課で実施することになった。このため、生涯学習課としては、あくまでも学習支援という観点から、学習習慣や生活習慣の確立と学習意欲の向上を目的に実施している。 平成28年度は、生活困窮世帯(要保護、準要保護)で、中学3年生とその家庭を対象に実施した。平成29年度からは、中学1年生から3年生までに対象を拡大した。	政策的事業	学習支援事業応募者数 学習支援事業参加者数	人 人		2525	4646	国補助	0	919	1,094	生涯学習課		
723	生涯学習	子ども会事業	地域の子ども達を、心身ともに健全に育成することを目的に、旧市町村単位で活動していた子ども会育成連合会を、平成18年に統合し、笠間市子ども会育成連合会として活動している。 主な事業として、姉妹都市である矢板市との交流会、球技大会、夏休み作品展などがあり、合併前の各地区ごとの連合会事業をそのまま引継いで現在に至る。 事業の参加状況は元々実施していた旧連合会での参加者は多いが、全市に広まらないという現状にある。	政策的事業	参加者の満足度	%	400	420	100	市単独	578	577	573	生涯学習課		
724	生涯学習	成人式事業	成人式は、合併当初は旧市町毎にそれぞれの公民館で開催していたが、平成20年度より、民間施設を借用し、に一箇所で開催していた。しかし、平成27年度に同施設の営業形態が無くなったことで、その年度より、笠間市民体育館へ会場を移し実施している。 成人式の内容は、式典・アトラクション・記念撮影で構成されており、成人者に対する記念品として記念写真を送っている。 また、当日の式典やアトラクションの進行は、該当者で組織する「笠間市成人式実行委員会」が中心となって行っている。	政策的事業	成人式参加者数 実行委員数	人 人	6707	6977	56210	市単独	2,279	2,306	2,988	生涯学習課		
725	生涯学習	笠間図書館施設管理事業	・笠間図書館が築14年を経過し、施設設備の老朽化が進む中、利用者が安全安心に利用し、さらに利便性を高めるため施設設備の保守管理と、必要に応じた修繕を実施する。	維持管理事業	入館者数	人	2800000	2604880	208964	市単独	17,067	18,362	22,528	図書館		
726	生涯学習	笠間図書館サービス事業	・当事業は、図書館法等に則り、以下のような各種サービスを実施する。 ①図書館資料の収集・提供・管理 ②各種の学習情報・機会の提供 ③地域資料・情報の収集・保存・提供 ④音訳資料の提供 ⑤子ども読書活動の推進	政策的事業	入館者数 資料貸出冊・点数	人冊・点	280000570000	260488450084	208964484888	市単独	98,890	42,925	104,936	図書館		
727	生涯学習	笠間図書館改修事業	・日常的な施設設備の運用・快適な環境の維持管理 ・図書館の傷んだ箇所を改修し、施設の長寿命化を図る事業。	維持管理事業	入館者	人	2800000	2604880	208964	市単独	4,318	2,488	0	図書館	-	平成30年度で事業完了。
728	生涯学習	友部図書館施設管理事業	・図書館法に定められた図書館サービスが円滑に実施されるために必要不可欠な事業である。 ・施設設備の保守管理については、一部外部に委託実施している。 ・築24年を経過し、施設設備が老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、定期的な点検と必要に応じた改修、修繕を実施していく。	維持管理事業	入館者数	人	2341440	2281260	189872	市単独	20,533	19,841	20,226	図書館		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
729	生涯学習	友部図書館サービス事業	・図書館サービス事業は、市民の生活に必要な様々な資料・各種講座の提供やギャラリーを利用した情報の発信等広い分野において市民が求める情報を提供し、市民の教養・調査研究・レクリエーション等に資する事業である。 ・「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)の成立により、本市でも平成20年3月「笠間市子ども読書活動推進計画」が策定され、「市立図書館の整備」や「市立図書館と学校図書館の連携・協力」等が方策としてあげられている。	政策的事業	入館者数 資料貸出点数	人点	234144 478204	228126 454256	189872 500767	市単独	1,260	1,434	1,443	図書館		
730	生涯学習	友部図書館改修事業	・築24年を経過し、施設設備が老朽化の進む中、利用者が安全安心に利用、更に利便性を高めるため、必要に応じて改修、修繕を実施していく。	維持管理事業	入館者数	人	234144 0	228126 0	189872	市単独	1,066	1,759	1,071	図書館		
731	生涯学習	岩間図書館施設管理事業	・図書館法に定められた図書館サービス事業が円滑に実施されるために必要不可欠な事業である。 ・施設設備の老朽化が進む中、利用者が安全安心に利用し利便性を高めるため、維持管理を実施していく。	維持管理事業	入館者数	人	117099 0	110995 0	99220	市単独	289	253	140	図書館		
732	生涯学習	岩間図書館サービス事業	・図書資料及び、視聴覚資料の貸出は、図書館法における図書館業務の根幹をなす業務 ・ブックスタート事業やおはなし会を開催し、幼少期から本に親しむ機会を提供する	政策的事業	入館者数 資料貸出冊・点数	人冊・点	117099 210918	110995 200766	99220 212946	市単独	370	480	529	図書館		
733	生涯学習	岩間図書館改修事業	市民センターいわまのリニューアル工事において、空室となるボランティアセンターを学習室として、また、2階北側トイレが改修され閉架書庫が新設されることから、備品を購入設置する。	維持管理事業	入館者数	人		110995	99220	市単独	0	0	0	図書館	-	平成30年度で事業完了。
734	芸術・文化	文化振興事業	市民の芸術・文化に対する関心を高め、主体的な活動の活性化を促すため、各種文化団体の活動を支援する。笠間市文化協会に対して、文化全般の振興と、各種文化団体の交流事業の推進を図るための補助を行う。	政策的事業	団体数 you遊文化スクール参加団体数	団体団体	27 10	24 9	24 19	市単独	559	593	596	生涯学習課		
735	芸術・文化	全国こども陶芸展推進事業	陶芸を通して子ども達の豊かな感性を養い、自由な想像力を発揮する場の提供をすると同時に「陶芸の里かさま」を全国に発信する。また、市内の児童生徒を対象に出展する作品づくりのための陶芸教室を開催している。	政策的事業	作品応募数 展示会来場者数	点人	1319 2828	1559 2901	1684 3350		5,887	6,322	6,606	生涯学習課		
736	芸術・文化	茨城国際音楽アカデミーinかさま事業	世界最高峰の講師陣によるヴァイオリンとピアノのレッスンを8日間にわたり開催し、世界に羽ばたく若手音楽家を育てるとともに、関連プログラムを通して地域のイメージアップと音楽文化の振興を図る。受講生がコンクールで入賞、またはプロとして活躍するなど一定の成果が得られている。	政策的事業	レッスン・コンサート入場者数 入場した市民の割合	人%	2,000 3	4,387 6	4,575 6	国補助	8,748	4,015	4,015	生涯学習課	廃止	音楽技術の向上と国際的に活躍する若手音楽家の育成を目的に、平成17年3月から開催し、述べ793名がアカデミーを受講し、国内外の著名なコンクールで上位入賞するなど成果を残してきた。当初の目的を達成したものとして平成31年3月実施の第15回をもって終了とする。平成31年度からは市民を対象とした芸術鑑賞、音楽祭等により文化振興を図る。
737	芸術・文化	青少年劇場小公演事業	市内小学校に芸術家、アーティストを派遣し、芸術鑑賞や芸術家との共演等で真の芸術に触れる機会を提供し、青少年の豊かな人間形成に寄与する。	政策的事業	観客数	人	2000 0	1985 0	2049	市単独	1,304	1,088	1,195	生涯学習課		
738	芸術・文化	高齢者芸術鑑賞事業	65歳以上の高齢者を対象に芸術文化の鑑賞機会を提供(日動美術館,春風萬里荘入場無料)し、芸術文化に対する意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進する。元気かさま応援基金対象事業	政策的事業	入場者数	人	1800 0	1493 0	1475	市単独	1,200	1,200	1,200	生涯学習課		
739	芸術・文化	市民展覧会・公民館まつり事業(笠間)	市民展覧会は、多くの芸術創作を試みる市民から作品を公募し、広く市民が芸術を鑑賞できる機会を設けるものである。公民館まつりは、公民館を利用する各団体で取得した技術の成果と発表の場を設けることにより、市民相互における文化交流を目的としている。	政策的事業	参加団体数(公民館まつり) 作品点数(公民館まつり)	件点	35 1000	35 310	33 668	市単独	685	676	374	公民館		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
740	芸術・文化	公民館まつり事業(友部)	3館同期間で実施し、団体、個人が取得した技術と成果の鑑賞の機会を設け芸術文化と市民相互の交流を図る。 市民芸能発表会は笠間公民館大ホールで3館合同で開催している。	政策的事業	参加団体数 開催日数	件 日	83 5	81 5	92 4	市単独	116	117	419	公民館		
741	芸術・文化	公民館まつり事業(岩間)	公民館まつりは、公民館を利用する各団体が習得した技術成果の発表の場を設け、市民相互の交流を通して文化交流を図ることを目的としている。	政策的事業	参加団体数 開催日数	件 日	46 5	46 5	37 3	市単独	29	34	33	公民館		
742	芸術・文化	時習館200周年記念事業	笠間藩の藩校「時習館」の創設200周年を記念して特別展及び図録の発行を行うとともに、生誕200周年を迎える笠間藩士小野友五郎に関する講演会や歴史教育用ブックレットの発行を行う。	政策的事業	講演会来場者数	人			170	市単独	0	0	1,808	生涯学習課		
743	芸術・文化	市史研究事業	笠間市の歴史を後世に継承し、郷土意識の高揚を図るため、笠間市の歴史に関係する史料を収集・整理して、収集した史料の保存・活用、市史の研究に努める。	政策的事業	歴史資料展示日数 笠間の歴史探訪掲載回数	日 回	0 90	0 0	32 7	市単独	1,111	1,611	1,119	生涯学習課		
744	芸術・文化	指定文化財保護事業	笠間市に残る文化財の保存・活用を図り後世に継承していくために、文化財の重要事項について笠間市文化財保護審議会で調査・審議し、維持・管理について各消防署と連携して文化財防火デーに合わせて立入検査を実施する。また、指定文化財の修復・維持管理に係る経費に対して一部補助金を交付する。	政策的事業	修復等件数 文化財指定件数	件 件	5 1	4 0	3 1		1,928	1,327	3,609	生涯学習課		
745	芸術・文化	笠間城跡保存整備調査事業	笠間城は、現在に至るまで本格的な調査がおこなわれたことがなかったため、考古学、歴史学などの学術関係者とともに調査を進め、市指定部分だけでなく下屋敷などを含めた近世城、中世城、寺院郡跡の全容を明らかにし、地域全体の保存を図るとともに、県史跡、国史跡の指定を目指す。	政策的事業	報告書印刷数 講演会参加人数	冊 人	300 480	300 103	0 350	国補助	15,292	15,430	10,084	生涯学習課		
746	芸術・文化	埋蔵文化財保護事業	埋蔵文化財は、地域の歴史と文化に根ざした歴史遺産である。その埋蔵文化財を保護するため、埋蔵文化財包蔵地を把握し、開発事業に対して現地確認や試掘調査・発掘調査を実施する。	政策的事業	埋蔵文化財保護件数 報告書印刷数	件 冊		300	300	国補助	4,704	3,168	3,351	生涯学習課		
747	芸術・文化	文化財活用事業	市内には多数の貴重な指定文化財がある。彫刻・工芸品・書籍等の文化財は、普段屋内に保管されており、一般の方が目にする機会がない状況にあるため、文化財管理者の協力を得て、公開日を定め特別に公開することにより、文化財への関心を高めるとともに、笠間を知り学ぶ機会を提供する。公開にあたっては、茨城大学・市史研究員の協力を得て、来場者への対応を行っていく。	政策的事業	入場者数	入場者数	0 0	2380 0	1880	市単独	0	582	296	生涯学習課		
748	芸術・文化	筑波海軍航空隊展示運営事業	映画「永遠の0」のロケにも使用された、旧筑波海軍航空隊司令部庁舎の公開とともに、隊員等の遺品の展示や記録映画を作成し、現存する史跡の保存とその史実を後世に伝える。現在、筑波海軍航空隊記念館の運営は、実行委員会が主体で運営を行い、市が人件費及び運営経費の一部を委託料として支出している。H30年度からは、指定管理者による管理運営となる。	政策的事業	入場者数	人	48000 0	20335 0	18156	市単独	17,076	5,990	5,989	生涯学習課		
749	芸術・文化	歴史展示コーナー整備事業	市民の郷土愛を醸成するため、旧井筒屋旅館2階の歴史展示コーナーを整備する。歴史展示コーナーでは、笠間の歴史や先人を紹介する。	政策的事業	来館者数	人			0	市単独	0	0	172,682,280	生涯学習課		
750	芸術・文化	筑波海軍航空隊記念館整備事業	●強みを生かした産業の創出、市内外のネットワーク機能の強化を目標としている中で、歴史的な価値がある資源(筑波海軍航空隊の司令部庁舎等)の存在と約350万人(年間)の来訪者がある観光都市であること等を要素とし、地域経済の活性化を含めた市内外の交流促進による賑わいの創出を図ることを目指す。 ●筑波海軍航空隊遺構が立地する友部駅から2kmの範囲において、賑わいの創出を図ることを目的とした地域交流センターが平成28年度に完成するとともに、国有地を取得し、平成31年度の供用開始を目指したイベントの実施や憩いの場となる広場の整備を進めている。	政策的事業	進捗率	%			100	国補助	0	0	15,326	生涯学習課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
751	芸術・文化	資料館運営事業	歴史資料・民俗資料等の収集、保存、活用により市民の歴史研究の一助とするとともに貴重な資料を将来に向けて継承していく。	維持管理事業	入館者数	人	1461	1307	1171	市単独	3,056	2,024	3,148	生涯学習課		
752	スポーツ	スポーツ振興事業	市民のスポーツ・レクリエーションの振興を図るため、スポーツ推進審議会を開催し、市スポーツ振興計画の策定・計画の見直しを検討する。その他、スポーツ・レクリエーションの振興に必要な事務を行なう。	政策的事業	審議会開催回数	回	2	2	3	市単独	264	2,054	550	スポーツ振興課		
753	スポーツ	各種スポーツ教室開催事業	市主催のウォークラリー大会・アイススケート教室を開催したほか、B&G水泳大会(B&G財団主催)、スナッグゴルフ大会(JGTO主催)の開催に際し、支援を行った。	政策的事業	参加者数	人	200	200	170		190	194	107	スポーツ振興課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止した。
754	スポーツ	市民運動会事業	将来に向かって夢や希望にあふれる市のさらなる飛躍につなげるため、まちづくりの基礎となる市民が総参加で実施するスポーツの祭典を開催する。	政策的事業	市民参加者数	人		2,500	雨天中止		0	7,453	5,538	スポーツ振興課	見直し	運動会の参加者は、幼稚園、保育所、小中学校の児童生徒が多く、時期的にも各園、学校の運動会と同じ時期に実施しているため、参加対象者やコンセプトについて見直しを図る。なお、平成31年度は第74回国民体育大会(軟式野球・クレー射撃・ゴルフ女子・ゴルフ少年男子・合気道)が開催される時期と重複するため、開催しない。
755	スポーツ	かさま陶芸の里ハーフマラソン大会事業	小学生・親子(2.5km)、中学生(3.5km)、一般(5km、ハーフマラソン)の4種目で23部門に約6,000名の参加者を見込んでいる。参加料として、小・中学生が1,000円(市内在住在学者500円)、親子・一般(5km)が3,000円(高校生1,500円)、ハーフマラソンが4,000円(高校生2,000円)となる。なお、ハーフマラソンは、公認コースによる公認競技会として実施している。茨城県陸上競技協会、市体育協会、スポーツ推進委員、スポーツ少年団などの関係団体と連携し大会を運営する。大会を通して「笠間市」の知名度アップとリピーターの増加を図る。また、参加者の健康増進、体力強化に務めるとともに、競技スポーツとしてのマラソン人口の拡充に資する。	政策的事業	市民参加者数 市外参加者数	人 人	2000 4000	2113 3137	1902 3110		7,820	7,820	7,500	スポーツ振興課		
756	スポーツ	県下中学校交歓笠間市駅伝大会事業	東京オリンピックの開催を記念して始まった中学生対象の駅伝大会であり、平成27年度に第53回を数える歴史ある大会となっている。中学生の健全育成と競技力向上を図ることを目的に開催している。男子 7区間(19.89km) 女子 7区間(15.39km)	政策的事業	参加校数 参加チーム数	校 チーム	50 100	44 107	39 95	市単独	1,459	1,507	1,476	スポーツ振興課		
757	スポーツ	姉妹都市スポーツ交流事業	スポーツイベントを通して姉妹都市交流を市民レベルで行うことにより、相互の理解・交流をより深める。栃木県矢板市で行われる矢板たかはらマラソン大会に笠間市民を派遣し、かさま陶芸の里マラソン大会に矢板市民を受け入れ、相互に大会に参加してもらい交流を図っている。	政策的事業	参加者数	人	40	40	36	市単独	25	30	22	スポーツ振興課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止した。
758	スポーツ	スポーツ推進委員活動支援事業	スポーツ推進委員は、市民の身近な立場からスポーツ振興施策の推進を図る役割があり、各種研修会を通して指導者としての資質向上を図る。スポーツ推進委員数 29名	政策的事業	活動延日数	日	300	300	300	市単独	1,325	1,374	1,435	スポーツ振興課		
759	スポーツ	水戸ホーリーホックホームタウン地域交流事業	茨城県内の水戸市及び周辺市町村並びに産業経済団体等と連携を図りながら、水戸ホーリーホックを組織的、広域的に支援することにより、次代を担う子どもたちの夢を育て、地域に根ざしたスポーツ文化を創造する。	政策的事業	「笠間市民の日」参加者数	人	570	593	846	市単独	32	33	33	スポーツ振興課		
760	スポーツ	スポーツ奨励金事業	笠間市独自のスポーツ奨励金制度により、笠間市を代表して全国大会等に出場した場合に、スポーツ奨励金及び褒状を交付することにより、スポーツの振興を図る。	政策的事業	スポーツ奨励金交付者数	人・団体	60	60	79	市単独	1,017	1,147	1,137	スポーツ振興課		
761	スポーツ	茨城国体推進事業	平成31年に第74回国民体育大会「いきいき茨城ゆめ国体」(茨城国体)が開催され、笠間市においては、正式競技3競技「軟式野球(成年男子)・「クレー射撃(全種目)」・「ゴルフ(女子・少年男子)」、デモンストレーションスポーツ1競技「合気道」を実施する。各競技の運営は、会場地となる自治体が行うこととなるため、国体運営に必要な組織の設置準備から組織運営を行い、茨城国体の成功及びスポーツ・レクリエーション・競技スポーツの振興を図る。	政策的事業	国体実行(準備)委員会開催数 常任委員会・専門委員会開催数	回 回	2 5	2 10	1 11	市単独	623	1,683	4,411	スポーツ振興課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
762	スポーツ	スナッグゴルフ大会事業	毎年開催されるスナッグゴルフ全国大会の出場権を争う、茨城A地区予選会の為のプレ試合として開催することにより、選手の実践的な経験とチームワークの構築を図る。	政策的事業	参加者数(上限あり)	人	140	66	66	市単独	2	44	40	スポーツ振興課		平成29年度にスクラップの判断を行い、事業の一部を廃止した。
763	スポーツ	東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図り、地域の活性化等を推進するための事業を行う。	政策的事業	交流事業実施回数	回			5	県補助	0	0	2,077	スポーツ振興課		
764	スポーツ	学校体育施設開放事業	市民が身近にスポーツを実践することができる場、また、活発な交流が行われるコミュニケーションの場として学校体育施設を市民に開放する。また、27年度から廃校となる学校についても、市民に開放していく。小中学校の学校体育施設 体育館 17施設 グラウンド 17施設 27年度廃校となる学校 体育館 4施設 グラウンド 4施設	政策的事業	利用団体数	団体	180	180	172	市単独	312	617	391	スポーツ振興課		
765	スポーツ	体育施設管理運営事業	地方自治法第244条の2により、公の施設について民間サービスのノウハウを活用することから、指定管理者制度を導入するとともに直営施設についても維持管理を行う。施設管理 体育館 2 グラウンド 10 テニスコート 3 武道館 2 弓道場 1 プール 1	維持管理事業	体育施設数	箇所	19	19	19		93,833	92,646	107,334	スポーツ振興課		
766	スポーツ	市民球場整備事業	笠間市民球場のLED電光掲示板設置工事を行う。	建設・整備事業	実施設計設置工事	件件		1	1		0	3,456	177,336	スポーツ振興課	-	平成30年度で事業完了。
767	スポーツ	スポーツ少年団補助金交付事業	スポーツによる青少年の心身の健全育成を目的に活動しているスポーツ少年団に補助金を交付による支援を行い、組織の強化、活動の活性化を図る。少子化の進行により、団員を確保することが難しい状況になっている。スポーツ少年団数 35団	政策的事業	登録者数(団員・指導者)	人	980	980	831	市単独	1,716	1,768	1,716	スポーツ振興課		
768	スポーツ	体育協会支援・強化事業	笠間市体育協会加盟団体が開催する各種スポーツ大会や各種スポーツ教室を側面から支援し、スポーツの振興を図る。加盟団体数 26団体	政策的事業	登録人数	人	3400	3663	3541	市単独	2,455	2,455	2,455	スポーツ振興課		
769	市民協働・地域コミュニティ	協働のまちづくり推進事業	市民と行政の協働のあり方を示す「笠間市協働のまちづくり推進指針」に基づき、市民一人ひとり、職員一人ひとりが協働とは何かを理解し、協働の推進を図る。	政策的事業	講演会の参加者 ワークショップの参加者	人 人	0 0	80 0	35 35	市単独	85	82	129	市民活動課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止とした
770	市民協働・地域コミュニティ	市民憲章推進事業	笠間市民憲章に基づく市民活動を推進し、市民意識の高揚を図り、「住みよいまち訪れてよいまち笠間」を目指す。市民憲章の5つの条文に沿った活動を実践活動委員会で推進していく。	政策的事業	実践活動	回	5	5	5	市単独	757	417	300	市民活動課		
771	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター整備事業(岩間地区)	地域性や公共施設等の課題など地域の実情を踏まえた複合的な機能を持つ地域交流センターを岩間地区に整備する。	建設・整備事業	地域交流センター利用者数	人	0 0	0 0	11963	国補助	0	228,096	334,469	市民活動課	-	平成29年度で事業完了。
772	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業(友部地区)	JR友部駅南口に隣接した地域交流センターともべは、市民活動の交流拠点となる施設として、135席のマルチホールのほか、健康ルーム、会議室、調理室、カフェを備えている。市民や地域コミュニティ、市民活動団体の情報発信、交流、健康増進、観光の拠点として、地域の活性化を図る。なお、施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用することで、H28.12月から指定管理者へ委託している。	政策的事業	地域交流センター利用者数	人		8557	113340	市単独	0	9,726	45,017	市民活動課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
773	市民協働・地域コミュニティ	地域交流センター運営事業(岩間地区)	JR岩間駅西口に隣接した地域交流センターいわまは、地域交流センターともべと同様に市民活動団体の情報発信、交流、健康増進の拠点に加え、観光拠点の発信の場として地域の活性化を図る。 なお、施設の運営においては、地域の代表者で組織する運営協議会において意見を集約し、民間の知識等を最大限に活用することで、H29.12月から指定管理者へ委託する。	政策的事業	地域交流センター利用者数	人			11963		0	0	8,958	市民活動課		
774	市民協働・地域コミュニティ	地域ポイント制度事業	地域ポイント制度は、協働のまちづくりを推進するにあたり、市民が行う公益的活動等にポイントを付与し、貯めたポイントで施設利用券や地域の特産物等と交換したり、希望する行政施策や市民活動団体の支援に還元することで、市民参加機会の拡充や新たな人材の確保、活動のやりがいや楽しさを創出しながら、市の施策に沿った市民活動、健康増進策、環境保全対策を継続的に支援していくもの。	政策的事業	年間登録者 累計登録者	人 人	320 2,786	326 3,112	250 3,362	市単 独	2,833	2,523	2,312	市民活動課	見直し	ポイント対象の変更等、制度のリニューアルを検討する。
775	市民協働・地域コミュニティ	まちづくり出前講座推進事業	市民による市民の知識を活かした講座や行政の取り組みを紹介する講座を開催することで、市民の学習機会を増やすことにより、市民生活の充実を図り、市民参加の機会を拡充する。	政策的事業	講座受講者	人	4000 0	3910 0	5357	市単 独	0	13	6	市民活動課		
776	市民協働・地域コミュニティ	市民活動助成事業	地域の特性を活かし、市民活動の活性化を図ることを目的に、市民自らがまちづくりの主体として活動していくために必要な経費に対し助成する。対象事業は、団体の設立、NPO法人化を支援する自立促進事業と地域の課題等を解決する事業を支援する地域活性化事業がある。	政策的事業	助成団体	団体	6	6	6	市単 独	1,160	1,250	1,012	市民活動課		
777	市民協働・地域コミュニティ	市民活動支援備品貸出事務(公用車貸出含む。)	子ども会の資源物回収や地域の防犯パトロール等の公益的活動を支援するため、市が所有する公用車を公務に支障のない範囲で貸出す。また、平成25年度から地域での活動に必要な備品についても貸出す。	政策的事業	公用車貸出数(公益活動回数) 備品貸出数	回 回	335 80	215 22	132 17	市単 独	0	0	0	市民活動課		
778	市民協働・地域コミュニティ	NPO団体設立促進・認証事務	市民のニーズが多様化する中、公共サービスを提供する上で、NPOと協働して事業を行う必要性が高まっている。行政は、公平・平等・一律を原則とするため、行政だけではすべてに対応することに限界がある。先駆的・機動力にすぐれたNPOを公共サービスの担い手として、「新しい公共」を実現していく。	政策的事業	年度事業報告	団体	33 0	32 0	34	市単 独	3	0	0	市民活動課		
779	市民協働・地域コミュニティ	大好きかさまネットワーク活動推進事業	大好きいばらき県民運動構想の趣旨を踏まえ、県民運動に積極的に参加するとともに、地域コミュニティの推進と会員相互の連携を図りながら笠間市民と協力し、市民活動を推進する。	政策的事業	ボランティア活動参加者	人	500 0	500 0	585	市単 独	13	15	12	市民活動課		
780	市民協働・地域コミュニティ	行政区事務	地域住民の自主的な誠意に基づくコミュニティづくりの中心であり、行政と地域住民との連携を図ることにより、地域振興の発展を推進する。○区長報酬の支払事務○行政事務連絡交付金の交付事務○区長文書の配達管理	義務的事业	行政区加入率	%	78 0	77 0	76	市単 独	54,601	54,521	56,755	総務課	-	平成29年度の事業スクラップにて、区長文書配送業務及び週報印刷業務の民間委託を実施することとし、平成30年度から実施している。
781	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務(笠間支所)	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は103名、理事10名 ②区長文書の配布	義務的事业	加入率	%	90 0	90 0	90		0	0	0	地域課(笠間支所)	-	平成29年度の事業スクラップにて、区長文書配送業務及び週報印刷業務の民間委託を実施することとし、平成30年度から実施している。
782	市民協働・地域コミュニティ	行政区運営事務(岩間支所)	①市が行う行政事務を円滑に推進するため、一定区において地域住民との連携を密にし、効率的な運営を図る。会員数は69名、理事6名 ②区長文書の配布	義務的事业	加入率の向上(世帯数)	%	69.6 0	68.6 0	63.7	市単 独	0	0	0	地域課(岩間支所)	-	平成29年度の事業スクラップにて、区長文書配送業務及び週報印刷業務の民間委託を実施することとし、平成30年度から実施している。
783	市民協働・地域コミュニティ	地縁団体認可事務	行政区、自治会等が不動産の資産を団体名義で不動産登記ができないという財産上の問題があったが、地方自治法の改正により、市町村長が地縁団体を認可することで法人格を持ち、不動産等を団体名義で保有したり、権利を登記したりできるようになった。認可を希望する団体の相談に応じ、地縁団体としての認証を行う。	義務的事业	市内認可地縁団体数	団体	34 0	34 0	34	市単 独	0	0	0	市民活動課		
784	市民協働・地域コミュニティ	地域コミュニティ創生モデル事業	地域の課題を解消するため、地区や地区の連合体、小学校区単位等で市民自らが主体となって実施する活動に必要な経費に対し、助成する。	政策的事業	助成団体数	団体	7	6	6	市単 独	889	695	997	市民活動課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年度から他事業に統合している。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
785	市民協働・地域コミュニティ	コミュニティ助成事業	宝くじの収入を財源として(一財)自治総合センターが、行政区や自治会のコミュニティ活動に必要な備品の整備と集会所(コミュニティセンター)の整備に対し助成を行っている。・一般コミュニティ助成事業(備品整備) 補助率10/10 限度額1,000千円～2,500千円・コミュニティセンター助成事業(施設整備) 補助率3/5 限度額15,000千円	政策的事業	助成団体助成金	件千円	2 2500	2 5000	1 2500		2,500	5,000	2,500	市民活動課		
786	市民協働・地域コミュニティ	地域集会所建設(増改築)事業	自治活動に必要な地域集会所を新築する場合や既設の集会所を修繕する場合、地元の負担を軽減するため、その経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動の拠点整備を図る。	政策的事業	補助金交付団体補助金額	団体千円	2 621	5 2285	4 1012	市単独	1,191	2,285	1,012	市民活動課		
787	市民協働・地域コミュニティ	地域課題解決支援モデル事業	地域における人材の活躍を促進し、地域の維持・活性化を図るため、地域全体で課題の調査、把握、解決方法を議論し、具体的な活動を行う地域における各種団体等の連合体を支援することにより、先行的な地域組織のモデルの構築を図る。	政策的事業						市単独				企画政策課		
788	女性活躍推進	第3次男女共同参画計画策定事業	第2次笠間市男女共同参画計画が平成29年度で終了することから、今後の笠間市における男女共同参画社会の形成及び女性の活躍推進に向けて取組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するため、国の4次計画及び県の3次計画の方向性を踏まえ、平成30年から平成34年を計画期間とする第3次笠間市男女共同参画計画を策定する。	計画策定事務	第3次笠間市男女共同参画計画の策定	個	0 0	0 0	200(概要版:0,000)	市単独	0	0	1,763	秘書課	-	計画の策定を終えたため、平成29年度で事業完
789	女性活躍推進	男女共同参画事業	・男女共同推進講座 関係団体と協働で男女共同参画意識の啓発のための講座を開催する。 ・男女共同参画推進連絡協議会会報紙の作成	政策的事業	講座等へ参加数 男女共同参画作品の応募者数	人	120	132	160 1,662	市単独	653	542	432	秘書課	廃止(統合)	誰もが地域の中で生き生きと暮らし、活動できる社会を目指し、さまざまなライフスタイルに合わせたワークライフバランスの実現を図るため、本事業と「女性の活躍応援事業」、「ユニバーサルデザインによるまちづくり事業」を統合し、「多様な生き方支援事業」とする。
790	女性活躍推進	女性の活躍応援事業	・出産や育児等により離職した保育士や看護師等の資格を持つ女性の復職支援のため研修会を実施する。 ・職場や地域での女性リーダーの育成のため、女性が働きやすい職場づくりのため、市内事業者や市内の女性に対して女性の活躍講演会を実施する。 ・男性の意識改革に関する講座を開催する。 ・女性リーダー養成補助金 職場や地域における女性リーダーを育成するため、研修経費等の一部を補助する。	政策的事業	復職をした、又は検討した女性の数 審議会等の女性委員の割合	人%	4	3	28.8	市単独	338	404	459	秘書課	廃止(統合)	誰もが地域の中で生き生きと暮らし、活動できる社会を目指し、さまざまなライフスタイルに合わせたワークライフバランスの実現を図るため、本事業と「男女共同参画事業」、「ユニバーサルデザインによるまちづくり事業」を統合し、「多様な生き方支援事業」とする。
791	国際化	英語教育プログラム交流推進事業	近年の国際化に伴い市内においても在住外国人が増えており、互いの文化や考え方の違いを尊重し認め合い快適に生活できる地域社会を築くことが必要となっているため、国際交流員(CIR)を活用し、幼児を対象に英語に親しむ活動をとおり、国際理解を深める。	政策的事業	国際交流員派遣回数	回	0 0	60 0	62		0	4,186	4,430	市民活動課		
792	国際化	国際交流事業	市民の国際理解の促進、国際的視野を持つ人材育成、外国人が住みやすい環境の整備など、国際化に的確に対応したまちづくりを推進する。	政策的事業	国際交流事業への参加者	人	1000 0	1000 0	317	市単独	1,087	626	618	市民活動課		
793	人権尊重	人権同和对策事業	多種多様な人権問題に関わる理解と認識を深めるとともに、一人ひとりが尊重しあう心を育みながら、平等で平和に暮らせる社会づくりを目指す。	政策的事業	講演会参加人数 職員研修参加人数	人	0 0	0 0	111 83	市単独	2,205	1,940	2,009	社会福祉課		
794	人権尊重	人権擁護委員協議会事業	市民の抱えるさまざまな人権に関する問題を解決に導いていくため、啓発活動を実施するとともに人権相談体制の充実や人権教室による児童への教育、啓発を実施する。	政策的事業	相談件数 人権教室児童数	人	40 750	46 735	42 667	市単独	707	707	704	社会福祉課		
795	人権尊重	人権教育事業	市民の人権教育の高揚を図ると共に、人権問題に対する理解と認識を高めるために年1回、人権教育講演会を開催している。 講演会の聴講者として、週報、HP、ポスターやチラシを通じて広く募集を行っている。また、社会教育委員、幼稚園、保育所、保育園、こども園、小・中学校、義務教育学校、子ども会役員、青少年相談員、市民の会役員、民生委員等にも呼びかけをしている。		人権講演会参加人数	人	64	200	111	市単独	256	311	261	生涯学習課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
796	移住・交流	笠間版CCRC推進事業	生涯活躍のまち(笠間版CCRC)の実現に向け、事業計画の作成、計画に基づく施設整備、生活を支える主体の設立及び運営、移住者確保等に向けたPRや移住促進事業等を実施する。 【全体概要】 人口減少(首都圏への転出を中心とした社会減 平成27年社会増減率▲0.34%)、全国平均を上回る高齢化(28.4% 平成27年現在)に対応したまちづくり及び高度経済成長期に造成された戸建住宅団地のリタイアメントコミュニティ化が課題となっている。また、2025年をピークに65歳以上人口の総数が減少に転じる可能性があり、人口減少の加速化の抑制も課題となっている。 そのような中で市の現況を踏まえ、基本理念を、笠間市全体に波及する将来に希望をもち、安心を感じる「笠間暮らし」を創出することとし、この理念に向けて、新規に構築するコミュニティのビジョンを、市の特性を十分に生かした「芸術・知的・健康空間の構築」として設定する。また、本市が構築していく生涯活躍のまち(笠間版CCRC)は、居住者が市全体を活動の場とする考え方と単一のコミュニティだけではなく、市内全域に広がっていく「まちまるごとの生涯活躍のまち」の構築を方向性とする。	政策的事業	居住世帯数 ヘルスケア関連産業 創出件数	世帯 件	0 0	0 0	0 0	国補助	0	13,133	7,330	企画政策課		
797	移住・交流	クラインガルテン事業	農業・農村の有する多面的機能を十分に発揮し、地域農業の活性化を図るため、滞在型市民農園(クラインガルテン)施設を核に都市住民の往来を促し、都市と農村の交流を通した豊かな農村づくりを目指す。 【経緯】 ・H18.3.1 指定管理者(JA茨城中央)に一部施設(農産物販売所、そば処)の管理運営を移管。 ・H19.4.1 指定管理者(JA茨城中央)に農園施設、クラブハウス外、施設全体の管理運営を移管。 ・H23.4.1 指定管理者(JA茨城中央)に農園施設、クラブハウス外、施設全体の管理運営を指定。 ・H26.8.1 JA茨城中央が合併しJA常陸となり、新法人として施設全体の管理運営を再指定。 ・H28.4.1 指定管理者(笠間市農業公社)に農園施設、クラブハウス外、施設全体の管理運営を指定。 (はたらの里づくり事業補助金は平成23年度で終了)	維持管理事業	農園利用者数 そば処収支	区画	0 0	95 ▲1,085 千円	89 ▲2,309,374	市単独	1,089	1,090	1,094	農政課		
798	移住・交流	定住化促進事業	少子・高齢化による人口減少の解消を目指し、本市への定住化を促進するため、お試し居住、移住体験ツアーを実施するとともに、首都圏を中心に笠間市のPRを行う。	政策的事業	笠間市の人口(前年度の3月31日現在) 移住体験施設利用者数	人 人	76411 0	75866 0	77271 20	国補助	0	4,816	5,091	まちづくり推進課		
799	移住・交流	地域おこし協力隊事業	平成21年度から総務省が取り組んでいる地域おこし協力隊事業を活用し、都市部に在住する意欲ある人材を受け入れ、最長3年の活動期間の中で、地域活性化を目的とした、地域力の維持・強化につながるような地域おこし活動を実施する。また、活動期間終了後に、地域おこし協力隊自身の定住及び起業等を目指す。	政策的事業	移住者数(協力隊) 地域おこし協力隊主催事業参加者数	人 人	3 150	4 1915	5 630	市単独	8,748	14,226	12,686	まちづくり推進課		
800	移住・交流	グリーンツーリズム推進事業	本市が有する豊かな農村資源を活用し、都市住民と農村地域住民の交流を促進することにより地域活性化を図る。H28年度から事業を笠間市農業公社へ委託しており、民間の自由度の高さを取り入れた魅力的な事業実施を推進する。	政策的事業	二地域居住者数 会員制体験農園会員数	人 組	15 9	15 9	13 8	市単独	70	0	71	農政課	-	平成30年度からクラインガルテン事業に統合している。
801	ライフイベント	出会い創出支援事業	結婚を望む者が自分にあった相手を見つけることができる機会を得られるよう「いばらき出会いサポートセンター」と連携を図る。	政策的事業	カップル成立数 カップル成立率	組 %	13 11	34 34	15 38	市単独	86	375	277	市民活動課		
802	ライフイベント	出会い創出支援事業 (地域少子化対策)	笠間市、城里町、栃木県益子町、茂木町の1市3町連携により結婚希望者を支援し、少子化対策を推進する。	政策的事業	サイト閲覧数 成婚・婚約組数	回 組	3600 2	3600 1	13063 0	市単独	1,243	1,517	1,067	市民活動課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止とした
803	ライフイベント	特定不妊治療費補助事業	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。 体外受精・顕微授精(特定不妊治療)とも1回につき限度額100,000円とし、治療機関の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは、通算6回までの補助。治療期間の初日における妻の年齢が40歳から42歳であるときは、通算3回までの補助をする。また、男性不妊治療は、1回につき限度額50,000円を上乗せし補助をする。	政策的事業	不妊治療費助成実人数 不妊治療費助成延人数	人 人	35 55	47 75	36 48	市単独	6,000	6,741	3,979	健康増進課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
804	広報・広聴	情報公開制度管理事務	笠間市情報公開条例の規定に基づき、市の保有する情報の公開を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする。	義務的事業	不服申し立ての件数	件	0 0	1 0	0	市単独	80	70	80	総務課		
805	広報・広聴	広報かさま発行事業	行政情報や生活情報などのさまざまな情報を市民にわかりやすく提供し、市民と行政が情報を共有することで、協働のまちづくりを推進する。 「広報かさま」は毎月発行し、年間12回発行する。 「広報かさま お知らせ版」は、月3回発行し、年間36回発行する。	政策的事業	広報かさま発行部数	枚	27200 0	27200 0	27200	市単独	10,327	9,044	12,624	秘書課		
806	広報・広聴	ホームページ管理運営事業	市民及び市外からの閲覧者に対して、見やすくわかりやすい行政情報や観光情報を提供するため、ホームページを管理運営する。他の広報媒体(広報紙など)と比較して、公開するまでに時間がかからない、文書量の制約がないというメリットがある。	政策的事業	ページアクセス件数 フェイスブック フォロワー	件人	1378181 1689	2068140 2269	2379617 3184	市単独	2,046	3,335	1,858	秘書課		
807	広報・広聴	笠間PR事業	笠間市の施策や事業、催事など情報を各課と協力しながらより多くのメディアへ情報提供を行う。また、ホームページやメール、Facebook、動画配信など、多様な手法の活用と併せ、笠間応援大使を通じて情報の発信力を高め、笠間市のイメージアップを図る。	政策的事業	新聞等掲載回数(笠間市関係)	回	996	1,113	1,341	市単独	1,810	3,289	2,730	秘書課		
808	広報・広聴	モニター広告事業	市民ニーズの高度化・多様化に伴い、従来の広報(紙ベースの市の情報、ホームページの運用)以外の新たな情報媒体の活用が必要とされている。そのため、市の情報発信と併せて、有料広告を掲載する情報発信型広告となるモニター広告を市役所及び各支所に設置し、市役所に来た人にモニター及び音声で行政情報を提供する。長田広告(株)と協定を締結し、広告の募集、デザインの作成は事業者が行うため、財政的負担がなく、少額ではあるが事業収入がある。	政策的事業	行政情報設置個所	件箇所	89 3	91 3	87 3		0	0	0	秘書課		
809	広報・広聴	まちなかガイドシステム運営事業	本市は、市内外の方が楽しめる豊富な地域資源を有しており、陶炎祭など県内有数の集客を誇るイベントも開催されている。人口減少化におけるまちづくりを進めて行く上では、年間を通した来訪者の獲得を含めた交流人口の増加及び消費行動の促進等による地域経済の活性化は重要な要素となる。 また、災害発生時における適切な避難誘導をはじめ、行政や生活情報などの様々な情報を、迅速に多くの市民に伝えていくためには、ICTの活用による手段を整備しておく必要がある。 これらの課題に対応するため、地域資源等の魅力や必要な行政情報等を効果的効率的に発信するシステムの構築を図り、地域の活性化を図ることを目的としてシステム運用を行っている。	政策的事業	ダウンロード数 登録コンテンツ数	件件	1186 183	1395 226	1452 226	市単独	4,879	2,501	842	秘書課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、廃止とした

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
810	広報・広聴	笠間と東京圏をつなぐ会事業	少子高齢化社会の到来、人口減少社会が予測される中で、地方創生の考えのもと、観光客の増大、二地域居住・移住希望者の受け皿となるため、東京圏生活者に対して本市情報提供を強化し、知名度を向上させる手段の構築が急務となっている。 このことから、東京圏にお住まいの本市出身者、または本市にゆかりのある方々から、「東京圏に住んでいるからこそ」言える意見、「選ばれるまちを創る」ための意見を市政に反映させるため、笠間らしさを考える交流会、「笠間と東京圏をつなぐ会／東京笠間ゆかりの交流会」を開催する。	政策的事業	交流会参加者数	人			71	市単独	0	0	1,598	秘書課	見直し(縮小)	本事業については、2年間実施し、笠間市にゆかりのある東京圏在住者と一定のつながりができた。このことから次回は平成32年度以降に開催することとしたため、縮小の評価をした。
811	広報・広聴	新年賀詞交歓会事業	年の初めに、まちづくりの第一線で活躍する人たちが一堂に会し、賀詞交歓会を開催する。 ・笠間市表彰・講演等を同時に実施する。	政策的事業	出席率(参加者数／案内状送付者数)	%	500	45.60	50.4	市単独	1,483	1,449	1,552	秘書課		
812	広報・広聴	広聴事業	電子メールや意見箱を活用し、市民の意見・提案の収集を行う。市民の意見・提案を的確に把握することによって、市民の声を市政に反映できる。	政策的事業	電子メール意見数 意見箱意見数	件 件	22433	22426	2479	市単独	41	1,288	242	秘書課		
813	広報・広聴	広聴事務(加速化交付金)	少子高齢化社会の到来、人口減少社会が予測される中で、地方創生の考えのもと、観光客の増大、二地域居住・移住希望者の受け皿となるため、首都圏生活者に対して本市情報提供を強化し、知名度を向上させる手段の構築が急務となっている。 このことから、首都圏にお住まいの本市出身者、または本市にゆかりのある方々から、「首都圏に住んでいるからこそ」言える意見、「選ばれるまちを創る」ための意見を市政に反映させるため、笠間らしさを考える交流会、「笠間と首都圏をつなぐ会」を開催する。 また、平成27年度から開始した「U活プロジェクト:首都圏に在住する本市出身大学生を対象とした市政懇談会及び地元大学生を対象とした懇談会」を本年度も実施し、意見収集を実施していく。	政策的事業	意見数 反映数	件 件	00	453		国補助	0	0	0	秘書課	-	平成29年度で廃止済。
814	行政運営	税務諸証明の交付及び市税相談(笠間支所)	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	義務的事业							0	0	0	地域課(笠間支所)		
815	行政運営	税務諸証明交付及び市税相談事務(岩間支所)	地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付しなければならない。なお、諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	義務的事业						市単独	0	0	0	地域課(岩間支所)		
816	行政運営	行政不服審査制度事務	行政不服審査法が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正は、不服申し立てに対する審理手続きの公平性・透明性を向上させ、より客観的かつ公正な審理手続きを定めるなど不服申立人の手続保障が強化されました。笠間市においても審理員制度や第三者機関の設置など制度に則した適正な手続きを行うための体制を構築します。	義務的事业						市単独	0	40	0	総務課		
817	行政運営	印紙・証紙取扱事業	パスポート発行事務及び法務局出張所の市役所内開設に伴い、パスポート受領時及び登記事項証明書等申請時に必要な収入印紙及び茨城県収入証紙を売りさばく。	内部管理事務	収入印紙売上高 収入証紙売上高	円 円	23400000 4350000	21697150 4706650	21,971千円 4,403千円		20,771	24,800	26,450	会計課		
818	行政運営	郵便等発送事務	各課への郵便の仕分け、各課から集約された郵便物の発送業務を行う。	内部管理事務	後納はがきの利用使用枚数	枚	264856	257162	255000	市単独	28,990	30,907	32,298	総務課		
819	行政運営	戸籍事務(笠間支所)	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	戸籍謄・抄本、除籍、原戸籍謄抄本交付件数 戸籍届出件数(出生、死亡、婚姻、離婚等)	件 件	4995443	4849482	4556522		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		
820	行政運営	住民基本台帳等事務(笠間支所)	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わせて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事业	住民票・諸証明・住基・電子証明交付件数 転入・転出等届出受付及び処理件数	件 件	77691373	83901424	80081385		0	0	0	市民窓口課(笠間支所)		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
821	行政運営	印鑑証明事務(笠間支所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	印鑑証明書交付件数 印鑑登録件数	件 件	7106 665	6953 640	6582 600		0	0	0	市民窓口課 (笠間支所)		
822	行政運営	戸籍事務(岩間支所)	戸籍は、日本国民の親族的な身分関係を登録し、公証する公簿である。地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であり、戸籍事務を支所で受け付けることにより、本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	戸籍謄・抄本、除籍、 原戸籍謄抄本交付件数 戸籍届出件数(出生、 死亡、婚姻、離婚、 その他の届出)	件 件	3138 312	2965 285	2818 311		0	0	0	市民窓口課 (岩間支所)		
823	行政運営	住民基本台帳等事務 (岩間支所)	市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他住民に関する事務の処理の基礎とすると共に、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、合わせて住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。市長の責務である住民基本台帳に関する事務を、支所で受け付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	住民票・諸証明・住基・ 電子証明交付件数 転入・転出等届出受付 及び処理件数	件 件	4955 1051	5246 931	5169 988		0	0	0	市民窓口課 (岩間支所)		
824	行政運営	印鑑証明事務(岩間支所)	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録及び証明の交付をする。支所で受付けることにより本所まで行かなくても済み、住民サービスに寄与している。	義務的事業	印鑑証明書交付件数 印鑑登録件数	件 件	4327 421	4327 419	4217 414		0	0	0	市民窓口課 (岩間支所)		
825	行政運営	積算システム管理事業	茨城県土木設計積算システム共同利用運営協議会に加入し、システム使用に関するサービス等の提供を受けることにより、県内自治体における積算基準・単価データ利用の標準化及び設計積算事務の効率化が図れる。	建設・整備事業	利用課数	課	7	7	7	市単独	2,348	2,000	2,000	建設課		
826	行政運営	税務諸証明交付事務	・地方税法第20条の10等により、地方団体の徴収金に関する事項について証明書を交付する。 ・市民の利便性向上のため、コンビニ交付により証明書を発行する。 ・諸証明の発行にあたり、地方自治法及び笠間市手数料条例により手数料を徴する。	義務的事業	証明発行件数 手数料徴収額	件 千円	25640 7351	25823 7299	25765 7214	市単独	98	395	496	税務課		
827	行政運営	戸籍謄本・抄本交付事務	戸籍は、日本国民の親族的身分関係を記録登録し、国籍を公証する唯一の制度である。戸籍事務については、国からの法定受託事務であるため、戸籍法等関係法令に基づき、戸籍関係証明書の交付を行う。 全部・個人事項証明書手数料 450円 除・原戸籍謄抄本手数料 750円 届出受理証明書手数料 350円 死亡証明書手数料 350円 身分証明書手数料 300円 独身証明書手数料 300円 その他の証明書手数料 300円	義務的事業	戸籍証明発行件数 (有料) 戸籍証明発行件数 (無料)	件 件	22000 6600	19314 6463	18437 5307	市単独	775	1,043	848	市民課		
828	行政運営	戸籍各種届出受付審査事務	婚姻届や出生届等、窓口に出届された届書や他市町村から送付を受けた届書を審査受理、戸籍等に記載、関係市町村に送付を行い、翌月に法務局に送達を行う。	義務的事業	本籍受理件数 非本籍受理件数	件 件	2150 360	2025 392	2095 368	市単独	0	0	0	市民課		
829	行政運営	住民基本台帳証明交付事務	住民に関する記録の適正な管理を図ることを目的に住民基本台帳法が定められている。 窓口・郵送申請により、各種証明書を交付する。 窓口総合案内 転入・転出等各種住民票異動届出の受理・更新をし情報を正確に最新の状態に保つ。 死亡の届出をする者に対し、届出書の受理審査と埋火葬許可の受付をし許可書を発行する。オンラインで斎場の予約確認をし、確定させる。	義務的事業	住民票・諸証明発行 転入・転出等届出受付	件 件			34091 7281	市単独	3,496	4,274	6,149	市民課		
830	行政運営	印鑑登録・証明事務	笠間市印鑑条例に基づき、住民基本台帳法により本市の住民基本台帳に記録されている者の印鑑登録、登録管理及び印鑑登録証明書の交付をする。 証明手数料 300円 再交付手数料 500円 手数料 300円 新規交付	義務的事業	証明書発行件数 新規登録件数	件 件	27000 1800	24100 1669	23412 1619	市単独	186	377	319	市民課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
831	行政運営	戸籍システム管理事業	適正な戸籍事務及び戸籍管理のために、電算システムを構築し、戸籍を安全に運営・管理・保管している。	義務的事業	新戸籍編成数 戸籍全部消是件数	件 件	600 590	577 600	541 566	市単独	12,996	12,997	12,996	市民課		
832	行政運営	旅券事務	一般旅券の申請を審査し、県へ送付し作成されたパスポートを交付する。 10年用パスポート 16,000円 5年用パスポート 11,000円 子供用パスポート 6,000円 記載事項変更パスポート 6,000円	義務的事業	交付件数	件	1500	1457	1513	市単独	1,881	1,943	1,870	市民課		
833	行政運営	証明書自動交付機運営事業	マイナンバーカードを利用し、コンビニ交付機と同様の機械を庁舎内に設置し各種証明書交付することにより住民の利便性と窓口の混雑緩和を図る。	政策的事業	住民票等交付件数 印鑑証明書交付件数	件 件		36 50	61 136	市単独	0	3,785	727	市民課		
834	行政運営	窓口サービス向上事業(行政経営課)	転入・転出・出生の手続きをワンストップで提供するために、総合窓口を設置する。	政策的事業	検討会議の開催 先進自治体等の視察	回 回			9 1		0	0	0	総務課		
835	行政運営	証明書コンビニ交付事業	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアで証明書交付をすることにより市民の利便性を図る。	政策的事業	住民票等交付件数 印鑑証明書交付件数	件 件		147 126	339 361	市単独	0	7,672	4,749	市民課		
836	行政運営	働き方改革推進事業	全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠であり、本市においても取り組むべき重要な課題であることから、業務の効率化、時間外勤務の縮減、年次休暇取得の推進を図り、仕事と生活の両立・調和を目指し、働き方や仕事の進め方などの改革を推進していく。 意識醸成への取組は継続して行う必要があるが、研修等の事業実施期間は3カ年とし、以降は実践状況を勘案しながら判断する。	内部管理事務	H28年度時間外勤務手当決算額に対する縮減率 年次休暇取得日数	% 日			△22(選挙事務を除く) 11.2	市単独	0	0	493	秘書課		
837	行政運営	組織・職員定数管理事務	少子高齢化・人口減少社会に移行し財政状況が一層の厳しさを増す中で、地方分権の推進や多様化・高度化する市民ニーズに的確に応えていくためには、経常経費の抑制に努める必要がある。簡素で効率的な行政運営を推進するため、行政組織機構の適正化を推進するとともに、定員管理の取組により義務的経費の抑制を図る。	内部管理事務	普通会計一般行政職員一人当たり市民数(常住人口) 職員削減率(合併時から)	人 %	190 -16	190 -17	186.8 -17.2	市単独	5	9	24	秘書課		
838	行政運営	職員研修事業	「笠間市職員人材育成基本方針」に基づき、これまでの行政運営を見直しスピード感や創意工夫、分かりやすさの追求といった行政改革の視点に立った行政運営に資するため、毎年度研修計画を作成し、職員の意識改革と資質向上を目的とした人材育成に努めている。	政策的事業	受講者(延べ人数)	人	1,430	1,262	1,358	市単独	4,805	5,919	4,636	秘書課	見直し	新規採用職員研修をはじめとする各種研修のメニュー・方法等を見直し、職員の資質向上に必要とされるものを企画していく。
839	行政運営	人事評価制度管理事務	本市は平成19年度から制度を導入し、職員の評価を給与等の処遇に反映させるほか、評価結果を評価者にフィードバックし所属職員の能力向上につなげるなど、人材育成型の人事評価制度を実施している。	内部管理事務	評価対象職員	人	710	704	668	市単独	0	0	0	秘書課		
840	行政運営	情報系システム機器更新事業	情報系システム及びネットワークの安定・安全運用のため、定期的にサーバ・ネットワーク・端末機器の更新を行う。	政策的事業	パソコン端末更新率 サーバ機器更新率	% %	0 0	0 0	0 0	市単独	51,589	29,565	20,483	総務課		
841	行政運営	基幹系システム管理事業	〇市役所内で必要不可欠である電算システムについて、年間を通して安定的に稼働できるよう点検、機器の保守作業を行う。【住民情報システム28業務】・住民記録関連システム・税収納関連システム・保健関連システム・福祉関連システム	維持管理事業	システム利用不可システム・機器故障件数	日 件	0 0	0 0	0 0	市単独	67,869	66,881	65,547	総務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
842	行政運営	情報系システム管理事業	○職員間での情報の共有化及び職員が効率よく業務を行うことができるよう端末を原則一人1台配置し、庁内イントラネットでシステムを構成している。	維持管理事業	故障回数 システム停止数	回 日	0 0	0 0	0 0	市単独	21,765	22,213	19,970	総務課		
843	行政運営	基幹系システム機器更新事業	○住民情報システムで使用している基幹系システムのクライアントPC、プリンタの定期的な更新	維持管理事業	基幹系システムクライアントPC更新 基幹系システムプリンタ更新	台 台	0 1	0 0	3 0	市単独	1,568	0	865	総務課		
844	行政運営	公衆無線LAN管理事業	市民向けのサービスとしてH26年度に公衆無線LAN wifi free-spotを10箇所整備した。無線LANルータの管理・更新の他、有害なコンテンツをブロックするためのフィルタリングサービスを行う。 【設置場所】 本庁、友部図書館、笠間図書館、友部公民館、笠間公民館、笠間支所、3保健センター、岩間支所	維持管理事業	月平均利用者数	回	500	530	720	市単独	0	0	54	総務課		
845	行政運営	個人情報保護制度管理事務	笠間市個人情報保護条例の規定に基づき、市の保有する個人情報を適正に管理する。また、開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに公正で信頼される市政の推進を図る。	義務的事業	不服申し立ての件数	件	0	0	0	市単独	0	0	2,970	総務課		
846	行政運営	光ファイバ網運営事業	笠間市が所有する光ファイバ網をNTT東日本に貸し出し、民間事業者による光サービス未提供地区に、光ファイバによる高速ブロードバンドサービスをNTT東日本が提供する。	政策的事業	巡回点検 ケーブル張替	4回 件	4 60	4 60	4 55		23,560	31,743	25,875	総務課		
847	行政運営	伝送路管理事業	本所、支所及び出先機関を結ぶ光ケーブルネットワークの維持管理。 笠間地区、岩間地区は笠間市所有の光ファイバ網、友部地区はNTT東日本の光サービス、本所と支所間はいばらきブロードバンドネットワークで運用。	維持管理事業	ケーブルの張替	件	5	5	1	市単独	17,138	17,470	16,144	総務課		
848	行政運営	電子入札システム共同利用事業	市発注工事等の入札をインターネットを利用し実施する。	政策的事業	落札比率	%	95	95	95	市単独	2,254	2,257	2,271	財政課		平成29年度にスクラップの判断を行い、職員の入札立会を廃止した。
849	行政運営	入札参加資格共同受付事業	茨城県及び他の自治体と共同で電子・紙での入札参加資格申請を共同で行う。	政策的事業	共同受付利用者率	%	40	62	62	市単独	446	852	525	財政課		
850	行政運営	自治体クラウド・共同アウトソーシング事業	○茨城県及び県内市町村で電子申請届出システム、公共施設予約システム、茨城県域統合型GISを共同運用している。さらにH23年度から業務システム等のクラウド化に向けた調査検討を行っている。 ①電子申請届出システム・インターネットを利用し受け付けるシステム:取扱業務数65件 ②公共施設予約システム・公共施設の予約及び空き状況の確認を自宅のPCや携帯電話から行える。施設数:15施設 ③茨城県域統合型GIS・地図をベースに行政サービスなど多くの分野で効率的な活用ができる基盤システム ④いばらきグループウェア共同システム・グループウェアをクラウド環境で共同利用するシステム	政策的事業	市民利用回数 職員利用回数	件 件	350 8000	350 8000	350 8000	市単独	2,845	2,860	14,487	総務課		
851	行政運営	マイナンバー制度事業	住基ネットワークシステム等に関する保守管理及び、マイナンバー法施行に伴う、個人番号の付番、通知カード、マイナンバーカードの交付、更新事務、記載事項の追記事務、さらに個人認証に関する委任事務を行い、マイナンバーカードの早期普及を目指し社会的な利便性の向上に努める。	義務的事業	カードの発行件数	枚	0	5880	1680	国補助	0	20,868	13,735	市民課		
852	行政運営	笠間市情報化基本計画進捗管理事務	笠間市情報化基本計画が策定後5年が経過し、情勢の変化や課題も浮き彫りになってきたため、より一層の行政サービス利便性向上、行政運営の効率化を目指し第2次情報化基本計画を策定することとした。	政策的事業	第2次情報化基本計画書作成	式	0	0	0	市単独	0	0	0	総務課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
853	行政運営	社会保障・税番号制度運用事業	社会保障・税番号制度の笠間市の窓口として、国や県等と各担当部署及びシステム会社との調整。	義務的事業						市単独	0	0	4,988	総務課		
854	行政運営	行政評価事業	限りある行財政資源の有効活用、総合計画の進行管理及び市民への情報公開を目的として、施策評価を実施する。また、施策を構成する事務事業について、スクラップについての判断を行う。	政策的事業	スクラップ事業数	件				市単独	1,745	2,039	1,244	総務課	見直し	平成30年度から行政評価の実施方法の見直しを図り、各課の評価に係る負担を軽減しているが、今後、さらなる負担の軽減及び効果的な行政評価の実施を図るため、各事務事業の目標指標を絞り込む等の整理を行う。また、財務会計システムと行政評価システムを統合し、データの連携を図ることで、効率的・効果的な行政評価を実現する。
855	行政運営	行政改革推進事業	効率的で効果的な行政運営の確立に向けて、行財政の改革を全庁的に推進するために、第3次笠間市行財政改革大綱(H28年度策定)及び実施計画(平成29年～平成33年)の進行管理を行う。 負担金の見直し調査(3年に1回)、使用料・手数料の見直し(5年毎)を実施する。	政策的事業	実施計画達成率(計画通り以上の割合) 負担金の廃止件数	% 件	73 3	74 6	75	市単独	149	133	47	総務課		
856	行政運営	指定管理者制度推進事業	指定管理者制度の導入が有効な市の施設については、指定管理者制度を導入することで、民間の能力を活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な施設の管理運営を行う。	政策的事業	指定管理者制度導入施設数 指定管理者制度導入率	箇所 %	25 26	27 27	28 28	市単独	56	76	56	総務課		
857	行政運営	地方分権改革・権限委譲推進事業	国に対して、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについての提案を行う。また、県に対して、権限委譲についての要望を行う。	内部管理事務	提案募集に対する事前相談件数 権限委譲率(法令ベース)	件 %	1 84	1 90	5 90.2	市単独	0	0	0	総務課		
858	行政運営	文書管理事務	笠間市文書管理規程に基づき、市の保有する公文書を適正に管理する	内部管理事務	保存文書、廃棄文書の数	件	12,000	14,099	14,000	市単独	430	470	425	総務課	見直し	施策の今後の方向性として掲げている「内部管理システムの統合や働き方改革による業務の効率化」の一環として、文書管理システム(電子決裁を含む)を導入し、起案・決裁・文書管理の効率化を図る。
859	行政運営	督促状印刷・発送業務	地方税法の規定により、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないため、庁内処理にて督促状の印刷及び発送を行っている。なお、督促状を発した場合は、笠間市税条例により、手数料を徴する。(一般税9回、他随時分)	義務的事業	発送枚数	枚	28,210	26,554	24,636	市単独	610	610	611	収税課	-	基幹系システムのベンダー変更に伴い、平成31年2月から督促状作成業務(印刷及び圧着)の外部委託を実施する。
860	財政運営	契約検査事務	市発注工事等における、入札事務及び検査の適切な執行により、財政運営の推進を図る。	内部管理事務	入札制度等の改善 落札率	件 %	1 92	1 93	1 93	市単独	1,231	946	1,504	財政課		
861	財政運営	財政事務	長引く不況による税収の伸び悩みや地方交付税合併算定替期間の終了に伴う歳入の減を見据え、市民ニーズに裏付けされた施策の重点化のもとで、予算編成を実施する。 決算においては、決算統計及び財政健全化判断比率や財務諸表を作成し、財務状況を分析・検証することで財政の弾力性や健全性の確保・向上を図るとともに、市民への公表を行っていく。	内部管理事務	経常収支比率 実質単年度収支	% 千円	88 505148	90 508300	89 -630946	市単独	906	894	1,264	財政課		平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年度から「わかりやすいかさまの決算」の作成を廃止した。
862	財政運営	市債管理事務	公共施設等の整備については、単年度収入では賄いきれず、また住民負担の世代間公平のために、市債の発行は必要であるが、過度の将来負担にならないように管理していくことが必要である。そのために真に必要な事業を厳選するとともに、交付税算入率の高いものを優先的に借り入れすることとした。また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	政策的事業	実質公債費比率 将来負担比率	% %	9 23	8.8 19.9	8.5 20.9	市単独	0	0	0	財政課		
863	財政運営	土地開発基金事業	公用若しくは公共の用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るための土地開発基金を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	政策的事業	基金現在高	千円	1481177 0	1481959 0	1482509 0	市単独	1,862	782	550	財政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
864	財政運営	公会計財務書類作成事業	地方公会計は,現金主義会計による予算・決算制度を補完するものとして,貸借対照表,行政コスト計算書,資金収支計算書,純資産変動計算書の財務書類4表を作成し, 現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営に活用していくもので, 平成24年度決算より従来の「総務省方式改訂モデル」から「基準モデル」に変更し, また平成28年度決算から「統一モデル」により作成している。複式簿記の導入や固定資産台帳の整備により, さらに詳しい分析をすることで, わかりやすい情報開示が出来るとともに他団体との比較も可能に、また行政内部の管理経営のための情報活用を図る。	政策的事業	作成数公表数		1 1	1 1	0 0	市単独	1,231	1,232	1,490	財政課		
865	財政運営	財政調整基金事業	経済事情の変動等による財源不足や、災害・大規模事業に対応できる財源を確保するため、財政調整基金を適正に管理し、健全で円滑な財政運営を図る。	政策的事業	財政調整基金現在高	千円	7144608 0	7569453 0	6899760 0	市単独	36,729	4,700	4,114	財政課		
866	財政運営	減債基金事業	将来の臨時財政対策債や合併特例債による地方債残高の増に対する負担の軽減のための減債基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	政策的事業	減債基金現在高	千円	2345225 0	2000961 0	1892880 0	市単独	463,163	1,561	865	財政課		
867	財政運営	元気かさま応援基金事業	笠間市が有する自然環境及び歴史的資産の継承並びに笠間市の将来の発展を願う人々から寄附金を募り、多様な人々の参加による個性あふれるふるさとづくりに資することを目的としたふるさとづくり寄附金を元気かさま応援基金に積み立て、まちづくり支援事業、子ども支援事業、芸術・文化支援事業に充当するとともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	政策的事業	元気かさま応援基金現在高	千円	19411 0	19660 0	20734 0	市単独	19,204	19,453	19,660	財政課		
868	財政運営	復興まちづくり基金事業	東日本大震災からの復興に向けたまちづくりの推進に資するため、笠間市復興まちづくり基金を設置し、震災に伴い交付された復興まちづくり支援事業交付金等を基金に積立て、対象事業に充当するとともに、基金等を適正に管理することで、健全で円滑な財政運営を図る。	政策的事業	復興まちづくり基金現在高	千円	31978 0	18350 0	12188 0	市単独	13	2	2	財政課		
869	財政運営	地方債元金償還事務(一般会計)	公共施設等の整備に係る市債や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の元金を償還する。また、将来的な負担増に備え、利率の高い市債について繰上償還を実施。	義務的事业	地方債現在高	千円	3028312 9 0	3050024 8 0	3126557 3 0	市単独	2,658,768	3,053,647	2,882,458	財政課		
870	財政運営	地方債利子償還事務(一般会計)	公共施設等の整備や臨時財政対策債など今までに借り入れた地方債の利子を支出する。	義務的事业			0 0	0 0	0 0	市単独	299,447	259,881	226,987	財政課		
871	財政運営	一時借入金利子	歳計現金が不足した場合の一時借入金に対する利子を支出する。	内部管理事務			0 0	0 0	0 0	市単独	0	0	0	財政課		
872	財政運営	病院事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	内部管理事務			0 0	0 0	0 0	市単独	144,686	239,636	315,998	財政課		
873	財政運営	上水道事業支出金	公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金を支出する。	内部管理事務			0 0	0 0	0 0	市単独	125,665	118,676	93,027	財政課		
874	財政運営	予備費管理事務(一般会計)	地方自治法により、一般会計予算には、予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため,予備費を設けなければならないことになっており、必要に応じて予備費から充当する。	内部管理事務			0 0	0 0	0 0	市単独	10,981	16,331	24,661	財政課		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
875	財政運営	地方交付税算定事務	地方交付税は、市の歳入の3割を占め重要な財源となっていることから、その算定のための基礎数値の報告や申請に際して、正確な数値等の把握をすることで、適正な交付税確保に繋げる。	義務的事業	普通交付税額 特別交付税額	千円 千円	6334909 663218	6259552 629707	6207102 610454	市単独	0	0	0	財政課		
876	財政運営	市民税賦課事務	地方税法第294条及び笠間市税条例第23条の規定により、市内に住所を有する個人、事務所・事業所を有する法人に対して市民税を課す。 ※東日本大震災復興財源として平成26年度から10年間個人市民税均等割500円増額。	義務的事業	個人市民税調定額(現年度) 法人市民税調定額(現年度)	千円 千円	3,275,760 602,304	3,336,305 590,250	3,416,170 644,873	市単独	30,868	26,002	28,539	税務課		
877	公共施設等管理	公共建築物の中期資産管理計画策定事業	公共施設等の総合的な管理の推進に向け、公共建築物の再編・最適化及び、公共施設等の長寿命化の推進に資するための中期資産管理計画を策定する。	内部管理事務	長寿命化計画策定率 公共施設の複合化・多機能化数	% 施設		16	160	市単独	0	0	39	資産経営課		
878	公共施設等管理	営繕工事等事務	・営繕工事等依頼を工事内容の専門性、工期や発注時期で整理し、最大限の受け入れと工事監理・監督を行う。・直営での受け入れが必要でない業務については、助言・指導により業務の質向上を図る。	維持管理事業	施設G直営による事務事業の実施 技術的助言・指導による事務事業の実施	% %	1000	1000	8020	市単独	201	239	287	資産経営課		
879	公共施設等管理	遊休市有地売却促進事業	「既存ストックの保全及び活用」の一環として、低・未利用地の貸付等による利活用のほか、有資格者の雇用や、民間事業者の情報等を活用するなど、売却手法の効率化を図り、遊休市有地の売却を積極的に促進する。	政策的事業	遊休市有地売却・払下件数 遊休市有地売却・払下金額	件 円			54192247	市単独	0	0	1,431	資産経営課		
880	公共施設等管理	大池田財産区事務	大池田財産区に関する事務	義務的事業	区有林枝打ち・間伐委託 賃借料	ha 千円	56841	1.546841	10.76841	市単独	20,376	6,584	7,989	資産経営課		
881	公共施設等管理	公有財産管理台帳システム運営事業	笠間市公共施設等総合管理計画に基づく、公有財産管理台帳の統合型データベース化を進めるため、システムの維持・保守を行う。	維持管理事業	保守業務 加除修正	式 回	20	20	12	市単独	227	0	368	資産経営課	見直し	今後、内部情報系システムの再構築により、有効な資産管理(公会計)システムが導入された場合、現行の財産管理台帳システムの切替え又は補完的な利用など、見直しを検討する。
882	公共施設等管理	第5駐車場環境改善事業	公用車及び職員駐車場として管理しているが、敷地構造は碎石を敷き均したものであり、駐車所全体が車の通行によりわだちが発生した状況である。土誇りによる近隣宅地への影響や地面の凹凸状態により利用上の不便をきたす状況であったものを解消するため、アスファルト舗装を施す。	維持管理事業						市単独	0	0	0	資産経営課	-	平成29年度で事業完了。
883	公共施設等管理	財産管理事務	市が所有する財産は、市民の財産でもあるため、適切な管理がされていくべきものである。 そのため、県内市町村担当者との情報交換、必要とされる用地の確保、財産の適切な維持管理が求められる。 また、大池田財産区からの繰入により、財産区域内の自治会に対し、公共的施設の改修等に補助を行う。	維持管理事業	市有財産維持管理件数 借地件数	件 件	4000	4000	302	市単独	15,217	7,216	3,962	資産経営課		
884	公共施設等管理	本所庁舎管理事業	庁舎及びその他の建物等に係る設備の点検修繕、維持管理及び建物災害共済への保険加入手続きを行う。	維持管理事業	保険請求金額 保険掛金	円 円	250,000 3,703,000	0 3,681,796	2,739,693 4,202,706	市単独	67,042	65,482	63,873	資産経営課	見直し	本庁舎管理業務委託(個別契約)にかかる契約行為・会計処理等の事務軽減を図るため、本庁舎大規模改修工事終了後である平成33年度から包括管理として委託を集約する。
885	公共施設等管理	電話交換事務	外線電話を関係各課に取り次ぐために臨時職員を4名雇用し、1日3名の臨時職員で電話交換業務を行う。	政策的事業	電話取次ぎ件数(1日当り)	件	850	850	850	市単独	4,579	4,816	5,443	資産経営課	見直し	現在、一般非常勤職員により電話交換業務を行っている。電話の取り次ぎ本数が多いため、電話交換手は常時3人体制とする必要がある。電話交換業務は実務経験を有する者でなければスムーズな取り次ぎができないため、現体制を維持することがベストと考えているが、事務の継続性を安定させるため、民間委託(コールセンター)導入の検討をする。

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
886	公共施設等管理	車輛管理事業	公用車の維持管理。老朽化した公用車の更新(買換え)。公用車の集中管理により効率的に稼働させる。	維持管理事業	集中管理公用車稼働日数 バス使用回数(2台)	日 回	244 289	244 289	248 291	市単独	36,528	42,848	41,697	資産経営課	見直し	老朽化著しい車両の維持管理には多くの負担がある。車両の安全性及び事務の軽減化を図るため、既存車両について民間整備会社による包括管理を模索しているところであるが、存在しない状況である。 老朽化著しい車両の更新については、カーリースの活用等、車両更新後の維持管理に手間がかからない方法を検討する。 燃料費に伴う事務処理は、毎月、各店舗からの請求書に基づく会計処理がある。請求内容の誤記入等を防ぎ、かつ、事務の軽減化を図るため、現在行っている手書きの給油伝票をカード決済とし、複数の請求書をカード会社から一括請求できるよう検討する。 なお、燃料費・有料道路使用料(ETC)については年々経費が上昇傾向にあるため、適宜、庁内掲示板等を利用し抑制する旨の周知を実施する等、削減に向けた取り組みを実施する。
887	公共施設等管理	事務機器管理事業	庁舎内で使用する事務機器の管理 備品台帳の整備	内部管理事務	機器保守回数(年間)	回	120	120	12	市単独	13,810	14,234	13,779	資産経営課		
888	公共施設等管理	みどりの基金事業	笠間市の自然環境の保全及び公共施設の維持管理のための基金であり その積立金より生じる利子を積み立てる。	維持管理事業	基金利子	円	91,305	90,315	90,017	市単独	92	91	91	資産経営課	見直し	平成30年度の繰り入れ分から基金原資の取り崩しを行うこととなるため、今後の基金の存続や所管について関係課と調整し、見直しを検討する。
889	公共施設等管理	市庁舎建設基金事業	庁舎の建設事業に要する資金のために創設した基金。その積立金より生じる利息を積立てる。	維持管理事業	基金積立利息	円	103,909	103,722	101,523	市単独	104	104	101	資産経営課	廃止	平成31年度から32年度にかけて本庁舎議会行政棟の大規模改修工事を行うため、市庁舎建設基金を工事費に充てる。そのため、平成31年度末をもって基金を廃止する。
890	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(本所)	コピー用紙、フラットファイル、乾電池の単価契約を行うことにより、支出額の削減に努めている。また、ボールペン、蛍光ペン等については、詰め替え用インクの使用を推進している。○消耗品の集中管理	内部管理事務	理解度	%	1000	1000	100	市単独	6,159	5,607	5,499	総務課		
891	公共施設等管理	笠間支所庁舎管理事業	①庁舎維持・管理の各種委託事業の契約 ②機械警備の入退室カードの管理 ③庁舎敷地内の環境保全に伴い草刈の実施や樹木から発生する害虫駆除等 ④敷地内の安全を確保	維持管理事業	施設、敷地の不具合件数を把握する	件	50	50	5	市単独	5,074	0	5,670	地域課(笠間支所)		
892	公共施設等管理	車輛管理事業(笠間支所)	①安全運転管理者をおかなければならない事業所に該当する。②管理車輛は24台で修繕、車検等を行う。	維持管理事業	無事故率の向上 無駄の無い公用車の管理	% 件	10029	10030	10027	市単独	2,289	20,890	3,131	地域課(笠間支所)		
893	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(笠間支所)	財源が厳しい中で、職員が無駄使いをなくす意識を持ち事務費の削減をする。	内部管理事務	前年比より削減	%	50	30	3	市単独	555	496	547	地域課(笠間支所)		
894	公共施設等管理	岩間支所庁舎管理事業	市民センターいわま庁舎及び付属設備を、行政サービスに支障のないように管理する。	維持管理事業			410	38		市単独	32,641	21,711	16,723	地域課(岩間支所)		
895	公共施設等管理	車輛管理事業(岩間支所)	①市民センターいわま管理下の公用車の適切な管理を行う。 ②安全運転管理者を選任する。	維持管理事業	無事故率の向上 公用車の管理	% 台	9522	9522	9522	市単独	1,214	1,945	1,130	地域課(岩間支所)		

H29年度の施策を構成する事務事業一覧

番号	施策	事業名	事業内容	事務事業性質	実績					補助区分	事業費(千円)			担当課	スクラップの判断	判断理由
					実績指標	単位	H27	H28	H29		H27	H28	H29			
896	公共施設等管理	庁内事務用品管理事務(岩間支所)	財源が厳しい中で、職員が無駄使いをなくす意識を持ち事務費の削減をする。	内部管理事務			980	980		市単独	451	453	438	地域課(岩間支所)		
897	公共施設等管理	岩間支所(市民センターいわま)大規模改修事業	市民センターいわま庁舎及び付属棟については建築後20年程経過している。その間小規模な修繕は行われてきた経緯がある。しかし、老朽化が目立ち庁舎、付属棟及び付属設備について、全体的な改修工事や付属設備の更新が必要な状況である。市民センターいわまが、地域行政サービスの拠点として、支障のないように整備するものである。	建設・整備事業	庁舎、付属棟を改修する。付属設備を改修及び更新する。	棟箇所	330	330	3	市単独	0	8,596	205,240	地域課(岩間支所)	-	平成30年度で事業完了。
898	広域行政	地域振興事業	少子高齢化社会などを背景とした新たな課題に対応し、個性と魅力ある地域の形成と発展に寄与するため、大学の人的・知的資源の相互活用や政策課題への対応、地域活性化に寄与する人材育成等に対し、連携協力することで効率的・効果的な行政運営を図る。	政策的事業	大学連携事業件数 大学連携協定数(累計)	件件	113	173	293	市単独	724	1,090	1,893	企画政策課	-	平成29年度にスクラップの判断を行い、平成30年度から他事業に統合している。
899	広域行政	定住自立圏構想推進事業(企画政策課)	人口減少・少子高齢化社会を迎えるなか、中心市・周辺市町村が相互に役割を分担し、連携・協力して人口定住に必要な生活機能の確保・充実を図り、住民が安全・安心に暮らすことのできる地域を形成していく。	政策的事業	圏域内住民の広域利用者数 ノーマイカーウィーク参加事業所数	人事業者		26376697	248722118	市単独	0	0	1,065	企画政策課		
900	広域行政	広域行政事務	地域の活性化、認知度向上、イメージアップ及び業務の効率化につながるように広域的な課題に対する要望事項の調整や広域計画の策定及び推進などを図り、近隣市町村との相互支援や連携の充実・検討を進める。また、県央地域首长懇話会において、定住自立圏形成に向けた調査・研究を進めていく。・いばらき北関沿線地域活性化協議会 ・県央地域首长懇話会 ・茨城空港利用促進協議会 ・霞ヶ浦導水事業建設促進協議会	政策的事業	広域事業・連携が行われていると感じている市民の割合	%		28.82	24.79	市単独	630	550	508	企画政策課		